

令和2年第1回美里町議会定例会会期日程表

日次	月	日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	3	10	火	午前10時	・開会 ・会議録署名議員指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・町長提出議案の一括上程 ・令和2年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決）
第2日		11	水	午前10時	・一般質問 ・議案審議（内容説明）
第3日		12	木	休 会	・各常任委員会
第4日		13	金	午前10時	・各常任委員会報告及び質疑 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） ・閉会

第 1 号

3 月 1 0 日 (火)

令和2年第1回美里町議会定例会会議録（第1号）

令和2年3月10日（火）

午前10時00分開会

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名 1番 高田 美千子 議員 2番 光井 博幸 議員

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告 (1)議長
(2)町長
(3)監査委員
(4)社会文教常任委員会委員長
(5)美里町議会改革調査特別委員会委員長
(6)宇城広域連合議会議員

自治功労者に対する表彰状の伝達

日程第4 町長提出議案の一括上程（議案第1号から議案第31号）

日程第5 令和2年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明

日程第6 議案第1号 美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置条例の
制定について

日程第7 議案第2号 美里町公共施設等マネジメント推進委員会設置条例の制定に
ついて

日程第8 議案第3号 美里町森林環境譲与税基金条例の制定について

日程第9 議案第4号 美里町教育委員会外部評価委員会設置条例の制定について

日程第10 議案第5号 美里町スクールバスの設置及び運行に関する条例の制定に
ついて

日程第11 議案第6号 美里町学校給食調理業務等委託検討委員会設置条例の制定に
ついて

日程第12 議案第7号 美里町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

日程第13 議案第8号 美里町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第9号 美里町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

日程第15 議案第10号 美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第16 議案第11号 美里町私法的収入金の督促手数料及び遅延損害金に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第12号 美里町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第13号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第14号 令和元年度美里町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第20 議案第15号 令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第16号 令和元年度美里町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第17号 令和元年度美里町生活排水特別会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第18号 令和元年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

2. 出席議員（11名）

1番	高田美千子君	2番	光井博幸君
4番	坂田竜義君	5番	上田孝君
6番	松永正憲君	7番	中川政司君
8番	吉田起登君	9番	上村則幸君
10番	福田秀憲君	11番	濱田憲治君
12番	吉田美好君		

3. 欠席議員（1名）

3番	今田政行君
----	-------

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	吉住慎二君
教育長	吉永公力君	総務課長	宮寄幸仁君
企画情報課長	下田幸輔君	税務課長	田上和則君
住民課長	山田輝臣君	福祉課長	中村武志君
健康保険課長	松永栄作君	経済課長	富永英司君
林務観光課長	高田浩幸君	建設課長	長井寿浩君
水道衛生課長	北島浩徳君	会計課長	池永英治君
学校教育課長	坂村浩君	社会教育課長	中川幸生君

5. 事務局職員出席者

事務局長	倉田辰実君	書記	津田里美子君
------	-------	----	--------

開会 午前１０時００分

-----○-----

○議長（吉田美好君） ただいまから、令和２年第１回美里町議会定例会を開会します。

はじめに、３番、今田政行君より、本定例会会期中の欠席届けが出ておりますので、皆さん方に報告をいたします。

本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員指名

○議長（吉田美好君） 日程第１、会議録署名議員指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定によって、１番、高田美千子君、２番、光井博幸君を指名します。

-----○-----

日程第２ 会期の決定

○議長（吉田美好君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

２月２８日に議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、濱田憲治君。

○議会運営委員長（濱田憲治君） 改めまして、おはようございます。

去る２月２８日午後２時より、中央庁舎議会委員会室において、令和２年第１回議会運営委員会を開催しましたので、その報告をいたします。

出席者は、議会より吉田美好議長、吉田起登総務常任副委員長、上田経済建設常任委員長、坂田社会文教常任委員長と私、濱田、執行部より、上田町長、吉住副町長、宮寄総務課長、事務局より倉田事務局長と津田参事出席のもと開会をいたしました。

議題としまして、（１）執行部提出議案について、（２）議員提出議案（請願・陳情・意見書等）について、（３）一般質問について、（４）日程・会期等について、（５）その他を議案としました。

まず、（１）執行部提出議案について、条例関係１３件、令和元年度補正予算５件、令和２年度当初予算７件、その他６件、合計３１議案の説明を受けております。

次に、（２）議員提出議案（請願・陳情・意見書等）について、令和元年１１月２８日以降、令和２年２月２６日までに１件の請願・陳情等を受け付けております。

受付番号１、「労働者協同組合法の速やかな制定を求める意見書」に関する陳情書が提出をされております。

議会運営委員会としましては不受理とし、全議員に資料の配付をするように決定しております。

次に、（３）一般質問について、受付順で坂田竜義議員、高田美千子議員から通告があっており、質問順については抽選の結果、最初に坂田竜義議員、次に高田美千子議員の順番に決定しております。

次に、（４）日程・会期等について、執行部提出議案３１件と一般質問者２名を考慮し、会期を会期予定表（案）のとおり、３月１０日より３月１３日までの４日間と予定しております。日程の内容につきましては、議案集の令和２年第１回美里町議会定例会会期予定表（案）のとおりでございます。

議会初日、本日は、令和２年第１回美里町議会定例会議事予定表（案）より、日程第３、諸般の報告、その後、自治功労者に対する表彰状の伝達を行います。日程第４、町長提出議案一括上程（議案第１号から議案第３１号）、日程第５、令和２年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由の説明を受けます。日程第６、議案第１号「美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置条例の制定について」から、日程第２３、議案第１８号「令和元年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）」の内容説明のあと、質疑・討論・採決を行います。

３月１１日は、一般質問を行います。質問順につきましては、坂田竜義議員、高田美千子議員の順番で実施します。

一般質問終了後、議案第１９号「令和２年度美里町一般会計予算」から、議案第２５号「令和２年度美里町簡易水道事業特別会計予算」までの内容説明を行います。質疑・討論・採決は、議会最終日１３日にを行います。

３月１２日は休会とし、各常任委員会を実施します。

３月１３日、議会最終日は、各常任委員会の委員長の報告及び質疑を行います。その後、議案第１９号「令和２年度美里町一般会計予算」から、議案第２５号「令和２年度美里町簡易水道事業特別会計予算」を再度上程し、内容説明は既に終わっていますので、質疑・討論・採決を行います。

次に、議案第２６号「宇城東部二町新町計画の一部変更について」から、議案第３１号「森林体験公園施設スマートビレイシステム備品の売買契約の締結について」の内容説明のあと、質疑・討論・採決を行います。

以上が、２月２８日に行われました議会運営委員会の報告といたします。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

皆さんにお諮りします。ただいま議会運営委員長の報告のとおり、会期は、本日３月１０日から３月１３日までの４日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日３月１０日から３月１３日までの４日間に決定をいたしました。

—————○—————

日程第３ 諸般の報告

○議長（吉田美好君） 日程第３、諸般の報告を行います。

まず、議長から１２月定例会以降の報告を行います。

１２月の１３日、令和元年第１２回議会広報委員会、これは委員会室で行われまして、全議員で出席でございます。

同じく１８日、令和元年度美里町老人クラブ大会が文化交流センターひびきで行われまして、挨拶を行っております。

２０日、令和元年第２回宇城広域連合議会臨時会が行われまして、これは宇城広域連合で行われておりますが、私と光井議員、出席をいたしております。

同じく２０日、令和元年度第４回熊本県町村議会議長会理事会在熊本県自治会館で行われまして、出席をいたしております。

同じく２３日、令和元年第１３回議会広報委員会、委員会室で行われまして、正副委員長、正副議長、各委員長が出席でございます。

１月１日、第４９回美里町新春霊台橋マラソン大会、総合運動公園グラウンドで行われておりまして、出席をし挨拶を行っております。

それから２日、令和２年美里町成人式が文化交流センターひびきで行われまして、全議員と私が出席をいたしまして挨拶を行っております。

９日、商工会及び関係団体役員合同賀詞交歓会、いのうえで行われまして挨拶を行っております。

１０日、新春の集い、これは自民党の県連が行われたわけですが、ホテルキャッスルで行われまして、ここに出席をいたしております。

同じく１０日、令和２年第１回議会広報委員会、これは委員会室で行われまして、全議員と出席でございます。

１２日、第２１回みどりかわ湖どんと祭りが緑川ダム（補助ダム）で行われまして、出席、挨拶を行っております。

１５日から１６日まで、令和元年度宇城広域連合議会議員視察研修が香川県三豊町で行われまして、私と光井議員が参加をしております。

２０日、美里町公有財産管理運用等審議会が中央庁舎で行われまして、私と今田議員が出席をございまして、私のほうで進行役をしております。

同じく２０日、美里町地域婦人会新年会がいわやで行われまして、出席、挨拶を

行っております。

23日、令和2年第3回議会広報委員会が委員会室で行われまして、全議員と出席でございます。

同じく23日、2020年度一般社団法人宇城青年会議所新年賀詞交歓会が華月園で行われまして、出席をいたしております。

1月31日、熊本県町村議会議長会第5回理事会が自治会館で行われまして、出席をいたしております。

同じく、31日、令和2年美里町建設業協会新年会が三浦屋で行われまして、私と上田議員出席をいたしております。このとき挨拶を行っております。

2月9日、土地改良区遠野事業部総会、大遠多目的集会所で行われまして、出席し、挨拶を行っております。

14日、第70回熊本県町村議会議長会定期総会が熊本テルサで行われまして、出席をいたしております。

20日、令和2年第1回熊本県市町村総合事務組合議会定例会が自治会館で行われまして、出席をいたしております。

21日、令和元年度美里町生涯学習講座合同閉校式が中央公民館で行われまして、私と副議長、坂田議員出席で、私、挨拶を行っております。

同じく21日、宇城広域連合議会定例会の事前打ち合わせがこの議長室で行われました。

同じく21日、令和2年第2回美里町議会改革調査特別委員会が委員会室で行われまして、全議員と出席でございます。

2月25日、美里町新規振興作物「美里かぼちゃ栽培反省会」がいわやで行われまして、出席、挨拶を行っております。

2月28日、熊本県市町村振興協会、令和元年度第2回臨時評議員会が自治会館で行われまして、出席をいたしております。

同じく28日、令和2年第1回議会運営委員会、委員会室で行われまして、議会運営委員さん方と一緒に出席をいたしております。

3月4日、令和元年第1回宇城広域連合議会定例会議案等説明会が広域連合で行われまして、私と光井議員、出席をいたしております。

5日、美里町英霊顕彰会理事会が老人福祉センターで行われまして、副議長と私が出席をいたしております。

3月8日、令和元年度大井早揚水機械組合総会が大井早公民館で行われまして、出席をいたし挨拶をいたしております。

以上でございます。

最後に、地方自治法の一部改正に伴い策定されました美里町監査基準を、監査委員より２月２６日に提出されております。机上に配付しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上で、議長の報告を終わります。

次に、町長に行政報告を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、１２月定例会後の諸般の報告をさせていただきます。

令和元年１２月１４日、消防団幹部の忘年会に出席をいたしております。

なお、要約して報告をさせていただきます。

１２月１６日、退任民生委員への感謝状交付。その後、国道４４３号整備促進期成会の要望活動に出席をいたしております。

１２月１８日、美里町老人クラブ大会に出席をいたしております。

１２月１９日、第３回歩くネットワーク組織設立等検討会に出席をいたしております。

１２月２０日、宇城広域連合議会の臨時会に出席をし、その後、宇城広域連合正副連合長会議に出席しております。

１２月２３日、教育長、教育委員辞令交付式に出席をし、その後、佐俣の湯温泉まつり実行委員会に出席しております。

１２月２４日、中本律子氏ボランティア功労者厚生労働大臣表彰状の伝達式を行っております。

１２月２７日、固定資産評価審査委員辞令交付式を行い、その後、社会福祉協議会、そのあと、砥用庁舎・中央庁舎、それぞれ仕事納め式を行っております。

１２月２８日、年末特別警戒の本部巡視を行っております。

令和２年に入ります。

令和２年１月１日、新春霊台橋マラソン大会に出席をしております。

１月２日、美里町の成人式に出席をいたしております。

１月の４日、涌井峙原区の初会議に出席をいたしております。

１月の５日、上永富の津留区の初会、それから豊富の今村区の初会、それから九尾区の初会に出席をいたしております。

１月の６日、中央庁舎、砥用庁舎、それから社会福祉協議会、それぞれ仕事始め式を行っております。そのあと、復旧・復興会議、併せて課長会議を行っており、夜には議会と執行部の合同新年会に出席をいたしております。

１月の８日、宇城広域連合正副連合長会議に出席をし、

１月の９日、商工会及び関係団体役員合同新年賀詞交歓会に出席をいたしております。

1月の10日、自民党県連主催の新春の集いに出席をし、その後、熊本県町村会のトップセミナーに出席をし、夜には美里町のPTA連合会の新年会に出席をいたしております。

1月の11日、西山つつじ会の新年会。その後、堅志田消防の初会に出席をしております。

1月の12日、下中郡区の初会総会に出席をし、そのあと、第18回美里町書初め書道展表彰式に出席をして、そのあと、上中郡区の初会、白石野区の新年初常会、その後、津留区の初会に出席をしたあと、第21回美里町どんどまつりに出席をし、そのあと、金木地区の新年会に出席をいたしております。

1月の14日、公明党主催の熊本県本部賀詞交歓会に出席をし、夜には稲沢市の危機管理課職員との意見交換会を行っております。

1月15日、学校ICT活用フォーラムに出席をするため上京をいたしております。

1月19日、岩下区の初会。その後、萱野区の初会に出席をし、夕方から地域交流施設「百笑庵あぜつ」竣工祝賀会に出席をしております。

1月の20日、美里町地域婦人会の新年会。

翌21日は、B&G全国サミットに出席するため、上京をいたしております。

1月22日、末松県議の中央地区の県政報告会に出席をし、

1月23日には、宇城青年会議所の新年賀詞交歓会に出席をいたしております。

1月24日、総合戦略推進本部会議に出席をし、夜には美里町商工会商業部会・工業部会の合同講演会に出席をいたしております。

1月26日、西山区の通常総会。その後、ウォーカーズウェルカムくまもとネットワーク設立記念大会に出席をいたしております。

1月27日、嘱託員・嘱託補会議を開催し、その後、懇親会に出席をいたしております。

1月28日、熊本連携中枢都市圏連絡会議に出席をし、夕方、JA熊本うきアスパラガス専門部会の通常総会、夜には末松県議の砥用地区の県政報告会に出席をいたしております。

1月30日、農地集積意見交換会に出席をし、その後、第38回全国都市緑化くまもとフェア実行委員会に出席をいたしております。

1月31日、社会福祉協議会の理事会。その後、美里町建設業協会の新年名刺交換会に出席をいたしております。

2月の1日、砥用簡易水道組合の通常総会に出席をし、

2月の2日は、消防団の操法訓練に出席をいたしております。

2月の3日、新型コロナウイルス感染症対策会議を開催しております。

2月の4日、美里町のどんどもつりフォトコンテストの審査を行い、その後、公害対策審議会委員の委嘱状交付式を行っております。そのあと、新旧民生員、児童委員の親睦会に出席をいたしております。

2月の5日、日本赤十字社熊本県支部評議員会に出席をし、

2月の8日、日本フットパス協会10周年記念シンポジウムのため上京をいたしております。

また、2月の12日、全国過疎連盟の140回の理事会に出席するため、この日も上京をいたしております。

2月の13日、社会福祉協議会の評議員会。そのあと、美里町グラウンドゴルフ愛好者交流大会に出席をいたしております。

2月の15日、第12回JA熊本うき女性正組合員大会に出席をし、そのあと、夜には東部地区の住民意見交換会に出席をいたしております。

2月の20日、美里町砥用南園会の総会に出席をし、その後、中央地区農作業受託組合第14回の通常総会に出席をいたしております。

2月の21日、生涯学習講座合同閉講式に出席をし、そのあと、熊本県国民健康保険団体連合会の通常総会に出席をいたしております。

2月の22日、新型コロナウイルスの対策本部会議を開催をいたしております。その夜には、美里町の中央南園会の総会に出席をしております。

2月25日、美里かぼちゃ出荷反省会に出席をし、

2月28日、新型コロナウイルス対策の本部会議を開催しております。その日、2時から議会運営委員会に出席をいたしております。

3月の1日、消防の積載車引渡式を行っております。

3月の2日、課長会議を行い、

3月の5日、美里町英霊顕彰会の理事会に出席をいたしております。

3月の6日、美里町土地改良区の理事会に出席をし、

3月の8日、大井早揚水の機械組合の総会に出席をいたしたところでございます。

以上、12月定例会後の諸般の報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、監査委員の例月現金出納検査報告を求めます。4番、坂田竜義君。

○監査委員（坂田竜義君） 例月現金出納検査の結果について報告をいたします。

11月分からです。1月分まで、それぞれ毎月行っておりますけれども、地方自治法第235条の2第1項により、令和元年11月、12月、令和2年1月の出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告をいた

します。

1、検査対象、会計管理者所管の一般会計、特別会計、歳入歳出外現金に関する現金、一時借入金（計算表は別紙のとおり）であります。

2、検査の時期、令和元年12月24日、12月分につきましては令和2年の1月29日、1月分につきましては令和2年2月26日に行っております。

検査結果といたしましては、諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく確実なものと認めたところでございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 以上で、監査委員の例月現金出納検査報告を終わります。

次に、社会文教常任委員会委員長の報告を求めます。

4番、坂田竜義君。

○4番（坂田竜義君） 社会文教委員会の行政視察の報告を申し上げます。

令和2年2月12日、13日にかけて、佐賀県玄海町に行政視察に行っていました。玄海未来学園という義務教育学校でございます。

玄海町は、ご承知のように原子力発電所が立地する町でありまして、人口が5,500人ということでございます。旧有浦村と値賀村が合併した町でございまして、当時2中学校、4小学校あったものが、まず有浦地区の3小学校が統合し、平成22年に2中、2小といたしまして、平成27年に1中1小というところで統合をしたところであります。

まず、小中一貫校で出発をいたしまして、新たに平成29年に義務教育学校玄海未来学園として出発をいたしました。この間、平成19年に教育環境を考える検討委員会が発足され、平成23年検討委員会からの答申を受け、小中一貫校として方針を決定し、平成24年から27年にかけて、小中学校基本構想検討委員会で討議を進め、平成27年4月、玄海未来学園を開校をされております。現在、前期、小学校ですけど、前期15学級、294人、後期中学校、8学級152人の合計23学級446人となっております。

教育の重点として、挨拶と歌声が響く学校づくりの推進を掲げておりまして、まず、ステージ制、初等、1年から4年、中等が5年から6年、高等が7年から9年を取り上げた運営で、1年生から9年生までの一貫した生徒指導を行っております。特徴的には、海洋教育、夏休みの短縮、2学期を一週間早める。校内研究として、できた喜びを感じ自ら伸びていく子どもを育む。9年間を貫く学習スタイルの研究を上げております。学力向上のために、家庭学習の約束、メディアセンターの活用、朝読書など取り組んでおられます。その他、保育園、高校との連携、部活動一斉停止日（毎週水曜、土曜、日曜）。定時退勤日ということで水曜日、このように取り

組まれております。

他の特徴点といたしまして、教育委員会が学校内に教育委員会があるということで、ゆったりした空間で未来ホールという大きなホールがあります。それからまた大きな図書館、メディアセンターというのがございます。4番目に教育全面の壁、全部がホワイトボードになっております。また、5点目として、7割の児童生徒がスクールバスで通っていると。総工費は50億円ということでございまして、ものすごい立派な大きな建物でありました。3分の2以上がいわゆる原子力発電所が立地している関係での電源立地交付金ということでございました。

二日目は武雄市立の図書館を見学をいたしました。ここはご承知のようにツタヤに指定管理者としてツタヤを指定し、ユーロフォンとカーズフォン、ゆったりとした閲覧室を備えた素晴らしい施設でありました。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 以上で、社会文教常任委員会委員長の報告を終わります。

他の委員からの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 補足なしと認めます。

以上で、社会文教常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、美里町議会改革調査特別委員会委員長の報告を求めます。11番、濱田憲治君。

○11番（濱田憲治君） それでは、美里町議会改革調査特別委員会の報告をいたします。

12月定例会以降、3回の特別委員会を開催をしております。

まず、令和元年12月13日に、令和元年第5回の特別委員会を実施しております。場所は、美里町役場中央庁舎議会委員会室でございます。

出席者が、今田副委員長、福田委員、上村委員、吉田起登委員、中川委員、松永委員、上田委員、坂田委員、光井委員、高田委員と私、濱田でございます。事務局から、倉田局長、津田参事出席のもと開会をしております。

議題としまして、1、美里町議会改革調査項目（9項目）について、2、美里町議会議員定数等について、3、その他、でございます。

議題の1、美里町議会改革調査項目（9項目）の取り組みについて、我々の議員の任期が間もなく残り2年の折り返しを迎えることで、優先的に議員の定数等について議論をしたがよいのではと提案をし、委員の了承を得て調査項目の中にある議員定数等について議論することに至りました。

議題2、美里町議員定数等について、総務常任委員会が議会改革について視察さ

れた京都府与謝野町の議会のアンケートについて資料を配付し、議員定数等についてどのような方法で民意を把握するのがよいか意見を求めました。

意見の集約として、議員定数等について、町民アンケートを実施することに決定をしました。アンケートについては、県内の町村の人口に対する議員定数など、町民が見て理解できるような資料や、議員定数削減ありきではないような質問にするなどの工夫が必要である。質問の内容は十分議論し、進めていくことになりました。

次に、令和2年第1回の特別委員会を開催をしました。

期日が令和2年1月23日、場所が美里町役場中央庁舎議会委員会室でございます。

出席者が、今田副委員長、福田委員、上村委員、吉田起登委員、上田委員、坂田委員、光井委員、高田委員と私、濱田であります。欠席の委員が中川委員と松永委員です。事務局から倉田局長の出席のもと、開会をいたしております。

議題1、美里町議会議員定数等について、2、その他を議論をいたしました。

議題1、美里町議会議員定数等について

前回の委員会では、町民へのアンケートを実施することに決定をしていましたが、提示した資料と小国町や苓北町での議員定数等の経緯等の説明を受け、アンケートの回収率の問題や予算的なこと、また議員定数については、議会（議員）の課題でありますので、議会で調査研究し方向性を示すべきとの意見の集約がなされ、町民アンケートは実施しないように決定をしております。

次に、今後の進め方について意見を求めました。議員定数等、重要案件につきましては、議長を含む全議員で議論することになりました。囑託会との意見交換を実施するために、今後テーマを絞り込む作業を委員会で調査研究を実施していくことで確認をしております。

次に、令和2年第2回委員会を開催しています。

期日が令和2年2月21日、場所、美里町役場中央庁舎議会委員会室であります。

出席者が、今田副委員長、福田委員、上村委員、吉田起登委員、中川委員、松永委員、上田委員、坂田委員、高田委員及び私、濱田です。欠席で光井委員が欠席です。オブザーバーとして吉田議長に参加していただいております。事務局より倉田局長の参加のもと、会議を始めております。

議題1、美里町議会議員定数等について、2、その他でございます。

議題1、美里町議会議員定数等について

囑託員等との意見交換について、開催する時期はいつがよいのか、議員定数等、議会として方向性を検討した後がよいのか。先に囑託員等から意見を求めたがよいのか、各委員より意見を求めています。

意見の集約としまして、意見交換を実施する前に、項目・内容等について十分な議論と整理をし、テーマを絞り込むことが必要である。また、開催前に議長、議会改革調査特別委員会委員長と嘱託会会長等で十分な打ち合わせをし開催することにしたがよいのではという意見が出ております。

意見交換後、さらに調査研究をし、議員定数等の方向性を導けるように委員会を進めることで了承を得たところでございます。

2、その他について

議会ICT取り組みについて、1月27日に開催されました第20回ICTセミナー熊本に参加された4名の委員から内容及び感想等について報告を受けております。また、事務局より県内のタブレット導入状況や導入する場合の検討課題等について説明を受けております。委員会としては、今後時間をかけて調査研究を行うようにしております。

議会広報委員会の福田委員長から、委員長辞任届が議長に出され、議論した結果、各委員が責任を持って原稿の作成をすることを条件に、あと1年間委員長をお願いし、承諾をいただいております。

以上、令和元年第5回、令和2年第1回、令和2年第2回の議会改革調査特別委員会の報告といたします。

報告漏れがございましたら、他の委員から補足をお願いします。

以上です。

○議長（吉田美好君） 以上で、美里町議会改革調査特別委員会委員長の報告を終わります。

他の委員からの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 補足なしと認めます。

以上で、美里町議会改革調査特別委員会委員長の報告を終わります。

次に、宇城広域連合議会議員の報告を求めます。2番、光井博幸君。

○2番（光井博幸君） 令和元年第2回宇城広域連合議会臨時会の報告をいたします。

宇城広域連合議員、光井博幸

日時、令和元年12月20日金曜、10時～

場所、宇城広域連合2階交流プラザ

出席者、宇城広域連合議員9名、正副連合長3名、執行部から11名

日程第1、会議録署名議員の指名

日程第2、会期の決定 当日1日間に決定しております。

日程第3、議案第21号、宇城広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部

を改正する条例の制定について

日程第４、議案第２２号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

日程第５、議案第２３号、時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について

日程第６、議案第２４号、令和元年度宇城広域連合一般会計補正予算について

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億５６３万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ５７億３７８万１,０００円とするもの。併せて、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正、地方債の補正。

日程第７、議案第２５号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案に関しては、全て原案どおり可決されました。

続きまして、宇城広域連合視察研修の報告をいたします。

日時、令和２年１月１５日水曜から１月１６日木曜

視察先、香川県 バイオマス資源化センターみとよ

出席者、宇城広域連合議員９名、美里町から吉田美好議長と私です。執行部から２名。

目的です。広域連合では、新ごみ処理施設建設に向け計画を進めているところですが、平成２９年４月に香川県三豊市に、可燃物を焼却せず発酵・乾燥により水分等を除去し、固形燃料の原料として成型するためのバイオマス資源化施設が稼働したことから、日本で初めての処理方法の視察研修を行い、次期ごみ処理施設の処理方法の一つとして検討することを目的とし視察研修いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、宇城広域連合議会議員の報告を終わります。

次に、自治功労者に対する表彰状の伝達を行います。表彰伝達補助のため、議会事務局津田参事が議場内に入ることを許可します。

表彰の伝達は、濱田副議長にお願いします。

ここで、濱田副議長と交代いたします。濱田副議長は議長席に登壇をお願いします。

○副議長（濱田憲治君） それでは、吉田議長に代わりまして自治功労者に対する表彰状の伝達について、議長の職務を行います。

去る２月１４日に開催されました熊本県町村議会議長会第７０回定期総会におきまして、自治功労者として表彰されました吉田議長に表彰状の伝達を行います。

吉田議長は、答弁席前までにお進みください。

表彰状

下益城郡美里町議会 議長 吉田美好殿

あなたは23年以上の長きにわたり、町村議会議員としてよくその職務を遂行され、以って地方自治の振興発展に尽された功績は誠に顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

令和2年2月14日 熊本県町村議会議長会 会長 稲田忠則

代読です。

(拍手)

○副議長（濱田憲治君） ここで、吉田議長よりご挨拶をいただきたいと思います。答弁席でお願いしたいと思います、失礼しました。

○議長（吉田美好君） ただいま熊本県町村議会議長会からの表彰を受けさせていただきました。顧みますと、平成8年から、砥用時代から議会議員として一生懸命やってきましたつもりではありますが、いまだまだまだ未熟者でございまして、今後も皆さん方のご協力を仰ぎながら、一生懸命美里町の発展のために頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(拍手)

○副議長（濱田憲治君） ありがとうございます。

吉田議長には長年の功績に対する受賞、誠にめでたうございました。

以上で、自治功労者に対する表彰状の伝達を終わります。

ここで、吉田議長と交代をいたします。

—————○—————

日程第4 町長提出議案の一括上程

○議長（吉田美好君） 日程第4、町長提出議案の一括上程を行います。

議案第1号から議案第31号までの案件を一括して上程し、案件のみ議会事務局長に朗読をさせます。倉田議会事務局長。

○事務局長（倉田辰実君） それでは、議案書の2枚目をお開きください。それでは読み上げます。

議案第1号 美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置条例の制定について

議案第2号 美里町公共施設等マネジメント推進委員会設置条例の制定について

議案第3号 美里町森林環境譲与税基金条例の制定について

議案第 4 号 美里町教育委員会外部評価委員会設置条例の制定について
次のページをお開きください。

議案第 5 号 美里町スクールバスの設置及び運行に関する条例の制定について

議案第 6 号 美里町学校給食調理業務等委託検討委員会設置条例の制定について

議案第 7 号 美里町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 号 美里町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 号 美里町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 10 号 美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 11 号 美里町私法的収入金の督促手数料及び遅延損害金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 12 号 美里町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 13 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 14 号 令和元年度美里町一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 15 号 令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 16 号 令和元年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 17 号 令和元年度美里町生活排水特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 18 号 令和元年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 19 号 令和 2 年度美里町一般会計予算

議案第 20 号 令和 2 年度美里町国民健康保険特別会計予算

議案第 21 号 令和 2 年度美里町土地取得特別会計予算

議案第 22 号 令和 2 年度美里町介護保険特別会計予算

議案第 23 号 令和 2 年度美里町生活排水特別会計予算

議案第 24 号 令和 2 年度美里町後期高齢者医療特別会計予算

次のページをお開き願います。

議案第 25 号 令和 2 年度美里町簡易水道事業特別会計予算

議案第 26 号 宇城東部二町新町建設計画の一部変更について

議案第 27 号 準用河川金木川災害復旧工事請負契約の一部変更について

議案第 28 号 普通河川藤木川災害復旧工事請負契約の一部変更について

議案第 29 号 町道柏川朝見線災害復旧工事請負契約の一部変更について

議案第 30 号 町道柏川朝見線災害復旧工事請負契約の一部変更について

議案第 31 号 森林体験公園施設スマートビレイシステム備品の売買契約の締結について

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 以上で、議会事務局長の朗読を終わります。

ここでしばらく休憩をします。再開を午前 11 時とします。

-----○-----

休憩 午前 10 時 51 分

再開 午前 11 時 00 分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第 5 令和 2 年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明

○議長（吉田美好君） 日程第 5、令和 2 年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明を行います。

町長に、令和 2 年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由の説明を求めます。
上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、令和 2 年第 1 回美里町議会定例会の開会にあたり、美里町長として町政運営に関する施政方針の一端を述べさせていただきたいと思えます。

平成 28 年の熊本地震と豪雨災害の発生から間もなく 4 年を迎えます。町内全域の甚大な被害に対し、被災前の暮らしを取り戻すため、復旧・復興を最優先に取り組んできたところでありますが、令和 2 年度におきましても、復旧・復興の加速化を図り、社会基盤整備と経済基盤の復旧、被災者への住宅再建支援、恒久住宅への移行支援、生活再建支援などを引き続き行う必要があります。

しかしながら、このような状況の中でも地方自治体を取り巻く環境や、行政に対する住民ニーズは大きく変化し、少子高齢化、人口減少社会への対応、産業の活性化や雇用の創出、自然災害に対する危機管理など、多くの課題に直面しております。

このような課題から目をそらすことなく、災害からの復旧・復興及び第 2 次振興計画で示す施策への取り組みを着実に実行し、美里町復旧・復興計画でも示しているとおり、オール美里で再スタート&再チャレンジの理念のもと、議会並びに町民の皆様とともに、町民一人ひとりが幸せに暮らせるまちづくりを進めてまいります。

それでは、まちづくりの基本目標に沿って、主な取り組みについて述べさせていただきます。

第1に「協働のまちづくり」への取り組みについて申し上げます。

最初に、「行財政運営の推進」におきましては、職員のスキルや意識向上のために、従来の職員研修に加えて、係長級マネジメント研修を行い、職員の人材育成に努めます。

「広域連携の推進」におきましては、情報化の進展や社会環境の変化に伴い、市民の日常生活圏が広域化する中、連携中枢都市圏域等での一体となった広域行政を推進していくことが求められているため、本町も連携中枢都市である熊本市及び関連市町村と連携し、その取り組みを進めてまいります。

美里町産業連携協議会の活動におきましても、町内の農業、商業、工業、観光業に携わる関係団体と産業活性化や雇用の創出に向けて相乗効果を生み出す体制づくりを目指してまいります。

また、包括連携協定を締結した熊本学園大学と域学連携を推進し、大学の専門的知見や学生の活力など、地域の活性化や地域課題の解決に活かしてまいります。

第2に「健康・福祉のまちづくり」への取り組みについて申し上げます。

子育て支援の充実におきましては、保育園・認定こども園の利用料について、昨年10月より3歳児から5歳児までの幼児教育・保育の無償化を行っており、0歳児から2歳児までにつきましては、新たに非課税世帯が無償化となり、課税世帯はこれまでどおり第2子の利用料の半額、第3子以降の利用料の無料化を行ってまいります。

そのほか、第3子以降出生児祝金の支給、不妊治療費の助成、子ども医療費の助成等により、手厚い支援を行ってまいります。

その中でも高額となる不妊治療費につきましては、特定不妊治療に加え一般不妊治療費の助成を行い、不妊治療を続ける夫婦の経済的負担を軽減し、総合的な少子化対策に努めてまいります。

近年増加傾向にあります児童虐待につきましては、関係機関と連携を図り、児童虐待防止の支援体制の強化に努めてまいります。

「高齢者福祉の充実」におきましては、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進することで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域の仕組みづくりや、生活支援サービスの充実を目指します。

また、自立に向けた適正な介護サービスの提供と地域支援事業による介護予防、認知症対策に取り組んでまいります。

「健康づくり・医療機関との連携強化」におきましては、予防を重視した健康づくりの支援として、がん検診や特定健診等の受診率向上に努め、多くの市民が自らの健康状態を把握し、その健診データを基に健康づくりに取り組めるよう、きめ細

やかな保健指導に努めてまいります。

また、健康増進計画・データヘルス計画・糖尿病性腎症重症化予防プログラムに沿って、医療費高騰の原因疾患である心疾患・腎疾患・脳血管疾患の発症予防のため、高血圧・糖尿病等の生活習慣病の重症化予防のための保健指導を行ってまいります。

第3に「教育・文化のまちづくり」への取り組みについて申し上げます。

「学校教育の充実」におきましては、第2次教育振興基本計画の更なる推進に取り組み、よりよい教育の環境づくりを進めていき、さらには昨年度から始めました児童生徒の学校間交流を積極的に取り組んでまいります。

また、国が示す「GIGAスクール構想」を踏まえ、学校ICT環境の整備を進めてまいります。

「スポーツ活動の充実」におきましては、指導者の育成とともに、老朽化した体育施設の整備や快適に利用していただくための整備を行います。

「人権の尊重」におきましては、あらゆる場において人権教育活動及び国際交流を展開し、人権に対する意識の高揚や国際理解の推進を図っていくとともに、人権を大切にするまちづくりを推進したいと考えております。

「文化財の保護と活用」におきましては、優れた文化財が残されているため、熊本地震及び豪雨による指定文化財の堅志田城跡の復旧について、関係機関との協議調整を積極的に図りながら取り組んでまいります。

「文化・芸術活動の充実」におきましては、芸術・文化団体の育成と活性化に努め、広域的な文化交流を推進してまいります。

第4に「産業・観光のまちづくり」への取り組みについて申し上げます。

「産業の振興」におきましては、野生鳥獣による農作物被害に対して、国の鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、防護柵等の設置を行ってまいります。併せて、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金を活用し、捕獲による有害獣の個体数減少を図るなど、農作物被害の防止対策に積極的に取り組んでまいります。

「農業の基盤づくり」におきましては、県営事業として取り組んでおります砥用地区特定農業用菅水路等特別対策事業による老朽化した用水管の更新と、美里地区中山間地域総合整備事業によるほ場整備、用水路改修関連事業として管理道路の整備を進めてまいります。併せて、農家の身近な問題や中山間地等の条件不利地の小規模な生産基盤の整備につきましては、美里町土地改良事業補助金等による助成を通じて、きめ細やかな支援を行ってまいります。

今後も熊本県と連携を深め、農家の耕作条件の改善、作業負担の軽減を目指し、農業生産基盤の整備を図ってまいります。

「林業の振興」につきましては、昨年度より森林環境譲与税が配分され、来年度につきましては、譲与額が増額配分されることとなり、森林専門員を活用し森林整備を中心とした林業振興に努めてまいります。

町民の財産である町有林につきましては、戦後植林された高齢級の山林が大半を占めることから、森林経営計画に基づき計画的な間伐、皆伐、植林を進め、素材生産を行ってまいります。

「商工業の振興」におきましては、昨年は7件の新規創業があり、こうした新しい力を確実に芽吹かせるためにも、引き続き、商工会や各種関係団体と連携して、創業希望者に対する支援などに努めてまいります。

「観光の振興」におきましては、フォレストアドベンチャーも開場から5年が経過し、順調に入場者を伸ばしてきましたが、昨年は週末等の天候不良の影響で約7%の減で推移しております。令和2年度より指定管理者に運営を委託しますが、引き続きフォレストアドベンチャーを核とし、周辺施設を含めた観光振興計画を策定し、県内外からの誘客を図ります。

第5に「住みよく快適なまちづくり」への取り組みについて申し上げます。

「防災対策の充実」におきましては、引き続き、防災情報の発信や自主防災組織との連携による防災体制の強化を進めてまいります。

また、引き続き消防団員確保を進め、消防車両の更新や整備品の購入も併せて、消防団員の活動環境を整え、地域防災力の向上を図ります。

「防犯対策の充実」におきましては、犯罪や交通事故等を未然に防止するために、地域と協力して、防犯灯の整備を進めてまいります。

また、消費者問題につきましては、トラブルに対応するため、一昨年度から消費生活専門相談員を配置しておりますが、今後も関係機関と連携し、引き続き消費者行政の強化に取り組んでまいります。

「交通安全対策の充実」におきましては、高齢者を対象とした交通安全教室等の継続的な実施など、啓発活動を引き続き展開するとともに、交通安全施設の整備を進め、地域の実情に即したきめ細やかな交通安全対策に取り組んでまいります。

「循環型社会の推進」におきましては、分別収集を徹底することにより、ごみの削減「リデュース」、再利用「リユース」、再生利用「リサイクル」の3R理念の浸透やグリーン購入の推進を図るとともに、ごみの減量意識の醸成に努めてまいります。

不法投棄や不法焼却におきましては、保健所、警察等の関係機関と協力し、監視パトロールの強化や広報やチラシ、立て看板等を活用し、環境保全意識の醸成に努めてまいります。

「移住・定住促進と良好な住宅形成」におきましては、これまで取り組んできた空き家バンク制度による所有者と利用希望者のマッチングを行い、空き家の利活用を促進することで、移住・定住人口の増加を図るとともに、空き家バンク制度を活用した移住・定住者に対する空き家の改修費、家賃、購入費、家財撤去費の補助による支援を引き続き実施いたします。

また、都市部での移住相談会等において、本町の魅力を積極的に発信します。併せて、空き家の利活用と並行して、空き家に関する多様な相談に対応できる人材育成や住民向けセミナーを実施し、町民に建物の価値を再認識をしていただき、空き家の発生抑制に努めてまいります。

公営住宅につきましては、町営住宅長寿命化計画を基に、計画的な改修等を推進するとともに、町有住宅の改修を機に、子育て世代等の若年層の入居促進を積極的に行います。

「道路の整備促進」におきましては、住民生活の利便性や通学路の安全確保及び災害時の安全性を確保するために、生活道路の計画的な整備を推進してまいります。道路の維持管理の面におきましても、安全確保を第一に改修・補修を図ってまいります。

また、橋梁やトンネル・舗装等におきましても、老朽化対策として、点検の実施及び結果に基づく補修、補強対策を行ってまいります。

国・県道の整備促進につきましては、県事業の積極的な推進を国・県に要望してまいります。

「生活交通手段の充実」におきましては、過疎化の進展や自家用車の普及により、公共交通機関の利用者は年々減少傾向にあります。地域住民の利便性を確保するために、赤字路線バスの運行を維持することが必要なため、事業者への運行費の補助を継続して行なってまいります。

また、各集落から幹線までを結ぶデマンド交通「美里バス」におきましても、運行事業者と協力し、利用促進策や意識啓発策を行いながら、利用者の皆様の意見を聴き、利便性の向上に努めてまいります。

「上水道の整備」におきましては、水源確保の問題として、中央北地区等への給水が既存水源で可能か、新たな水源確保が必要か調査を行い、水道施設整備計画（案）の作成を行ってまいります。

既存の施設につきましても、「水道施設の個別施設計画」を策定し、老朽化した施設から計画的に改修を行い、施設の長寿命化を図ってまいります。

また、組合及び地区が行う水道事業につきましても、老朽施設の改修等への補助金を交付してまいります。

また、水質に問題のある飲料水を浄化するため、「家庭用浄水器設置費補助」を行い、安心・安全な飲用水の確保を推進し、生活に欠くことのできないライフラインの保全に努めてまいります。

「生活排水処理対策」におきましては、計画的に合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、老朽化した単独浄化槽の撤去費用を町単独補助金で対応することで、合併処理浄化槽への転換を推進してまいります。

また、地域への水環境の保全を図るため、町内 17カ所の河川につきまして、年 2 回水質検査を実施し、安心して住める環境維持に努めてまいります。

最後に「情報発信と情報共有化の推進」におきましては、ICTの利活用の一環として、町独自の情報を各家庭のテレビを通して閲覧できるデータ放送を利用した住民情報提供サービスやスマートフォン向け無料アプリケーション「LINE」による町からのお知らせ、町ホームページや防災行政無線を含めて、さらなる情報提供に取り組んでまいります。

続きまして、提案理由をご説明申し上げます。

今定例会に提案しております議案は、条例 13 件、補正予算 5 件、当初予算 7 件、その他 6 件の計 31 件でございます。

はじめに、議案第 1 号、美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置条例の制定につきましては、法律の一部改正に伴い、既存の要綱に規定する審議会を附属機関として位置づけ、目的達成を図るため条例化するものでございます。

続きまして、議案第 2 号、美里町公共施設等マネジメント推進委員会設置条例の制定につきましては、美里町公共施設等マネジメント計画の適正かつ円滑な推進を図るための条例制定でございます。

議案第 3 号、美里町森林環境譲与税基金条例の制定につきましては、森林環境譲与税を森林の整備に関する諸政策に有効に活用するための基金に関する条例制定でございます。

議案第 4 号、美里町教育委員会外部評価委員会設置条例の制定から、議案第 6 号、美里町学校給食調理業務等委託検討委員会設置条例の制定までの 3 案件につきましては、法律の一部改正に伴い、既存の要綱及び規則を廃止し、それぞれに規定する委員会及び審議会を附属機関として位置づけ、目的達成を図るために条例化するものでございます。

次に、議案第 7 号、美里町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定から、議案第 13 号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定までの 7 案件につきましては、法令の一部改正に伴い、関係規定を改正するものでございます。

続きまして、議案第14号、令和元年度美里町一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1,222万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を82億9,985万7,000円とするものでございます。

歳入の主なものでございますが、町税では、固定資産税の償却資産分1,853万6,000円を計上し、国庫支出金の国庫補助金では、社会資本整備総合交付金の住宅分1,217万3,000円及び公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金1,450万円を計上し、繰入金では、財政調整基金繰入金1億3,160万円を減額いたしております。諸収入では、砥用地区農村地域防災減災事業の特定管分返還金を3,061万円計上し、町債では9,430万円を減額いたしております。

次に、歳出の主なものでございますが、農林水産業費では、農業農村整備事業負担金返還金918万3,000円、土木費では、道路新設改良の用地購入費620万円及び社会資本整備総合交付金事業の応急仮設住宅利活用分工事請負費5,388万円、教育費では、GIGAスクール構想に基づく学校校内通信ネットワーク整備工事の設計監理業務委託料900万円及び工事請負費4,500万円をそれぞれ計上し、災害復旧費では、農用地等災害復旧工事費7,222万4,000円及び公共土木施設災害復旧工事費4,700万円をそれぞれ減額いたしております。

続きまして、議案第15号、令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から、議案第18号、令和元年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）までの4案件につきましては、収入実績並びに支出実績等に基づき補正を行っているものでございます。

続きまして、議案第19号、令和2年度美里町一般会計予算につきましては、予算総額を前年度当初より7億2,600万円減の69億8,700万円といたしております。

歳入の主なものでございますが、新たに創設されました法人事業税交付金では294万円を計上し、2年目となります森林環境譲与税では1,769万1,000円、同じく環境性能割交付金では1,747万5,000円を計上いたしております。地方交付税では、普通交付税27億8,674万8,000円及び特別交付税1億3,000万円を計上し、国庫支出金の国庫補助金では、観光誘客連携による地域活性化事業に係る地方創生推進交付金994万3,000円、社会資本整備総合交付金2億5,292万2,000円、公立学校情報機器整備費補助金621万円を計上いたしております。また、県支出金の県補助金では、熊本県企業局水力発電所地元振興支援事業交付金1,000万円、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金4,0

00万円を計上いたしております。繰入金では、財政調整基金繰入金3億8,200万円、水道事業基金繰入金1,281万5,000円、平成28年熊本地震復興基金繰入金を1,005万6,000円、公共施設整備基金繰入金3,540万7,000円を計上し、諸収入では、フォレストアドベンチャー・美里指定管理者利益還元金1,069万円を計上いたしております。町債では、臨時財政対策債1億2,160万円など、総額8億5,000万円を計上いたしております。

次に、歳出の主なものでございますが、総務費の財産管理費では、地域振興基金積立金1億円、特定目的基金費では、森林環境譲与税基金積立金350万円、町長選挙費では845万円、指定統計費では国勢調査関連で519万8,000円を計上いたしております。

民生費の障害者福祉費では、宇城圏域基幹相談支援事業委託料1,376万8,000円、プレミアム付商品券事業費では、平成31年度補助金返還金855万6,000円、災害救助費では、身近な相談拠点設置事業委託料508万3,000円を計上いたしております。なお、今回、児童措置費におきまして、副食費補助金545万4,000円を新たに提案させていただいております。

次に、農林水産業費の農地費では、ため池ハザードマップ作成業務委託料4,000万円、農業構造改善対策費では、佐俣の湯整備工事費1,980万円、林道開設費では、林道早楠線及び大窪線の開設工事費7,000万円を計上し、商工費の商工振興費では、観光誘客連携共同基盤事業負担金356万4,000円を計上いたしております。

土木費の道路維持費及び道路新設改良費、橋梁維持費では、社会資本整備交付金事業による工事費、合わせて2億9,850万円、住宅管理費では、大規模盛土造成地変動予測調査及び町営住宅改修工事調査に係る委託料1,100万円を計上いたしております。

消防費の非常備消防費では、消防車両購入費6,688万円、消防団活動時の安全確保用の消耗品費及び備品購入費696万8,000円を計上いたしております。

教育費の事務局費では、学校ICT機器購入費4,530万円、学校管理費では、砥用中学校スクールバス委託料619万1,000円、社会教育総務費では、やすらぎ交流体験施設給水工事費3,200万円、体育施設費では、カントリーパークのテニスコート人工芝張替及びトイレ改修、総合運動公園グラウンドのトイレ改修及び合併処理浄化槽設置に係る工事費、合わせて6,440万円を計上いたしております。

災害復旧費では、農用地等災害及び公共土木施設災害の工事費、合わせて7,000万円計上いたしております。

また、公債費では、町債の元利償還金を9億5,527万円計上いたしております。

続きまして、議案第20号、令和2年度美里町国民健康保険特別会計予算から議案第25号、令和2年度美里町簡易水道事業特別会計までの6案件につきましては、各事業運営のための必要額をそれぞれ計上いたしております。

次に、議案第26号、宇城東部二町新町建設計画の一部変更につきましては、関係法令の一部改正に伴い、目標年次の延長等、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第27号、準用河川金木川災害復旧工事請負契約の一部変更から、議案第30号、町道柏川朝見線災害復旧工事請負契約の一部変更までの4案件につきましては、契約金額の変更につきましては、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決に付すものでございます。

次に、議案第31号、森林体験公園施設スマートビレイシステム備品の売買契約の締結につきましては、予定価格が700万円以上の物品購入契約の締結につきましては、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決に付すものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせますので、慎重なるご審議をいただき、速やかなるご議決をお願いいたします。提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田美好君） 以上で、令和2年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明を終わります。

—————○—————

日程第6 議案第1号 美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第6、議案第1号、美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。下田企画情報課長。

○企画情報課長（下田幸輔君） 議案第1号について、ご説明申し上げます。

議案集の7枚目になります議案第1号をお開きください。

議案第1号、美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置条例の制定について

美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置条例を別紙のとおり定める。

令和2年3月10日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。まち・ひと・しごと創生法（平成２６年法律第１３６号）第１０条第１項の規定に基づく美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定等の円滑なる推進のために、美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会の設置に関し、本条例を制定する必要があるため提案するものでございます。

従来、総合戦略審議会につきましては、平成２７年４月から施行しております審議会設置要綱に基づき実施しておりましたが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成２９年法律第２９号）が交付され、令和２年４月１日に施行されることに伴い、本条例を定めることによりまして、特別職、非常勤職員の任用の適性を確保し、附属機関として明確に位置づけることとなるところでございます。

次のページをお開きください。

本提出条例は、全９条で構成しております。

第１条では、設置目的を明記しております。

第２条では、審議会の所掌事務について規定しております。

第３条では、組織の構成について規定しております。

第４条では、委員の任期及び欠員時の補欠員の任期について定めております。

第５条から第６条までは、会長、副会長の選任及び人数、会議の招集、議決要件について規定しております。

第７条につきましては、委員の報酬等について規定しています。

第８条では、庶務について企画情報課で処理することを規定しております。

次のページをお開きいただきますと、その他、第９条として、その他の事項の取り扱いについて明記しております。

なお、附則としまして、この条例につきましては、本年４月１日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第1号、美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（吉田美好君） 全員起立であります。

したがいまして、議案第1号、美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第2号 美里町公共施設等マネジメント推進委員会設置条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第7、議案第2号、美里町公共施設等マネジメント推進委員会設置条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 議案第2号について、ご説明申し上げます。

美里町公共施設等マネジメント推進委員会設置条例の制定について

美里町公共施設等マネジメント推進委員会設置条例を別紙のとおり定める。

令和2年3月10日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。美里町公共施設等マネジメント計画の推進にあたり、学識経験者等の意見を反映させ、進捗管理や計画の変更等を行うための美里町公共施設等マネジメント推進委員会を設置する条例の制定について、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

美里町公共施設等マネジメント計画につきましては、平成28年度末に策定し、現在これを基に各施設の個別計画の作成に取り組んでおります。5年ごとに見直すこととなっておりますので、今回この計画をよりよいものにし、施設の有効な管理運用を図るためのご提言をいただく推進委員会を設置し、附属機関として位置づけるために条例を制定するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町公共施設等マネジメント推進委員会設置条例

第1条は、委員会の設置規定でございまして、町が所有する建築物やインフラ資産について、最適な配置や維持管理並びに資産の有効活用及び処分に関して計画的に推進するため、町公共施設等マネジメント推進委員会を設置するといたしております。

第2条は、所掌事務の規定で、審議すべき4つの事項について記載しております。

第3条から第5条につきましては、委員会の構成及びその役割を規定したものでございます。

第6条及び、次のページをご覧ください。第7条につきましては、会議の開催に関する規定でございます。

第8条は、庶務に関する規定。

第9条は、委任規定となっております。

最後に、附則でございますが、この条例は、令和2年4月1日から施行するものとしております。

以上で、議案第2号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第2号、美里町公共施設等マネジメント推進委員会設置条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第2号、美里町公共施設等マネジメント推進委員会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第3号 美里町森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第8、議案第3号、美里町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） それでは、議案第3号の内容説明をいたします。

議案第3号、美里町森林環境譲与税基金条例の制定について

美里町森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり定める。

令和2年3月10日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の公布に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条

第1項の規定により、森林の整備に関する諸施策に要する経費充てるための基金を設置したいので、同法第96号第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

次のページをご覧ください。

美里町森林環境譲与税基金条例を次のように設置する。

第1条では、間伐の促進、人材育成、担い手の確保、木材利用促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に要する経費の財源を充てるために、基金を設置することとしております。

第2条では、基金の原資は森林環境譲与税をもって充て、2項では積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定める額としております。

第3条では、基金の現金は、金融機関の預金等に確実かつ有利な方法で保管するものとしております。

第4条では、運用で生じた収益は、予算に計上し基金に編入するものとしております。

第5条では、財政上必要があるときは、繰り戻し方法、期間及び率を定め、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができるとなります。

第6条では、目的の達成のための経費の財源に充てる場合に限り処分することができる。

第7条では、基金に関し必要な事項は町長が別に定めるものとしております。

附則です。この条例は、令和2年4月1日から施行します。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第3号、美里町森林環境譲与税基金条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第3号、美里町森林環境譲与税基金条例の制定については、
原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第4号 美里町教育委員会外部評価委員会設置条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第9、議案第4号、美里町教育委員会外部評価委員会設置
条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村学校教育課長。

○学校教育課長（坂村 浩君） 議案第4号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第4号、美里町教育委員会外部評価委員会設置条例の制定について
美里町教育委員会外部評価委員会設置条例を別紙のとおり定める。

令和2年3月10日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。美里町教育委員会の権限に属する、事務の管理及び執行
の状況についての点検及び評価を行うため、美里町教育委員会外部評価委員会の設
置に関し、本条例を制定する必要があるため提案するものでございます。

美里町教育委員会外部評価委員会につきましては、平成26年4月から施行して
おります設置要綱に基づき、外部評価委員会を実施しておりますが、地方公務員法
及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が公布され、令
和2年4月から施行されることに伴いまして、本条例を定めることにより、特別職、
非常勤職員の任用の適性を確保し、附属機関として明確に位置づけるため制定する
ものでございます。

次のページをお開き願います。

本提出条例は、既存の設置要綱を条例化するものでございます。本条例は、第1
条から第8条までの構成となっております。

第1条では、美里町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況につい
ての点検及び評価を行うため、美里町教育委員会外部評価委員会を設置する規定で
ございます。

第2条では、委員会の所掌事務について規定をいたしております。

第3条では、委員会の組織の委員について規定をいたしております。

第4条から第6条までにつきましては、委員長、副委員長の選出及び職務、会議
の招集、議決の要件、秘密保持について規定をいたしております。

第7条につきましては、委員会の庶務を学校教育課で行う旨を規定いたしており
ます。

第8条につきましては、この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要

な事項については別に定めることといたしております。

附則でございます。この条例の施行期日は、令和2年4月1日から施行すると定めております。

以上で、議案第4号の説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第4号、美里町教育委員会外部評価委員会設置条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第4号、美里町教育委員会外部評価委員会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第5号 美里町スクールバスの設置及び運行に関する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第10、議案第5号、美里町スクールバスの設置及び運行に関する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村学校教育課長。

○学校教育課長（坂村 浩君） 議案第5号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第5号、美里町スクールバスの設置及び運行に関する条例の制定について美里町スクールバスの設置及び運行に関する条例を別紙のとおり定める。

令和2年3月10日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。美里町立小中学校の児童及び生徒の通学距離の遠隔による教育の機会の不均衡を除き、本町の教育の発展のためにスクールバスの設置及び運行に関し、本条例を制定する必要があるため提案するものでございます。

美里町スクールバスの運行に関しましては、美里町スクールバスの設置及び運行

に関する規則並びにスクールバス等運行審議会規則に基づき運行をいたしておりますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が公布され、令和2年4月から施行されることに伴いまして、本条例に美里町スクールバス等運行審議会の設置規定を設け、特別職、非常勤職員の任用の適性を確保し、附属機関として明確に位置づけるため制定するものでございます。

次のページをお開き願います。

既存の美里町スクールバスの設置及び運行に関する規則並びにスクールバス等運行審議会規則につきましては、本条例案を補完するものでございます。

美里町スクールバスの設置及び運行に関する条例は、第1条から第4条までの構成となっております。

第1条では、美里町立小中学校の児童及び生徒の通学距離の遠距離による教育の機会の不均衡を除き、本町の教育の発展のためにスクールバスを設置する規定でございます。

第2条では、スクールバスの使用について規定をいたしております。第1項では、スクールバスの使用について、児童及び生徒の通学に支障がない場合、通学以外の目的で利用できる規定でございます。第2項は、スクールバスの使用について、学校が通学以外の目的で使用する場合、事前に教育長の承認を求める規定でございます。第3項は、前項の教育長の承認について規定をいたしております。

第3条では、スクールバスを適正に運行するため、美里町スクールバス等運行審議会を設置する規定でございます。

第4条は、本条例の施行に関し、必要な事項について規則で定める委任規定でございます。

附則でございます。この条例の施行期日は、令和2年4月1日から施行すると定めております。

以上で、議案第5号の説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、上村君。

○9番（上村則幸君） ただいま上程中の議案第5号について、確認をさせていただきます。

この中に、スクールバスの運用に関して小中学生の、これは運送だと思いますけど、これから今度中学生も始めるということですかね。その確認をさせていただきます。

○議長（吉田美好君） 坂村学校教育課長。

○学校教育課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

今現在、砥用中学校のスクールバスも運行を本年1月から運行を開始しておりますので、中学校も開始をする予定としております。今実施を行っております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 上村君。

○9番（上村則幸君） 今、課長の答弁で砥用のほうは走っているということでございますので、旧中央町のほうでも西校区、東校区、南校区、やっぱり不便なところがございますので、こちらのほうも中学校も入っているんだったらやっていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

10番、福田君。

○10番（福田秀憲君） ただいま上程中の議案第5号について質問をいたします。

ここに、第2条に最後のほうにですね、児童生徒の通学以外に使用することができるように規定してありますが、ということは、一般の人も利用できるというような解釈でいいのかどうか。

○議長（吉田美好君） 坂村学校教育課長。

○学校教育課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

今現在、スクールバスにつきましては、国の補助金を利用して購入してますスクールバスについては適正化法がございますので、目的に沿ったかたちで利用しなければなりませんので、児童生徒の送迎については利用できます。ただ、今回、砥用中学校で購入してますスクールバスにつきましては、町の単独補助金で使っておりますので、町民等の利用も可能かと思われます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 以前、豊後高田だったですかね、行ったときに、学校のスクールバスについても国交省のなんか許可を得れば、その一般にも使用できるというような、いうふうにお聞きをしておりますけれども、できるなら学校のほうに支障のない限りは利用できるようなかたちで運用していただければなと思っております。ということは、先ほど学校教育課長から説明がありましたけれども、一般の方も利用できるというようなかたちで、砥用の分についてはできるということで理解していいということですね。

○議長（吉田美好君） 坂村学校教育課長。

○学校教育課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

一般への貸し出しはできませんけれども、管理外運行ということで今委託業者が今管理をしております。その業者が各イベント等にですね利用される場合は、利用を今許可をいたしております。先ほど砥用中学校のスクールバスも利用が可能というふうな話をしましたけれども、砥用の小学校にありますスクールバスについても、もう適正化法の期限が大分過ぎておりますので利用は可能かと考えられます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） ということは、砥用にあるスクールバスは利用できるというような解釈で理解させていただきたいと思います。

はい、終わります。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第5号、美里町スクールバスの設置及び運行に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第5号、美里町スクールバスの設置及び運行に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第6号 美里町学校給食調理業務等委託検討委員会設置条例の制定 について

○議長（吉田美好君） 日程第11、議案第6号、美里町学校給食調理業務等委託検討委員会設置条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村学校教育課長。

○学校教育課長（坂村 浩君） 議案第6号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第6号、美里町学校給食調理業務等委託検討委員会設置条例の制定について美里町学校給食調理業務等委託検討委員会設置条例を別紙のとおり定める。

令和2年3月10日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。美里町における学校給食調理業務委託の実施校について選定し、優秀かつ堅実な業者を公平適正に選定するため美里町学校給食調理業務等委託検討委員会に関し、本条例を制定する必要があるため提案するものでございます。

美里町学校給食調理業務等委託検討委員会につきましては、平成29年6月から施行しております設置要綱に基づき、本委員会を実施しておりますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が公布され、令和2年4月から施行されることに伴いまして、本条例を定めることにより特別職、非常勤職員の任用の適性を確保し、附属機関として明確に位置づけるため制定するものでございます。

次のページをお開き願います。

本提出条例は、既存の設置要綱を条例化するものでございます。

本条例は、第1条から第7条までの構成となっております。

第1条では、美里町における学校給食調理業務委託の実施校について選定し、優秀かつ堅実な業者を、公平適正に選定するため、美里町学校給食調理業務等委託検討委員会を設置する規定でございます。

第2条では、委員会の所掌事務について規定をいたしております。

第3条では、委員会の組織の委員について規定をいたしております。

第4条から第5条までにつきましては、委員長、副委員長の職務、会議の招集、議決要件、秘密保持について規定をいたしております。

第6条につきましては、委員会の庶務を学校教育課で行う旨を規定いたしております。

第7条につきましては、この条例の定めるもののほか、委員会に運営に関し必要な事項について別に定めることといたしております。

附則でございます。この条例の施行期日は、令和2年4月1日から施行すると定めております。

以上で、議案第6号の説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第6号、美里町学校給食調理業務等委託検討委員会設置条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第6号、美里町学校給食調理業務等委託検討委員会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のために休憩します。再開を午後1時とします。

—————○—————

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

—————○—————

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで午前中に上程可決されました日程第10、議案第5号、美里町スクールバス設置及び運行に関する条例の制定について、坂村学校教育課長より補足説明の申し出がっておりますので説明を求めます。坂村学校教育課長。

○学校教育課長（坂村 浩君） 議案第5号につきまして、先ほど福田議員のほうからご質問がありました美里町スクールバスの利用につきまして、追加補足説明をさせていただきます。

スクールバスの利用につきましては、小中学校の児童生徒の通学のために使用することとなっておりますが、通学に支障がない場合には、限り管理外運行というかたちで利用することができます。管理外運行で一般の方が利用される場合は、町の公務としてイベントや行事等の輸送に使用することを想定しています。

したがいまして、地域からの貸し出しの申し出があったとしても、スクールバスを貸し出しすることはできないこととなっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田美好君） 以上で、補足説明を終わります。

—————○—————

日程第12 議案第7号 美里町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第12、議案第7号、美里町印鑑の登録及び証明に関する

条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。山田住民課長。

○住民課長（山田輝臣君） 議案第7号について、ご説明申し上げます。

議案第7号、美里町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年3月10日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことにより、関係条例を改正する必要があるため提案するものでございます。

次のページをお開きください。

美里町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

美里町印鑑の登録及び証明に関する条例（平成16年美里町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、別添の議案第7号資料の新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。左が改正前、右が改正後でございます。

改正前、第2条中下線部分の「成年被後見人」を、改正後、下線部分の「意思能力を有しない者」に改めます。

改正前、第5条第2項下線部分の「記録されている」を、改正後、下線部分の「記録（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調整する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている」に改める。

改正前、第6条第3号の下線部分の、法第6条第3項の規定に関する部分を削除するものでございます。また、改正前、第6条第7号中、下線部分の「記録されている」を「記載がされている」ものと、漢字「片仮名」を「カタカナ」表記に改め、他の条文と字句の統一を図っております。

再度改正条文をご覧ください。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものとしております。

以上で、議案第7号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第7号、美里町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第7号、美里町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第13 議案第8号 美里町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第13、議案第8号、美里町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 議案第8号について、ご説明申し上げます。

議案第8号、美里町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
美里町監査委員条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年3月10日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）が公布され、地方自治法が一部改正されることに伴い、引用する条項の繰り下げによる条文改正の必要があるため提案するものでございます。

平成29年法律第54号につきましては、地方公共団体における内部統制に係る方針の策定、監査制度の充実強化、決算不認定の場合の報告規定の整備、損害賠償責任の見直し等を改正するもので、その中で、「第243条の2」を、新たに損害賠償責任の一部免責に関する規定とし、それまで243条の2であった職員の賠償責任に関する規定を、「第243条の2の2」としたため、改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町監査委員条例の一部を改正する条例

改正内容につきましては、説明資料の新旧対照表にて説明させていただきます。

別冊の議案第8号資料をご覧ください。美里町監査委員条例新旧対照表でございます。左が改正前、右が改正後となっております。

第8条中「法第243条の2第3項」とあるのを、「法第243条の2の2第3項」に改めるものでございます。

議案にお戻り願います。

この附則でございます。この条例は、令和2年4月1日から施行するとしております。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第8号、美里町監査委員条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第8号、美里町監査委員条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第14 議案第9号 美里町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第14、議案第9号、美里町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 議案第9号について、ご説明申し上げます。

議案第9号、美里町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め

る。

令和2年3月10日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づく服務の宣誓について、会計年度任用職員は、制度導入前の任用形態や任用手続きが様々であることに鑑み、服務の宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるように、会計年度任用職員に関する例外規定を新たに設ける必要があるために提案するものでございます。

現在、新規採用職員におきましては、所定の書式により服務の宣誓を行っておりますが、4月から会計年度任用職員を採用するにあたりまして、これまでの任用の経緯や形態等を勘案し、改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町職員の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

改正内容につきましては、説明資料の新旧対照表にて説明させていただきます。

議案第9号資料をご覧ください。美里町職員の服務の宣誓に関する条例新旧対照でございます。左が改正前、右が改正後となっております。

第2条、省略いたします。新設いたしまして、第2条第1項のあとに「2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は別段の定めをすることができる。」を付け加えるものでございます。

議案にお戻り願います。

附則でございます。この条例は、令和2年4月1日から施行するとしてしております。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第9号、美里町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定

については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第9号、美里町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第10号 美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第15、議案第10号、美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 議案第10号について、ご説明申し上げます。

議案第10号、美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年3月10日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が公布され、令和2年4月1日に施行されることに伴い、特別職の非常勤職員の適正な任用を確保し、特別職の範囲を整理する条文改正の必要があるため提案するものでございます。

法律の一部改正により、特別職の職員で非常勤のものにつきましては、地方公務員法第3条第3項に規定するものと位置づけが明確化されたことにより、改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

改正内容につきましては、説明資料の新旧対照表にて説明申し上げます。

議案第10号資料をご覧ください。美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、新旧対照表でございます。左が改正前、右が改正後となっております。

まず、趣旨に関する規定を設け、これを第1条といたしております。「第1条 この条例は地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定に基づき、

特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）に対して支給する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるもの」としております。

次に、報酬に関する規定「第1条」を「第2条」とし、特別職の職員のあと、「で、非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）」までを削り、「第2条」を「第3条」に、「第3条」を「第4条」に繰り下げるものでございます。

続いて、別表第1につきましては、委員の報酬額を示すもので、まず見出し「別表第1（第1条関係）」を「別表第1（第2条関係）」に改め、表に「任用根拠」の欄を加え、法第3条3項の各号の根拠ごとに整理して、区分及び報酬額をお示しいたしております。なお、第1号は執行機関の委員、第2号は附属機関の委員、第3号は専門的な知見を有するもの等、3号の2は選挙等の事務従事者、第5号は消防団員等となっております。表内の説明は省略させていただきます。

次に、5ページをお開き願います。

別表2は、委員の旅費を示すものでございます。まず、見出し「別表2（第2条関係）」を「別表第2（第3条関係）」に改め、次のページをご覧ください。

列記しております各委員名を右側「法第3条第3項各号に掲げる職（監査委員を除く。）」に改めるものでございます。

議案にお戻り願います。議案の条例改正案の2ページでございます。

一番下、附則でございます。この条例は、令和2年4月1日から施行するとしております。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、松永君。

○6番（松永正憲君） ただいまの説明の中で、農業委員会の報酬なんですけど、議案集によりますと委員は22万3,000円とありますが、この新旧対照表ではですね、20万3,000円になっておりますので、どちらが本当か訂正方お願いしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎幸仁君） ご説明申し上げます。

委員の報酬につきましては20万3,000円が正しい額となっております。お詫びして訂正をさせていただきたいと思っております。

申し訳ありませんでした。

○議長（吉田美好君） はい、総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 新旧対照表の２０万３，０００円が正しい額でございます。

○議長（吉田美好君） 今、総務課長から説明がありましたが、松永君、よろございますか。

○６番（松永正憲君） はい。

○議長（吉田美好君） はい。ほかにありませんか。

○議長（吉田美好君） １０番、福田君。

○１０番（福田秀憲君） 議案第１０号について質問いたします。

この新旧対照表、これ大分新しくなりまして、省かれた分がだいたい報酬から報償費にとかに変わったところがありますけれども、その中で、交通指導員とあと町有林の視察のこの費用というのは、なんですか、本文の１ページですか、そのその他の附属の機関の委員の日額に変更になったのかどうか。

○議長（吉田美好君） はい、宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

今回、旧表の中から除かれた方々については、私人の扱い、有償ボランティアあるいは委託というかたちになっております。今お尋ねの交通指導員につきましても有償ボランティアの位置づけで、報償費の中でこれまでの報酬額、同額を組ませていただいております。また、町有林監視員につきましても同様でございます。

○１０番（福田秀憲君） はい、わかりました。ありがとうございました。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第１０号、美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第１０号、美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決

されました。

—————○—————

日程第 16 議案第 11 号 美里町私法的収入金の督促手数料及び遅延損害金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第 16、議案第 11 号、美里町私法的収入金の督促手数料及び遅延損害金に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。内容説明を求めます。田上税務課長。

○税務課長（田上和則君） 議案第 11 号の説明をいたします。

議案第 11 号、美里町私法的収入金の督促手数料及び遅延損害金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町私法的収入金の督促手数料及び遅延損害金に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 3 月 10 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）の施行に伴い、関係条例を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

今回の改正につきましては、現在、市中の金利が低い状態が続いている現状を踏まえ、法定利率を金利動向にあわせて変動する仕組みを導入するものでございます。次のページをお開きください。

美里町私法的収入金の督促手数料及び遅延損害金に関する条例の一部を改正する条例

内容、詳しい内容の説明につきましては、別紙、議案第 11 号の資料、新旧対照表をご覧くださいと思います。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

左の欄、第 4 条第 1 項中、下線部分の「年 5.0 パーセントの割合を乗じて計算した金額」を、右の欄、改正後、下線部分でございます。「民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）に規定する法定利率を乗じて得た金額」に改めるものでございます。

議案にお戻りください。

附則でございます。この条例は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、施行日前に債務者が遅滞の責任を負った場合における遅延損害金を生じるべき債権については、なお従前の例による、と定めております。

これで、議案第 11 号の内容の説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第 11 号、美里町私法的収入金の督促手数料及び遅延損害金に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第 11 号、美里町私法的収入金の督促手数料及び遅延損害金に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 17 議案第 12 号 美里町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第 17、議案第 12 号、美里町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。長井建設課長。

○建設課長（長井寿浩君） 議案第 12 号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第 12 号、美里町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
美里町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 3 月 10 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）の施行に伴い、「公営住宅管理標準条例（案）について」が改正されたことにより、関係条例を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

次のページをお開きください。

美里町営住宅条例の一部を改正する条例

美里町営住宅条例（平成 16 年美里町条例第 139 号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、議案第 12 号資料、新旧対照表により説明させていただきます。

美里町営住宅条例新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

第5条第5号中、「第3項若しくは第4項」を「第4項若しくは第5項」に改め、「住宅外区整備事業」の次に、「、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく防災街区整備事業」を加え、同条第7号中、「又は既存入居者若しくは同居者」を「、既存入居者又は同居者」に、「より、」を「その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて」に改めます。

2ページから3ページにかけまして、第6条中第1項中の「次の各号」を「少なくとも次号」に、「次号」を「次項」に改め、「（次条第2項において「高齢者等」という。）」を削り、「にあつては第3号」を「、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第19条に規定する被災者並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び第39条に規定する居住性制限者にあつては第2号に掲げる条件。ただし、東日本大震災復興特別区域法第19条に規定する被災者等については、同条の認定を受けた復興推進計画に記載された同条第2項の期間が満了する日（その日が令和3年3月11日後の日であるときは、同月11日）までの間に限る。」に改め、同項第2号ア中、「214,000円」を「令第6条第1項に規定する金額以下で町長が定める金額」に改め、同号ア（ウ）中の「各号の」の次に、「一」を加え、同号イ中、「158,000円」を「低所得者の居住の安定を図るため必要なものとして令第6条第2項に規定する金額を参酌して、令第6条第1項に規定する金額以下で町長が定める金額」に改めます。

第7条第2項中、「前条第1項第2号ア（ウ）に掲げる町営住宅の入居者は、同項各号（高齢者等にあつては、同項第2号、第3号及び第4号）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない」を「法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係る町営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる町営住宅の入居者は、前条各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない」に改めます。

4ページをお願いいたします。

第9条中第6項中、「寡婦」を「寡婦（寡夫）」に改めます。

第11条の次に次の1条を加えております。「(連帯保証人)、第11条の2連帯保証人は、入居者と連帯して、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を負担しなければならない。

第2項 前項の連帯保証人の負担は、規則で定める極度額を限度とする。

第3項 連帯保証人が負担する債務の元本は、入居者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとする。

第4項 連帯保証人の請求があったときは、町長は、連帯保証人に対し、遅滞なく、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の支払状況や滞納金の額等に関する情報を提供しなければならない。

第5項 入居者が期限の利益を喪失したときは、町長は、連帯保証人に対し、その喪失を知ったときから2箇月以内に、その旨を通知しなければならない。」を加えております。

4ページから5ページにかけまして、第12条第1項中、「するときは」の次に「公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより」を加えております。

5ページをお願いいたします。

第13条第1項中の「第11条」を「第12条」に改めます。

第14条に次の1項を加えます。「第4項 町長は、町営住宅の入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則第8条で定める者に該当する者に限る。）が第1項に規定する収入の申告をすること及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者の町営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条で定めるところにより、法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該町営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。」を加えております。

6ページをお願いいたします。

第15条第2項中、「第8条」を「第7条」に改め、同条第3項中、「申告」の次に「又は法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した入居者の収入」を加えます。

第19条「第4項」を同条「第5項」とし、同条第3項ただし書中、「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加えます。「第3項 入居者

が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、町は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は町に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててことを請求することができない。」を加えております。

6 ページから 7 ページにかけまして、第 21 条第 1 項中、「（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）」を削り、「は」の次に、「町長がその修繕に要する費用を入居者がするものと定めるものを除いて」を加え、同条第 3 項中、「第 1 項に掲げる修繕」を「町営住宅及び共同施設の修繕」に、「同項の規定」を「第 1 項の規定」に改めます。

7 ページをお願いいたします。

第 22 条第 4 号中、「前条第 1 項に規定するもの」を「前条第 1 項において町が負担することとされているもの」に改めます。

第 29 条第 2 項中、「金額」の次に「又は令第 10 条の基準により定めた金額」を加えております。

7 ページから 8 ページにかけまして、第 31 条第 1 項中、「第 14 条第 1 項」の次に、「及び第 4 項」を加え、同条第 2 項中「第 2 項」の次に「又は第 3 項」を加えております。

8 ページをお願いいたします。

33 条第 1 項中、「第 14 条第 1 項及び」の次に、「第 4 項並びに」を加えております。

36 条第 1 項中、「第 14 条第 1 項」の次に、「若しくは第 4 項」を加えております。

9 ページをお願いいたします。

第 39 条中、「第 14 条第 1 項」の次に、「若しくは第 4 項」を加え、「令第 11 条」を「令第 12 条」に改めます。

第 40 条中、「第 14 条第 1 項」の次に、「若しくは第 4 項」を加え、「令第 11 条」を「令第 12 条」に改めます。

10 ページをお願いいたします。

第 42 条第 3 項中、「年 5 分の割合」を「法定利率」に改めます。

第 53 条第 1 項中、「第 14 条第 1 項」の次に、「若しくは第 4 項」を加えます。

10 ページから 11 ページにかけまして、第 54 条中、「第 14 条第 1 項」の次に、「若しくは第 4 項」を加え、「明け渡し」を「明渡し」に改めます。

議案書にお戻り願います。

附則でございます。この条例は、令和２年４月１日から施行するといったしております。

以上で、議案第１２号の説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第１２号、美里町営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第１２号、美里町営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１８ 議案第１３号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第１８、議案第１３号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 議案第１３号について、ご説明申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

令和２年３月１０日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第３７号）が公布され、成年

被後見人等を資格、職種等から一律に排除する項目を廃止し、制度ごとに、必要となる能力の有無を個別に判断する制度へ改めることにより、関係条例の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

この令和元年法律第37号、いわゆる整備法につきましては、国家公務員法や地方公務員法、児童福祉法等、約170もの対象、改正法令がございます、法律がございます。それに伴い、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、そのことを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格事項やその他権利の制限に係る規定の適正化を図るために、町において関係する五つの条例につきまして、一部を改正するものでございます。

次のページをお開き願います。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例

改正内容につきましては、説明資料の新旧対照表にてご説明申し上げます。議案第13号資料をご覧ください。

まず、第1条関係、美里町職員の分限の方法及び効果に関する条例の新旧対照表でございます。第1条から第5条分まで、左が改正前、右が改正後となっております。

まず、第5条中、「第16条の第2号」を「第16条の第1号」に、4行目、「若しくは」を「又は」にそれぞれ改めております。これは、整備法第44条に地方公務員法の一部改正の規定があり、これに伴い、引用条項及び字句を改めるものでございます。

次のページをお開き願います。

第2条関係、美里町一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表でございます。

第16条の6行目、「若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、16条の2第2号の3行目、「（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、次のページ、3ページをお開き願います。

第17条の6行目、「若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、第19条第6項、3行目の「若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削るものでございます。

次のページをお開き願います。

第3条関係、美里町職員等の旅費に関する条例の新旧対照表でございます。

第2条第3項の、「第16条第2号、第3号及び第4号」を「第16条各号」に

改めるものでございます。

次のページをお開き願います。

第4条関係、美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表でございます。

第23条第2項第2号中、「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改めておりますが、これも整備法の第75条に本条例の基準となっております児童福祉法の一部改正の規定があり、これに伴い引用条項を改めたものでございます。

次のページをお開き願います。

第5条関係、美里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の新旧対照表でございます。

第4条第1号を削り、第2号以下を一つずつ繰り上げ、第3号中「免職」を新条例の第2号で「懲戒免職」に改めるものでございます。

議案にお戻り願います。

一番下、附則でございます。この条例は、公布の日から施行する、といたしております。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第13号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第13号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可

決されました。

ここで、しばらく休憩をします。再開を午後２時５分といたします。

-----○-----

休憩 午後１時５３分

再開 午後２時０５分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第１９ 議案第１４号 令和元年度美里町一般会計補正予算（第６号）

○議長（吉田美好君） 日程第１９、議案第１４号、令和元年度美里町一般会計補正予算（第６号）を議題とします。

内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 議案第１４号につきまして、ご説明申し上げます。

一般会計補正予算書の１ページをお開き願います。

議案第１４号、令和元年度美里町一般会計補正予算（第６号）

令和元年度美里町の一般会計の補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２億１，２２２万３，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８２億９，９８５万７，０００円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第２条、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正、第３条、債務負担行為の追加、変更及び廃止は、「第３表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第４条、地方債の追加及び変更は、「第４表 地方債補正」による。

令和２年３月１０日提出 美里町長 上田泰弘

６ページをお開き願います。

第２表、繰越明許費でございます。

款の２総務費、項の１総務管理費、喫煙所整備事業２００万円から、９ページの款の１０災害復旧費、項の２公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業（Ｒ１災豪雨分）１，５４９万円まで、２２事業、総額１１億１，４４０万７，００

0円を令和2年度へ繰り越すことといたしております。

10ページをご覧ください。

第3表、債務負担行為補正でございます。

はじめに、債務負担行為の追加でございます。自動体外式除細動器（両庁舎分）リース料、期間、令和2年度から令和6年度まで、限度額52万5,000円から、次の11ページ、総合体育館券売機レンタル料、期間、令和2年度から令和2年度まで、限度額19万8,000円まで、26事項の限度額の総額は4,419万4,000円に、11ページ、4段目の賃借及び複写サービス契約により美里町が支払うべき額を加えた額となつとります。

次の12ページをご覧ください。

債務負担行為の変更でございます。美里バス運行費補助金からカラーレーザープリンターリース料（砥用小）までの4事項につきまして、期間における元号の変更並びに限度額のいずれも減額を行い、総額としまして、補正前「2,621万円」を、補正後「2,046万9,000円」に変更し、574万1,000円の減額といたしております。

13ページをお開き願います。

債務負担行為の廃止でございます。学校ICT保守委託料（励徳小分）、期間、平成32年度から平成36年度まで183万円につきまして、単年度の契約としたため、債務負担行為を廃止いたしております。

14ページをご覧ください。

第4表、地方債補正でございます。

はじめに、地方債の追加でございます。学校教育施設整備事業、限度額1,440万円、旧合併特例事業（学校教育事業）2,200万円、農地農林施設等単独災害復旧事業130万円、現年発生農地農林施設等補助災害復旧事業（林道施設）40万円、合計限度額の3,810万円を追加いたしております。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、限度額の右欄に記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。

地方債の変更でございます。過疎対策事業（美里バス運行事業）から、次のページ、16ページの現年発生公共土木施設等補助災害復旧事業まで、21事業の地方債を変更いたしております。限度額の総額は、補正前「7億1,920万円」を、補正後「5億8,680万円」に変更し、1億3,240万円を減額いたしております。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、限度額の右欄に記載しておると

おりでございます。

19ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。

主なものといたしまして、二つ目の枠、款の1町税、項の2固定資産税の現年課税分償却資産につきましては、太陽光発電設備その他機械装置分として1,853万6,000円を増額いたしております。

20ページをご覧願います。

一番下の枠、款の14国庫支出金、項の1国庫負担金、目の5災害復旧費国庫負担金におきましては、公共土木施設災害復旧費負担金（H30災害分）3,061万3,000円を減額いたしております。

21ページをお開き願います。

一つ目の枠、項の2国庫補助金、目の4土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金（住宅）分1,217万3,000円は、県からの3次配分を受けて実施する応急仮設住宅利活用事業に充てるものでございます。その下、目の6教育費国庫補助金の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金（国1次）分1,450万円は、GIGAスクール構想に伴う国の一次補正によるものでございます。

23ページをお開き願います。

一つ目の枠、款の15県支出金の目の4農林水産業補助金の災害復旧事業補助金につきましては、今年度の実績見込みにより各年度分の増額及び減額をそれぞれいたしておるところでございます。

24ページをご覧願います。

四つ目の枠、款の18繰入金、目の1基金繰入金の財政調整基金繰入金につきましては1億3,160万円を減額しておりますが、今回歳出予算における一般財源の減収によるもので、補正後の財政調整基金繰入金は2億6,669万3,000円となっております。

25ページをお開き願います。

三つ目の枠、款の20諸収入の目の3雑入、説明欄の一つ目でございます。熊本市町村振興協会市町村交付金（ハロウィンジャンボ）分につきましては、ハロウィンジャンボ宝くじ収益金の中から交付されるもので322万4,000円増額いたしております。同じ枠の下から三つ目、砥用地区農村地域防災減災事業（特定管）返還金3,061万円につきましては、町が事業費の10%を負担しておりますが、平成30年度分の事業が計画どおり進捗しなかったため、実績により不用額を返還されるものでございます。

26ページをご覧願います。

二つ目の枠、款の２１町債の目の８教育債、節の旧合併特例事業債の説明欄の２番目、旧合併特例事業債（学校教育事業）２,２００万円と、次のページ、２７ページをご覧ください。節の３学校施設整備事業債１,４４０万円は、ＧＩＧＡスクール構想に基づく学校構内通信ネットワーク整備事業に充てるものでございます。町債の合計としましては９,４３０万円の減額となっております。

２８ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の３、歳出でございます。

主なものとしまして、３０ページをお開き願います。

一つ目の枠、款の２総務費、項の１総務管理費、目の１１財政調整基金費におきまして、減債基金積立金３１万４,０００円増額しておりますが、災害対策債の本町の後年度負担に対するもので、歳入の熊本地震災害廃棄物処理基金事業補助金の全額を充てることといたしております。

３３ページをお開き願います。

款の３民生費、項の１社会福祉費、目の３障害者福祉費、節の２０扶助費におきまして、短期入所サービス利用者の増額等により、障害福祉サービス費等給付費を５００万円増額し、保険基金安定負担分の増額により、国民健康保険特別会計繰出金５３６万円を増額いたしております。

３５ページをお開き願います。

二つ目の枠、款の４衛生費、項の２清掃費、目の３し尿処理費におきまして、宇城広域連合負担金（し尿処理施設費）７４８万円の減額につきましては、汚泥再処理センター建設事業の不用見込み額等によるものでございます。

３７ページをお開き願います。

一つ目の枠、款の５農林水産業費、項の１農業費、目の６農地費におきましては、実績見込みにより農業農村事業負担金２,６１５万円を減額し、農業農村整備事業負担金返還金９１万３,０００円につきましては、２９年度事業分の返還金の３０％分を土地改良区に返還するものでございます。

４１ページをお開き願います。

二つ目の枠、款の７土木費、項の４住宅費におきましては、社会資本整備総合交付金事業（応急仮設住宅利活用事業）の工事費５,３８８万円を増額いたしております。

４２ページをご覧ください。

一つ目の枠、款の８消防費、目の４災害対策費におきましては、当初２０件を見込んだ被災宅地復旧支援事業補助金（復興基金分）の実績が７件であったため、３４万９,０００円を減額いたしております。

二つ目の枠、款の9教育費、項の1教育総務費、目の2事務局費におきまして、GIGAスクール構想による学校校内通信ネットワーク整備事業における校内LAN整備のため、学校校内通信ネットワーク整備工事設計監理業務委託料（国1次）900万円及び、次のページ、43ページをご覧ください。説明の二つ目の枠で、学校校内通信ネットワーク整備工事（国1次）分4,500万円を計上いたしております。

47ページをお開き願います。

一つ目の枠、款の10災害復旧費、項の1農林水産業施設災害復旧費、目の1農用地等災害復旧費におきましては、今年度の実績見込みにより農地等災害復旧費合わせまして7,272万4,000円を減額し、二つ目の枠、項の2公共土木施設災害復旧費、目の2国庫負担災害復旧費におきましても、実績見込みにより災害復旧工事（H30災分）4,700万円を減額いたしております。

以上で、議案第14号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。

皆さんにお諮りします。本案の質疑は、逐条で行いますか、一括で行いますか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） それでは、本案は一括で質疑を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。本案は一括質疑で行います。

それでは、質疑はありませんか。

10番、福田君。

○10番（福田秀憲君） ただいま上程中の議案第14号について、質問をいたします。

6ページ、ここに総務費として喫煙所整備工事ということで200万円を繰越明許にされております。これは年度当初に250万円の予算を組んでありました。そのときも質問をいたしましたが、今年の4月1日から本格施行といいますか、受動喫煙の対策ということで本格的な法律が施行されます。それに向けてだと思えますけれども、まあそのときも質問をしましたが、今の世の中でやっぱりもう喫煙対策というのは、どの場所でも喫煙をしないというようなふうになっております。これは室外には設けていいというふうな規定がありますので、その分で計画をされていると思います。これはあれですけども、この上田町政というのは、この柔軟性があって、今までのものは予算を組んだら必ずやるんだというふうなあれがありましたけれども、ここはですね、なんとか考えて、作っておられる方もおられますけれども、それと住民の健康を守るのにどっちが比重を置くかというようなことで考

えて、どうなのでしょうね、これ。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今回のこの繰越明許費、喫煙所整備事業200万円に関しましては、砥用庁舎分の事業費であります。今、砥用庁舎上ってきますと旧議会棟の左側のほうに喫煙場所を設けております。もちろん外でありまして、雨の日は多分傘を差して吸われているんだろうと思いますし、コーンで囲ってございます。そのそういうことを踏まえて、今、災害仮設住宅が建っている砥用庁舎のもとと駐車場だったところに仮設住宅が建ってますが、あちらのほうに喫煙場所をですね、確保させていただくこととしております。確かに、たばこを吸われない方からすると、受動喫煙等非常に気になられるところだというふうに思いますけれども、やはり吸う人も吸わない人も共に共存できる、そういう社会ということも必要、そういう考えっていうものも必要ではないかと思ひますし、しっかり法律にも謳ってございしますので、吸わない方に迷惑がかからないという空間を確保させていただければと考えているところでございます。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） やっぱり吸う人っていうのも気持ちもわかりますけれども、やはりこのなんですか、この喫煙に関しては、受動喫煙に関しても、やはり公共のといいますか、この自治体のほうからですね、モデルをこう示していくのがやっぱり本当じゃないかなと私は思うわけですけど、それでやっぱり美里町が喫煙をできないようにしたんですよと、構内ではというようなかたちでですね、逆に、わあすごい取り組みをやっているなというような、みんなの思いがですね、ほかの人が思ってくれるんじゃないかなと私は思っているわけですけども、ぜひですね、そのあたり再考していただければなと私は思ひます。

議長、いいですか、町長、何かありますか。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員おっしゃられることはよくわかりますけども、違う考えの方も中にはいらっしゃるわけありますので、その辺はしっかりバランスを保つ必要もあるんじゃないかというふうに考えます。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） ここは当初に予算に組んでおられて、一年間様子を見てこられたので、その検証っていうのも私はある程度できたんじゃないかなと思うんですね。その検証の結果がどうなったかよくわかりませんが、そのあたりも勘案してですね、もらいたいなと私は思ひます。

議長いいですか。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） それとですね、29ページなんですが、中央庁舎の非常電源整備工事がもう完成をしました。それでですね、700万円ほどの余りが出たわけですが、この非常用電源、これの容量とですね、それと貯蓄してある油の量、どれぐらいあるのか。というのはですね、例えば長時間停電した場合には、油がですね、ある程度必要で、その時間を計算して貯油というのはしてあると私は思うんです。そのあたりがわかりましたら教えてください。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

非常用電源設備につきましては、2月で工事の完了を行いまして、今試運転を兼ねながら本格始動に向けて調整を行っております。非常用電源の時間につきましては、72時間対応できるようとなっておりますが、ちょっとタンクの容量については今正確には覚えておりませんので、あとでお知らせしたいと思っております。

また、A重油のほうを使っておりますけれども、それは随時補給をすることができますので、補給をしていけば十分何時間でも使えるというようなかたちにはなっておりますのでございます。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） えっと、もう一つですね、発電機の容量はどれぐらいあるのかということでお聞きしたんですが。というのは、どれだけの救済というか、最低限のところを救済できるように私はしてあると思うんですが、容量的にはどうなんですか。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

正確に何ワットとかそういう数字を今、覚えておりませんのでお示しすることはできませんが、庁舎内の事務に支障がない最低限の電力を供給する設計となっておりますのでございます。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） できればですね、あとでまたわかればいろいろ教えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

終わります。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第14号、令和元年度美里町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第14号、令和元年度美里町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第15号 令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（吉田美好君） 日程第20、議案第15号、令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

内容説明を求めます。松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永栄作君） 議案第15号について、ご説明申し上げます。

別冊の議案第15号、令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）の1ページをお開き願います。

議案第15号、令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和元年度美里町の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ224万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,928万6,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月10日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により主なものをご説明いたします。

5ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。

第3款、第2項の国庫補助金につきましては、第1目、システム開発費等補助金におきまして136万8,000円を減額しております。歳出における国民健康保険システム改修委託料の減額補正等に伴い計上したものでございます。

第4款、第1項県負担金につきましては、第1目保険給付費等交付金におきまして、第1節普通交付金を391万7,000円減額しております。雑入に計上しております診療報酬等返還金を普通交付金で調整するものでございます。また、第2節特別交付金を174万3,000円減額しております。歳出における疾病予防費の特定財源である特別調整交付金のヘルスアップ事業分を減額するものでございます。

第6款、第1項他会計繰入金につきましては、第1目一般会計繰入金におきまして536万円を追加しております。保険者支援金と保険税軽減分を計上したものでございます。

第8款、第2項雑入につきましては、診療報酬等返還金を391万7,000円追加しております。平成30年度の診療報酬の精算に伴い、熊本県国保連合会から返還されるものでございます。

6ページをご覧ください。

3、歳出でございます。

第1款、第1項総務管理費につきましては、第1目一般管理費におきまして、国民健康保険システム改修委託料を130万7,000円減額しております。予定しておりましたシステム改修の一部を翌年度実施に変更するものでございます。

8ページをお開き願います。

第5款、第2項保健事業費につきましては、第2目疾病予防費におきまして198万8,000円を減額しております。内訳の主なものとしまして、任用を予定していました非常勤職員を任用できなかったため、関係経費を減額するものでございます。

第9款予備費につきましては、歳入歳出予算の調整により557万1,000円を追加しております。

以上で、議案第15号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。

お諮りします。本案の質疑はについては、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。本案の質疑は一括質疑で行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第15号、令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、
原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第15号、令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第21 議案第16号 令和元年度美里町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（吉田美好君） 日程第21、議案第16号、令和元年度美里町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

内容説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） 議案第16号につきまして、ご説明申し上げます。

別冊、令和元年度美里町介護保険特別会計補正予算書（第4号）の1ページをお開きください。

議案第16号、令和元年度美里町介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和元年度美里町の介護保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,353万8,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月10日提出 美里町長 上田泰弘

今回の補正の主な内容といたしまして、歳入では、国・県等の負担金及び補助金等との実績見込みによるものです。また、歳出では、介護給付費、各種事業費等の実績見込みに伴うものです。

5 ページをお願いいたします。

2 の歳入について、ご説明いたします。

最初の枠をお願いいたします。款 1 保険料です。項 1、目 1 第 1 号被保険者保険料につきまして、歳入見込みにより 3 1 7 万 2, 0 0 0 円を増額するものです。節 1 現年度分特別徴収保険料が 2 7 7 万 2, 0 0 0 円、節 3 滞納繰越分普通徴収保険料が 4 0 万円、それぞれ増額を行うものです。

次の枠をお願いいたします。款 3 国庫支出金です。項 1、目 1 介護給付費負担金につきまして、実績見込みにより 1 6 3 万 1, 0 0 0 円を増額を行うものです。

次の枠をお願いいたします。同じく款 3 国庫支出金です。項 2、目 1 調整交付金につきまして、実績見込みにより 2 1 万 6, 0 0 0 円を増額を行うものです。同じく、目 4 介護保険事業費補助金として、新たに 4 1 万 7, 0 0 0 円を計上しております。これは介護報酬改定等に伴うシステム改修事業として、一般管理費へ充当するものです。

次の枠をお願いいたします。款 4 支払基金交付金、項 1、目 1 介護給付費交付金、現年度分につきまして、実績見込みにより 3 2 4 万 8, 0 0 0 円を増額を行うものです。

最後の枠をお願いいたします。款 5 県支出金です。項 1、目 1 介護給付費負担金につきまして、実績見込みにより 2 2 7 万 7, 0 0 0 円を増額を行うものです。

6 ページをお願いいたします。

同じく、款 5 県支出金です。項 2、目 3 介護基盤緊急整備特別対策事業補助金につきまして、実績見込みにより 1, 1 5 5 万 8, 0 0 0 円の減額を行うものです。これは、介護医療院への転換整備をする医療機関への県からの補助金です。

最後の枠をお願いいたします。款 7 繰入金、項 1、目 1 介護給付費繰入金、現年度分につきまして、実績見込みにより 1 5 0 万 3, 0 0 0 円を増額するものです。同じく、目 4 低所得者保険料軽減繰入金につきまして、実績見込みにより 1 1 万 8, 0 0 0 円を増額するものです。同じく、目 5 その他一般会計繰入金につきまして、事務費繰入金の実績見込みにより 8 万 4, 0 0 0 円を増額しております。

7 ページをお願いいたします。

3、歳出につきまして、ご説明いたします。

款 1 総務費です。項 1、目 1 一般管理費 1, 1 4 7 万 2, 0 0 0 円を減額しております。なお、節 1 9 負担金、補助及び交付金につきましては、歳入でご説明いたしました介護基盤緊急整備特別対策事業補助金の実績見込みにより 1, 1 5 5 万 8, 0 0 0 円を減額するものです。

最後の枠をお願いいたします。款 2 保険給付費、項 1、目 1 介護サービス等給付

費、節 19 負担金、補助及び交付金につきまして、それぞれの介護給付費等の実績見込みにより 1,171 万 6,000 円を増額しております。詳細につきましては、説明欄のとおりでございます。

8 ページをお願いいたします。

最初の枠をお願いいたします。同じく、款 2 保険給付費、項 2、目 1 介護予防サービス等給付費、節 19 負担金、補助及び交付金につきまして、それぞれの給付費等の実績見込みにより 47 万 9,000 円を増額しております。詳細につきましては、説明欄のとおりでございます。

最後の枠をお願いいたします。款 3、項 1、目 1 介護予防・生活支援サービス事業費、節 19 負担金、補助及び交付金につきまして、実績見込みにより 60 万 6,000 円を減額するものです。

9 ページをお願いいたします。

最後の枠をお願いいたします。款 6 予備費です。項 1、目 1 予備費につきまして、財源調整のため 115 万 8,000 円を増額しております。

以上、議案第 16 号につきましての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。

お諮りします。本案の質疑については、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。本案の質疑は一括質疑で行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第 16 号、令和元年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第 16 号、令和元年度美里町介護保険特別会計補正予算

(第4号)は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第22 議案第17号 令和元年度美里町生活排水特別会計補正予算（第4号）

○議長（吉田美好君） 日程第22、議案第17号、令和元年度美里町生活排水特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

内容説明を求めます。北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） 議案第17号について、ご説明致します。

別冊、補正予算書1ページをお開き願います。

議案第17号、令和元年度美里町生活排水特別会計補正予算（第4号）

令和元年度美里町の生活排水特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,942万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,703万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月10日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、年度末の決算見込みによる補正でございます。

まず、歳入についてご説明いたします。

浄化槽市町村整備推進事業受益者分担金につきましては、当初50基の計画に對しまして38基の申請となり、決算見込みにより111万円減額しております。分担金滞納繰越分につきましては、実績見込みにより19万9,000円を増額しております。

次に、使用料及び手数料では、浄化槽使用料滞納繰越分につきましては、決算見込みにより25万円、手数料では督促手数料2万2,000円、それぞれ増額しております。

国庫補助金では、決算見込みにより621万8,000円減額しております。

次のページをお開き願います。

繰入金、一般会計繰入金につきましては、歳出予算の減少等により714万8,000円を減額し、諸収入の延滞金では5,000円、雑入の消費税還付金では117万9,000円、決算見込みによりそれぞれ増額しております。

町債につきましては、決算見込みにより過疎対策事業債、下水道事業債、合計660万円減額しております。

次に、6ページをお開きください。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

総務費の一般管理費につきましては、決算見込みにより職員手当等の時間外勤務手当不用額 3 万円減額、共済費の市町村職員共済組合負担金 1,000 円の増額、旅費の研修旅費不用額を 1 万 5,000 円減額しております。需用費の修繕料では不用額 20 万円、役務費の浄化槽法定検査料不用額 23 万 6,000 円、原材料費の原材料不用額 3 万円をそれぞれ減額しております。

次に、事業費の浄化槽市町村整備推進事業の委託料、工事請負費につきましては、決算見込みにより委託料合計 16 万 6,000 円、工事請負費、合計 1,874 万 5,000 円を減額しております。

以上で、議案第 17 号の説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。

お諮りします。本案の質疑については、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。本案の質疑は一括質疑で行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第 17 号、令和元年度美里町生活排水特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第 17 号、令和元年度美里町生活排水特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 23 議案第 18 号 令和元年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（吉田美好君） 日程第 23、議案第 18 号、令和元年度美里町簡易水道事業特

別会計補正予算（第４号）を議題とします。

内容説明を求めます。北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） 議案第１８号について、ご説明いたします。

別冊、補正予算書１ページをお開き願います。

議案第１８号、令和元年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）

令和元年度美里町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１９０万８,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億８,１８１万１,０００円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和２年３月１０日提出 美里町長 上田泰弘

４ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、年度末の決算見込みによる補正でございます。

まず、歳入についてご説明いたします。

使用料及び手数料の手数料につきましては、指定申請手数料、開栓手数料、督促手数料の決算見込みにより、合計１０万円減額しております。

次に、繰入金につきましては、歳出予算の減により一般会計繰入金を１６３万８,０００円減額しております。

また、諸収入の給水工事受託事業収入につきましては、実績見込みにより１００万円減額し、雑入の水道布設替補償費につきましては、決算見込みにより８０万３,０００円増額しております。

次に、５ページをご覧ください。

歳出について、ご説明いたします。

一般管理費の需用費につきましては、燃料費及び印刷製本費の不用額合計３０万２,０００円減額しております。役務費につきましては、登記手数料の不用額５万円を減額しております。委託料につきましては、決算見込みにより不用額合計１５万３,０００円減額しておりますが、主なものは、拡張工事実施設計委託料８４万１,０００円、美里町簡易水道事業固定資産台帳作成業務委託料５０万円の減額となっております。使用料及び賃借料におきましては、ＡＳＰ利用料不用額３,０００円、備品購入費不用額では１万円、負担金、補助及び交付金につきましては、全国簡易水道大会負担金不用額６,０００円をそれぞれ減額しております。

以上で、議案第１８号の説明を終わります。

申し訳ございません。雑入の水道布設替え補償費につきましては、決算見込みにより 83 万円増額しております。訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。

お諮りします。本案の質疑については、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。本案の質疑は一括質疑で行います。

異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第 18 号、令和元年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第 18 号、令和元年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

皆さんにお諮りします。本日はこれで散会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで散会することに決定をいたしました。

明日 11 日水曜日は、午前 10 時より会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午後 2 時 58 分

第 2 号

3 月 1 1 日（水）

令和2年第1回美里町議会定例会会議録（第2号）

令和2年3月11日（水）

午前 10時00分 開会

1. 議事日程

日程第1 一般質問

順番（1） 4番 坂田 竜義 議員

順番（2） 1番 高田 美千子 議員

日程第2 議案第19号 令和2年度美里町一般会計予算

日程第3 議案第20号 令和2年度美里町国民健康保険特別会計予算

日程第4 議案第21号 令和2年度美里町土地取得特別会計予算

日程第5 議案第22号 令和2年度美里町介護保険特別会計予算

日程第6 議案第23号 令和2年度美里町生活排水特別会計予算

日程第7 議案第24号 令和2年度美里町後期高齢者医療特別会計予算

日程第8 議案第25号 令和2年度美里町簡易水道事業特別会計予算

2. 出席議員（11名）

1番	高田 美千子 君	2番	光井 博幸 君
4番	坂田 竜義 君	5番	上田 孝 君
6番	松永 正憲 君	7番	中川 政司 君
8番	吉田 起登 君	9番	上村 則幸 君
10番	福田 秀憲 君	11番	濱田 憲治 君
12番	吉田 美好 君		

3. 欠席議員（1名）

3番 今田 政行 君

4. 説明のため出席した者

町 長	上 田 泰 弘 君	副 町 長	吉 住 慎 二 君
教 育 長	吉 永 公 力 君	総 務 課 長	宮 寄 幸 仁 君
企画情報課長	下 田 幸 輔 君	税 務 課 長	田 上 和 則 君
住 民 課 長	山 田 輝 臣 君	福 祉 課 長	中 村 武 志 君
健康保険課長	松 永 栄 作 君	経 済 課 長	富 永 英 司 君
林務観光課長	高 田 浩 幸 君	建 設 課 長	長 井 寿 浩 君
水道衛生課長	北 島 浩 徳 君	会 計 課 長	池 永 英 治 君
学校教育課長	坂 村 浩 君	社会教育課長	中 川 幸 生 君

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長	倉 田 辰 実 君	書 記	津 田 里美子 君
---------	-----------	-----	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 本日の会議を開きます。

一般質問の広報掲載のため、広報担当者、那須主事の議場内での写真撮影を許可いたします。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（吉田美好君） 日程第1、一般質問を行います。

通告がっておりますので、順次発言を許します。なお、発言時間は申し合わせ事項により、答弁を含め60分以内となっておりますので申し添えます。

4番、坂田竜義君の一般質問を行います。坂田竜義君。

○4番（坂田竜義君） 4番、坂田です。通告に従いまして、4点ほどですねお尋ねをしていきたいと思います。1点は令和2年度当初予算について、2点目は地方創生総合戦略1期の検証と第2期に向けた取り組み、3点目は学校における働き方改革、4点目は新型コロナウイルス対策についてお尋ねをいたします。

まず、令和2年度当初予算について、お尋ねいたします。

消費税が10月に増税されまして、非常にあのう消費の落ち込みが言われておりまして、GDPの本年の10月、12月は、マイナス6.3%と言われております。また、今毎日のように報道がされております新型コロナウイルスによる景気の停滞、停滞というかも停止状態ですね、そういうこと。それから、そういった状況の中で、非常にあのう景気が落ち込んでしまっていると、こういう状況だと思います。国においては、2年連続の100兆円を超える予算編成がされておまして、社会保障費、防衛費は8年連続の増と、こういうことでございます、特徴的な部分としてですね。そういう幾つか国の予算の特徴もございます。これはもう省略をいたしまして、町の今年度の予算の重点課題、これがどうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 令和2年度の当初予算における今年度予算の重点課題でございます。令和2年度予算（案）につきましては、予算総額を前年度当初予算比7億2,600万円減の69億8,700万円で提案をさせていただいているところでございます。熊本地震から4年を迎え、復旧・復興は着実に進んでおりますが、住宅や宅地が被災し、生活再建に時間を要している被災者の方々がおられます。農地災害、町道等の災害復旧工事につきましても、関係の皆様方には大変ご不便をおかけいたしており、もうしばらく時間を要する箇所もございます。このようなことから、本

年度も震災からの復旧・復興の総点検、総仕上げを第一の重点目標と位置づけ、取り組んでまいりたいと考えております。復旧・復興関連事業費につきましては、令和2年度予算（案）に9,745万円、繰越事業と合わせまして5億1,658万円の予算を計上いたしているところでございます。

二つ目は、住みよく快適なまちづくりでございます。その中でも、生活交通手段の充実と上水道の整備は喫緊の課題であり、その課題の改善が安全・安心な住環境の整備につながり、時代に合った地域づくり、暮らしやすいまちづくりへとつながると思われ、関連事業費といたしまして7,576万円を計上いたしております。

三つ目は、わくわくする魅力あるまちづくりの推進でございます。暮らしていて、訪れてみて、わくわく感あふれる魅力あるまちづくりを推進するため、まち・ひと・しごと創生総合戦略の次のステージに向け、慣例に捉われず、大胆な検討による施策の展開、事業実施を図るべく、関連事業費として1,259万円を計上いたしております。

四つ目は、職員の資質、能力向上でございます。健全な行財政運営のためにも、行政サービスの水準を確保し、多様な住民ニーズやまちづくりの課題を把握し、これからの社会に対応できる職員の育成が求められています。そのために必要な各種研修、あるいは自己研鑽等の関連事業費189万円を計上いたしたところでございます。そのほかに、GIGAスクール構想に基づく学校ICT教育の推進をはじめ、教育環境の整備、産業の振興、福祉の充実、防災体制の確保など、まちづくりの基本目標に沿ってしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） えっと、今重点課題について説明がございましたが、繰り越し、災害復旧の関係で繰越明許費が11億ぐらいございましたか、それも合わせると現年度の5億いくら、合わせて16億か17億ですか、まだ復旧・復興がほぼ大体8割、9割方は終わっていると、地震前の状態にですね戻ってきつつあるというふうに思いますが、残された課題についても重点的にですね、町民のために一日も早く復旧・復興を進めていただきたいと、このように思っております。

2点目は、この幼児教育・保育の無償化に伴う財政措置と地方負担についてお尋ねをいたします。

2019年度からですね、幼児教育・保育の無償化ということで政府が打ち出されまして、全国的には3,882億円のうち、国が1,532億、地方が2,349億ということでございましたが、昨年、最終的にこの地方負担分についてはですね、全額国が子ども・子育て臨時交付金とかという名目で、最終的には地方負担をゼロ

にしたということは聞いておりますけれども、2020年度におきまして、この平年度に、途中、2019年度は前年度でございませんでしたので、2020年度については8,858億円の予算と、うちの地方負担が5,448億円とこういうふうになっておりますが、この地方負担ですね、地方負担について、交付税措置等もあるのかなのかですね、基準財政需用額に入っているというふうに思いますけれども、地方負担はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） ご説明申し上げます。

令和元年度の件につきましては、議員おっしゃるとおり幼児教育・保育の無償化の経費については、全額国費負担とすることになっております。町が負担した経費の4分の1については、本年度内に子ども・子育て支援臨時交付金として国から交付されることになっております。また、令和2年度においての経費の負担割合は、国が2分の1、県が4分の1、市町村の負担が4分の1となり、国から町への幼児教育・保育の無償化に対する交付金はありません。普通交付税の算定方法の中に入るものと考えられております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） えっと、それではこれは確認ですが、町の持出し分はないということですかね。

○議長（吉田美好君） 中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） はい、ご説明申し上げます。

令和2年度につきましては、市町村の負担は4分の1 ございます。今言いましたとおり、幼児教育の無償化に対する交付金はございません、国からの。ただ、議員がおっしゃったとおり、交付税の中に算定として組み込まれるというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） はい、わかりました。

それでは、3点目に入ります。会計年度任用職員の制度がこの4月から発足、新たに法が適用されることになりました。この会計年度任用職員の人件費補助、これがもう年末までも概算要求とか、政府の予算の骨格が決まるまではっきりしなかったところですけども、この地方負担についてはどうなるのかですね、お尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮崎幸仁君） ご説明申し上げます。

地方公共団体の歳入歳出総額の見込み額に関する書類、いわゆる地方財政計画につきましては、令和2年2月4日に閣議決定され、国会に提出されたところでございます。その中で、会計年度任用職員制度の導入に伴い、新たに支給することとなる期末手当や処遇改善による報酬や、社会保険料等の増加分につきましては、地方交付税において、令和2年度1,738億円が計上されております。その支給等に関する経費につきましては、司書、学校支援員等、単位費用を算定し、各算定項目において個別経費を算定する会計年度職員については、標準的な勤務形態等に応じて必要経費を算定し、その他の会計年度任用職員については、包括算定経費測定単位人口において、所要経費を一括計上することとなります。さらに、令和2年度からは会計年度任用職員の給与が、従来の物件費等から人件費に区分され、実際には標準団体における必要額等を勘案して算定がなされますので、類似団体と比較して会計年度任用職員数が多ければ、交付される財源手当が必要額を下回り、その分は町が負担することとなるものと理解しております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） はい、大体わかりましたが、ただ、あのうまあ会計年度任用職員についてはですね、私、本来的にはこの正職員をですね、あたるべきところであろうというふうに思います。まあ60名近くおられまして、その3分の2は学校関係でございますけれど、ただ、制度としてこの会計年度任用職員の制度ができまして、処遇を改善するというのが大きな目的でございますが、給与明細を見てもと、1-1と高卒の初任給よりも下で格付けしてありますですね。ですから、できるだけ、熊本市あたりは高卒初任給の1-5ですか、これに格付けしてあるところも、それぞれの自治体の財政事情によると思いますけれど、そういうところもございます。ですから、少なくとも高卒初任給というのを基準にして、将来的にはですね、やっていただけるように、これは要望でしかありませんけれども、国の交付税、補助金の関係もございまして、持出し分が多くなるということはなかなか難しいことではあると思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、4点目は、森林環境譲与税で人件費の扱いはどうなるかということでございますが、森林環境税につきましては、2024年からですか、本格的な導入は。その前に、昨年まではこの交付税特別会計から借金をしてですね、森林環境譲与税というかたちで自治体に交付するということになっていたかというふうに思いますが、地方財政計画を見ますと、地方公共団体金融機構の金利変動準備金を2,300億円を活用して、交付税特別会計からの借金はしなくていいようになったと、

このように聞いております。ただ、人件費についてはですね、あくまでもこれ私、ご承知のように私有林があるところを中心に、重点的にこの標準が決められておりまして、国有林のあるところは非常に考慮されていないと。それから林業費も計上されていない横浜とかに交付税をやるとか、いろんなまだ制度の矛盾ございますけれども、この人件費の取り扱いは本年度どうなったのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明いたします。

令和２年度の当初予算（案）について、一般職の任期付職員１名、会計年度任用職員１名を予算計上しております。任期付職員につきましては、森林専門員として資格、経歴、実務の経験等に基づき選考し、森林環境譲与税の充当を可能としております。また、会計年度任用職員については、林業経営管理制度の下で業務に従事する頻度に応じて充当することとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○４番（坂田竜義君） えっと、それでは確認ですが、以前は当初制度が発足したときには、人件費は譲与税の補助対象じゃなかったですね。で、新たにそういう取り扱いになったということですか。

○議長（吉田美好君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明いたします。

昨年度から交付されておりますが、人件費につきましては充当されるということになっております。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○４番（坂田竜義君） はい、わかりました。この森林環境譲与税、まあ基金の条例も昨日提案がされております。できるだけ基金に溜め込むのではなくて、できるだけ事業で、事業費として消化できるようにぜひ、それをお願いしておきたいとこのように思います。

続きまして、５点目の地域再生事業費と、この地方財政計画の中で新たに地域社会再生事業費という項目が上げられております。これに４，２００億円ほど計上されておりますが、この運用は町としてどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

令和２年度地方財政対策の一つとして、地域社会再生事業費が創設されました。これは、地方法人課税の遍在是正措置により生じる財源を活用して、地方創生を推

進するための基盤ともなる地域社会の持続可能性を確保するため、地方財政計画に地方公共団体が地域社会の維持、再生に向けた幅広い施策に自主的、主体的に取り組むための新たな歳出として4,200億円を計上されたものでございます。その配分につきましては、都道府県と市町村に同程度の額ということで、それぞれ2,100億円ずつ配分するとされ、測定単位を人口とした上で、地域社会の維持、再生に取り組む必要性が高い団体に重点的に配分を行うとして、人口構造の変化と人口集積の度合いに応じた指標により算定されるため、人口の少ない団体に傾斜配分されるものと推察されております。

お尋ねのその運用につきましては、今のところどのような事業に充ててよいのか、全て自治体が自由に使えるのかなど示されておりませんので、今後の動向を見極め、創設の趣旨に沿った有効活用を図ってまいりたいと考えております。

なお、都道府県への配分の中では、多発する自然災害や公共施設の老朽化を踏まえた適正管理等への対応をするために、技術職員の増員、充実を図り、技術職員が不足する小規模市町村へ中長期派遣に関する人件費に充てることができることとなっております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） はい、わかりました。午後の部で予算の説明がございますのでお聞きしたいと思います。

6点目には、保育士、介護士等の処遇改善ということについてお尋ねいたします。

ずっとこの間、要するに保育士不足、介護士不足ということで言われておりまして、それは要するに処遇がですね、必ずしも十分ではないということで、やっぱり処遇を改善しないと人は集まらないと、せっかく国家資格である保育士の資格を持つとってもですね、やっぱり入ってみたら全然条件がよくなかったということで、辞めて、資格を持っておりながら保育園に勤めてないという方も結構おられるわけですね。介護の場合もそうです。介護福祉士とか資格を持っておりながらですね、処遇があんまりよくないから同じところに長くおらないと、こういったところがございます。ずっと国も処遇改善ということでですね、ここ数年も1万円上げますとか、いろいろこの改善されて、改善措置を予算、交付税とか交付金でみておられるわけですが、実際、これは新聞報道でしか見ておりませんけれども、保育士の人件費としてもらっておきながらですね、その施設の運営費に使っていたりですね、そういう事例が多いと、こういうふうに聞いておるわけです。で、町としてもいろんな補助金を出しておられます。何千万単位で出しておられますけれども、基本的にそういう保育士の処遇改善のためにやるんですよと言いながら、実際それが保

育士の処遇改善に使われているのかどうかというのは、どのようにチェックをされるのかなど。県の福祉事務所がですね、業務監査でやるのは知っておりますけれど、ただ、その段階で処遇改善とかもチェックをするのかどうかわかりませんけれども、このあたり、補助金を出して本当にそのお金が、保育士、介護士の処遇改善につながっているかというチェックはどのようにされているのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） ご説明申し上げます。

本町には保育所4事業所、及び認定こども園1事業所における保育士の処遇改善加算については、毎年、県に同行し監査を行う中で、適正に処理されていることを確認しております。また、介護士の処遇改善加算についても、県指定の特別養護老人ホーム及び老健施設3施設については、県が監査をし、町指定の施設14施設については、町が監査を行っており、適正に処理されていることを確認しております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 適正に処理されているということで、額面通りに受け取っているのかどうかちょっとわかりませんが、いずれにしても、やっぱりきちんと保育士、介護士の処遇を改善しないと、人材も集まりませんし、いつまでたってもこのやっぱり人員、要員が不足するという事態が続きますので、ぜひそのあたりは、1円でも処遇を改善して、やっぱり長く勤められるように、そういう取り組みを町としてもしていただくようお願いをしておきたいと思います。

続きまして、大きな2点ですが、地方創生総合戦略の第1期目が終了いたしました。5年計画の1期目が終了いたしまして、今年度から第2期ということで移っていくわけですが、この第1期の検証と第2期に向けた取り組みについて、いくつかお尋ねをしていきたいと思います。

まず、第1期、5年間のいわゆるKPIということで、目標を掲げまして取り組みがされてきたところだろうと思いますが、この第1期の目標達成はどうだったのか、お尋ねしますが、まずこの政府の有識者会議での総括の文書というのがございまして、政府の有識者会議では、KPI131件の目標ということで検証されておりまして、その政府が、政府の有識者会議ですら、目標達成は12件で9%と、こういう数字が出ております。要するに、成果としては完全失業率の問題、有効求人倍率、あるいは時間当たりの賃金、このあたりについてはまあ目標を達成したと。その他については、あまり有識者会議での評価が出てないと、このように出ているわけですが、この町としてはどのようにこの検証、評価、これをされているのかお

尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 下田企画情報課長。

○企画情報課長（下田幸輔君） ご説明申し上げます。

ご質問の件ですけれども、平成27年度から令和元年度までの5カ年計画で四つの基本目標を設定しまして、29の施策に基づき取り組んでおります。第1期の本戦略につきましては、最終検証につきましては年度末を越えて、そのあと6月頃に最終の検証の完了の見込みとなっているところでございまして、直近での達成状況についてのご説明となります。

まず、基本目標の1としまして、「基幹産業の再生と安定した雇用の創出」というところで取り組んでまいりました。この中身は、分野としては農業、林業、観光産業の分野で、それぞれ評価をしてまいりました。この中で、やはり林業関連につきましても、未来へつなぐ林業の育成ということで、林業従事者等の育成、養成を図るところで考えてありましたが、今時点では5割ほどの達成率となっているところでございます。そのほかの分野につきましては、概ね達成を見ておるところでございます。

続きまして、基本目標の2でございますが、「美里町への新しい人の流れをつくる」につきましては、移住促進に関する相談会や空き家登録等を見ますと、契約成立件数では180%の達成率を見ているところでございます。ただ、その他の項目におきまして、その他の項目が5割ほどが未達成となっている状況でございます。特に、若者世代の定住促進につきましても、なかなか達成が見られていないというところであります。

続きまして、基本目標の3でございますが、「結婚、出産、子育ての地に選ばれる環境をつくる」につきましては、子育て環境の充実や学習支援に関する項目は、目標を既に達成しておりますけれども、全体的には一部取り組みに未達成が見られるところでございます。特に、結婚活動の支援等につきましては、なかなかこれ、行政だけの努力だけでは難しいところがございまして、やはりお互いのパートナーシップのいろんな関連もございしますので、なかなかここが難しいところでKPIの達成が出ていないところでございます。

続きまして、基本目標の4でございますが、「時代に合った地域、暮らしやすいまちをつくる」につきましては、安全・安心な住環境の構築、広域連携による取り組みなどは目標を既に達成しておりますが、全体的に見ますと、やはり一部取り組みに未達成が見られるところでございます。暮らしやすいまちをつくる広域的な連携につきましては、KPIとしましては80%をちょっと超えるぐらいで推移しているところでございます。

あと、基幹産業の再生の中で見ますと、移住促進に関する相談会や空き家等の登録を見ますと、目標値につきましては先ほど申しましたように180%の達成率を見ておりますけれども、これにつきましては、今、いろいろなイベント等、説明会等に率先的に参加をしております、これを今後も継続して進めていくところで考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 目標の立て方、取り方によって評価が変わってくるのは当然だと思いますけれども、この人口減少、少子高齢化と、依然として深刻な状況だというふうに思いますし、政府がもともとこの地方創生を掲げた大きな理由として、東京一極集中に歯止めをかけるということでありましたが、なかなかこれは、政府も認めておりますように歯止めがかかっておらないと、ますます東京に人口が流入していると、こういった状況でございまして、これはもうこの人口政策というのは、人を自治体が奪い合うというような、そういうことではなくて、やっぱりこれは政府の政策の問題だと私はもともとから思っております、自治体独自でこれをどうこうっていうのはかなり難しいと思いますが、まあコンパクトシティということで、熊本県内において県内からできるだけ人口が流出しないようにですね、そういう施策もまあ考えられていると思いますけれども、必要かなと思っております。

2点目は、地方創生推進交付金ですね。これは今、非常にこれは私も成果を上げていると思いますけれども、産業連携協議会とかフェイスブックでも美里流ということで流れておりますけれども、この地方創生推進交付金、全国枠が1,000億ということですが、この5年間の成果を踏まえて、第2期目についてはこれほどのように使われていくのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 下田企画情報課長。

○企画情報課長（下田幸輔君） ご説明申し上げます。

今、ご質問のとおり、地方創生推進交付金は地方創生を支援するため、国から交付される交付金で、2014年から開始されたこの制度につきましては、全国の各自治体が行う自主的かつ主体的、そして先進的な事業を、複数年にわたって安定的かつ継続的に支援するために創設されたものでございます。本町におきましては、平成28年より産業連携協議会を設立し、本交付金を活用することによりまして、農業、商業、工業、観光業など、団体や個人事業主が連携して地域の活性化を図るべき活動を行ってまいりました。従来の推進交付金制度が令和元年度で終了しますが、国においては引き続き、地域再生法に基づく法定交付金である現行の枠組みを維持しつつ運用を改善し、自主的、主体的で先導的な事業を支援することに

なっております。この新たに交付金を利用するにあたりましては、地域再生法第5条第1項の規定に基づく地域再生計画の認定と交付の認定基準とされる自主的、主体的で先導的な事業が認定要素となっております。これに基づきまして、令和2年度におきましても、引き続き産業連携協議会の活動を推進し、それぞれの四つの各部会活動が自主的、自立的な活動を促進できるよう、交付金を利用することとしております。なお、今回の交付金は、過去に実施した事業の深化、深化といいますのは深める意味の深化でございますが、深化、高度化のための事業として、3年間の期限で交付されるものとなっております。令和元年度におきます産業連携推進協議会の活動としましては、毎年活動の内容が活発になっておりまして、体験観光型のモニターツアー等も6回行いまして、特産品の試作やテスト販売、これにつきましては、様々なイベントで出掛けながら、試作品を提供し、それを5回行っております。それと、その試作品やそういったものを磨き上げる、ブラッシュアップしながら情報発信も活発になっておりまして、広報、フェイスブック、インスタグラム、ホームページ等で情報を発信するところまで至っております。それと、民泊や、農家民泊につきましても、事業希望者の募集育成が令和元年度におきましては10人の育成研修を行っておりまして、実際稼働されているのが1件と、もう稼働準備が1件となっているところでございます。

こういったことを鑑みまして、令和2年度におきましても、これを引き続き自律的な取り組みに率先してなるような支援をしていきたいと思ひまして、交付金を活用させていただくところで考えております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） はい、第3番目の第2期計画へのスタンスと重点課題というところでお尋ねしますが、一応ずっと新しい5年間の計画に対する各自治体の考え方というのが幾つかまとめてあったのを見てみますと、一部の自治体では、もう2020年度は第1期の延長で対応をして、第2期は2021年度から始めるというところもあると。あるいは、新たに総合戦略を策定するところは、あのう今度は交付金がきませんですね。作成のための交付金はもうきませんけれど、コンサルに頼むことも経費が高くなるのでできないかと思ひますが、新たに総合戦略を策定するところ、あるいは策定しないという選択をしたところもあると聞いておりますが、この第2期計画へのスタンスと重点課題についてはどうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 国の第2期総合戦略におきましては、地方創生の目指すべき将

来や2020年度を初年度とする今後5カ年の目標や、施策の方向性等を策定するとともに、人口減少や東京圏への一極集中がもたらす危機を、国と地方公共団体がしっかりと共有した上で、関係省庁の連携を強め、将来にわたって活力ある地域社会の実現と東京圏への一極集中の是正を共に目指すこととしております。議員先ほどおっしゃいましたように、この東京圏への一極集中、これを是正しなければ、やはり地方でのそれぞれの自治体の人の奪い合い、これが生れるわけであります。こういった国は総合戦略を立てたわけでありますが、本町におきましては、国と同じように第1期の検証を踏まえ、基本目標の設定にあたりましては、第1期総合戦略で設定をいたしました四つの基本目標をベースに、新しい時代の流れに応じた考え方を取り込み、第2期総合戦略を策定することといたしております。

なお、策定後も社会環境の変化や施策の進捗など、状況変化があった場合は、必要に応じて柔軟に見直しを図ることといたしております。その重点課題、今回の重点課題でございますが、それぞれの基本目標、これはどれも重要でありますけども、先ほども説明がありました、やはりこの第2期におきましては、今産業連携協議会等でみんな頑張ってくださいしております。そういう観点からも、美里町への交流人口、あるいは関係人口の拡大、ここに重点を置いていきたいと考えているところでございます。産業連携の促進、あるいは空き家の活用への取り組みと基本目標、これは2に掲げております。美里町へのつながりを築き、新しい人の流れをつくる、それを、そのことを重点課題に位置づけて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） えっと、4点目にお尋ねいたします。町の長期計画、振興計画というのが策定されております、10年計画ですけれども、これとのこの第2期の総合戦略の第2期の計画との整合性は取ってあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 町の長期計画、振興計画と総合戦略は、前回同時期に策定したものでございます。全体像といたしましては、取り組むべき大枠の目標は整合性を取りながら策定しておりまして、基本目標とされる4項目を設定しているところでございますが、総合戦略におきましては、国・県のまち・ひと・しごと創生総合戦略、これも勘案しながら策定することとなっております。しかしながら、本総合戦略は本町の最上位計画である振興計画との整合性を図りつつ、長期的な視点に立って、人口減少の克服、地方創生の目的を達成するための具体的な目標、施策を位置づけるものでございますので、長期計画となります第2次振興計画前期分、あるいは

はそのあとの後期分、これとしっかりと整合性が図られるように進めてまいりたいと考えております。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） はい、わかりました。

続きまして、大きな第3項目目の、学校における働き方改革についてお尋ねをいたします。

公立学校の教職員給与特別措置法というものがございしますが、この改正が昨年の12月の4日ですかね、行われております。4%の教職調整額の支給と引き換えに、労働基準法第37条の割増賃金の規定を適用除外としておりますし、その関係で残業代を支給していないと、こういう実態でございします。そういう中で、この給与特別措置法の改正の中身についてですね、特徴点のみどうなっているかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） お答えいたします。

昨年の12月に今回の法律の改正がございました。教員給与特別措置法、これは少し説明しますと、昭和46年に制定されたもので、相当古い時代に制定されて長く続いてきたものでございます。なぜこういう法律が過去に制定されたかと申しますと、教員の仕事の時間を管理するのが非常に難しいと、特殊性があるということで、時間外の勤務手当とか休日に出勤したときの手当を制定する、管理することは難しいということで、どんなに勤務時間外の仕事があっても、給料月額の4%を教職調整額という名前で支給しますと、そういうような法律でございました。今回、改正の内容が二つ大きくございます。一つは、変形労働時間制、二つ目は、教員の業務量の適切な管理となっています。一つ目の変形労働時間制でございますけれども、これは教員の働き方改革の中で、随分あのお社会の中でも課題になっておりますけれども、なかなか進まないと、改革が進まないということであるとか、教員の心身の疲労がさらに増大して、子どもたちへの影響も悪化しているというような、そういうふうな見方で指針を定めたり、一つの方法はないかということで定められたものですが、これは4月、5月はですね、具体的に申しますと、非常に仕事が残業が多いという時間、そういう時期でございます。その時期、例えば平日2時間残業をするというふうにはですね、教育委員会とか学校で決めて、足しますと5日間で10時間と、1日ちょっととそういったものを、夏休みに今度は休みとしてまとめ取りできないかと、そういう法律でございます。これは来年の4月1日に施行ということになっておりますけれども、導入するかしないかは、都道府県の判断によるということでございますので、令和2年度の県議会の動向を見てみたいというふうに考

えているところです。

それから、二つ目の業務量の適切な管理等に関する指針の策定というのが、二つ目の改正点でございますけど、これはですね、教員の業務量の多くが超過勤務命令にはよらないものです。普通に仕事をしていて、勤務時間の終わりの時間、4時45分には終わらないというのが、通常の実態になっているところです。これを何とかしなければいけないというようなことで、指針を定める必要がある。特に超過勤務時間をですね、もう上限を決めましょうというような法律になっております。その内容を見ると、ひと月間に45時間、超過勤務時間があっても45時間を上限にしてくださいと。年間で言えば360時間ということになりますが、これをそれぞれの服務監督賢者である教育委員会で規則をつくって定めてくださいと、そういった内容になっているところです。いろいろ課題はありますが、今申し上げました二つが改正点の大きな内容です。

以上です。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 改正の中身はわかりました。2016年の文科省の実態調査によりますと、公立学校の時間外は小学校で月59時間、中学校で月81時間と、これは文科省の調査ですから。81時間という、これはもう過労死のいわゆるレッドラインを超えていると、こういう実態が文科省の調査で出てますね。ですから、これは今タイムカードかパソコンの処理かどうか知りませんが、タイムカードを導入していても、虚偽の時間管理になっていると。管理職からもう5時半位は打刻してくださいということで言われているというのが、一般的に報道されております。どこまで、全部が全部でないと思いますけども。そういうことで、非常に教職の職場が、まあ教育長も現場出身でございますのでよく実態はわかっておられると思いますけども、やっぱりそういう、悪く言うとブラック職場というかですね、そういうことだからなかなか先生になり手がない、教育学部に進学しようとする人が非常に減ってますね今、実態として。そういうことも一つの要因じゃないかなと私は思っております。そういうことで、やっぱり働きやすい職場環境をつくるというのは当然当たり前のことですから、そういうことによって、素晴らしい人材を教職に就いていただくという環境づくりというのは非常に大事だと思いますので、町教育委員会としても、そのあたりについてはぜひ考慮いただきたいと、このように思っております。

変形労働時間の導入ということが言われました。夏休みにまとめ取りをしないということでもありますけれども、やっぱりなかなかですね、そうはいかないと、実際現場の先生たちが言われております。夏休みにまとめて取れと言っても、部活と

かいろいろあって、簡単には取れないと、研修とかいろいろあって取れないと、こういうのが実態だろうと思います。そういうことで、やっぱりなかなか週45時間、年360時間ですよと形式的に言われても、実態と非常にこの格差が出ておる実態ですので、このあたりもよく考えていただいて、有効な運用をしていただきたいと。元々やっぱり定員が少ないというのはあると思うんですね。ですから、非常勤の職員とかですね、非常勤の講師の人とか多いですね、見て、一見して。そういうことで、やっぱりそういう抜本的な問題っていうのは、これは国の問題でしょうけれども、そういったことも根底にあるのかなとこのように思いますけれども、やっぱり教職の皆さんの働きやすい環境をつくっていくということでは、努力をしていただきたいと思います。

2点目の教職員の働き方改革、この長時間労働の縮減に本当につながるかということで、この点はどう思っておられますか。

○議長（吉田美好君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） はい、今ご質問された今回の改革は本当に長時間労働の縮減になるのかということでございますけど、一年単位の変形労働時間制をもし適用した場合ですけども、先ほど議員もおっしゃいましたように、4月、5月あたりをもしその時間を適用しまして、2時間とか、残業を勤務時間の中に入れてしまうということになるとですね、今度は例えば勤務時間が終わる5時頃に会議を入れたり、いろんな仕事をですね、当たり前で7時ぐらいにしてしまうということが出てくると思います。そうすると、会議が入った場合は子育て中の教員であるとか、介護が必要な教員には帰れないという事態が出てきます。それから、夏休みにまとめ取りしようと思っても、夏休みには部活動の指導であるとか、研修であるとか、出張であるとか、結構忙しい時期でありますので、休もうにも休めないという実態が出てくるのではないかなというような心配をしているところです。

それから、業務量の適切な管理ですけども、月45時間というのがですね一つの目安になるかと思いますが、これは小学校におきましては、部活動が社会体育移行になりましたので、かなり改善がされてきていると、実態が見えております。ただ、中学校におきましては、土曜・日曜の部活動の指導とか練習試合、大会、そういったものを考えると、どうしても45では収まらないという実態がありますので、導入するにしても、そこ辺の対策を十分練ってからでないといけないのではないかなというふうに考えているところです。

それに関連しまして、町ではもう既に努力をかなりしております。タイムカード、出勤した時間、それから退勤する時間にタイムカード、まあバーコードでポッと読み取ることによって管理職が時間を管理しておりますし、学習支援員を配置して、教職員

のお手伝いをさせていただいておりますし、教職員のパソコンもですね、グループでつないでユーネットを導入して、今まで手で書いてました出張命令とかをパソコンでできるように、そこ辺をやりまして、かなり改善は進んでいると思いますけども、まだ十分ではありません。人の管理、増やすであるとか、いろんな予算に関係することについては、精一杯今後も努力をしていきたいというふうに思っているところです。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） まあ、次の質問にも答えられましたので、業務の削減についても今お答えがありましたのでもう尋ねませんけれど、ただ、旧特法ではですね、時間外勤務を命ずる業務の限定というのが、実習とか修学旅行とか、5項目にわたって一応形式的に出してはありますですね。ところが、それ以外にいろいろ仕事が多くあるので、その実態がなっていないということだろうと思いますので、できるだけ、今言われたように長時間労働の縮減、業務の削減、これについても引き続き努力をしていただきたいと思います。

最後に、新型コロナウイルス対策についてお尋ねをいたします。

この政府の政策については、もう毎日ワイドショーも含めてですね、毎日ニュースが流れておりますので、幾つかに、町の対応に限ってですね、お尋ねをいたします。

先ほど、政府、総理大臣から小中高一斉休校要請というのがございました。これに伴ういろいろ問題が出ているわけでございます。給食、特に共稼ぎの家庭とか、ひとり親の家庭、あるいは障がい児のある家庭、こういったところに非常にしわ寄せがきていますと、いくら休職に伴う所得減収補てんをしますよとかいろいろ言われてもですね、共働きの場合に、近所に祖父母がおられる場合はいいですけど、近所に祖父母もいないと、こういったところ。それからひとり親、特にシングルマザーとかですね、いろいろ事情がある方がございます。それから障がい児のある家庭、こういったところに細かなやつぱり対応が必要だろうと思いますが、町の今の対策本部が設置されまして、現状の分析と町の当面の対応についてどう整理されているのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永栄作君） ご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、令和元年12月に中華人民共和国武漢市から集団発生が報告され、それ以降、世界各国で発生が報告されております。日本国内におきましても、各地で患者の発生が確認されており、熊本県内でも2月22日に患者の発生が公表され、県内の患者数は現時点で延べ6名となっております。

す。このような状況の中、1月30日に国におきまして新型コロナウイルス感染症対策本部が設置され、2月1日に新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が施行されたのを受け、2月3日に美里町新型コロナウイルス感染症対策会議を開催をしております。また、熊本県内での患者発生が2月22日に公表されたのを受け、同日に美里町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、午前10時から第1回対策本部会議を開催し、2月28日に第2回対策本部会議を開催をしております。

町の基本的な対応は、同じような感染症でありますので、平成26年に策定しました美里町新型インフルエンザ等対策行動計画に準じて対応することにしております。当面の対応につきましては、中華人民共和国での発生以来、国内における発生と感染拡大、県内発生と局面も日々変化をしており、政府の対応もその都度変わっております。町もその局面にあわせて対応をしておりますが、現時点での当面の対応は感染予防の周知徹底と、住民の方々、関係団体への積極的な情報提供を重点的に実施することにしております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 特にちょっと学校に関係するのも、かなり最近言われております。先ほど申し上げましたように、共稼ぎの家庭における場合は、一つは学童保育という方法が考えられます。ただ、学童保育の場合は定員が40人とか、限られておるわけございまして、その他、特別な事情でそういうもう子どもだけ家に置いておかないかんという部分については、学校でその部分を引き受けてするとか、いろんな対応が必要かと思えます。また、ひとり親の場合も、特にシングルマザーとかについて、あとでなんか四千幾らときょう出てましたけれど、あとで賃金は補てんしますよと言っても、当面生活するためにお金が入ってこなくちゃ生活ができないから、そういったひとり親、特にシングルマザーの家庭の対策、障がい児、障がい児のおられるところの家庭、こういったところ、このあたりはどのようにされているのか、お尋ねをいたします。

また、併せて、時間がないので、マスクとか、今非常に不足しております、アルコール消毒液も不足しております。薬局等に行っても全然ありませんですね。その備蓄倉庫に、例えばこれはうちの町にはですよ、マスクとかそういうアルコール消毒液とか備蓄はないんですかね、お尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） ご説明申し上げます。

学童保育とか障がい児の件、それとひとり親世帯の児童の対応につきましてご説

明申し上げます。

本町小中学校の臨時休校に伴い、共働きなど、家庭での保育が困難な児童を対象に、町内にある二つの放課後児童クラブの協力を得まして、朝から夕方まで一日開園することを決定しております。同じく、障がいのある方が外出するときの支援等を行う移動支援事業及び日中活動の場を確保し、家族の方が就労支援等を行う日中一時支援事業について、町内にある事業所と協議を行い、新たに委託契約を締結しております。また、ひとり親世帯の児童の対応につきましては、基本的には放課後児童クラブ等の利用をお願いするものですが、どうしても家庭での保育が困難な状況にある児童を対象に、社会福祉協議会により老人福祉センター及び福祉保健センター湯の香苑を利用できるようにしております。

最後に、学童保育の定員をオーバーした場合ということがご質問にありましたけれども、議員がおっしゃるとおり、定員が今二つの施設合わせて80名となっております。当然定員以上の申し込みがあった場合は、待機児童となる可能性もございます。その点は、施設とも協議をしていきたいと考えております。

なお、3月9日現在での二つの施設の受け入れ状況は、登録済み児童数52名に対して、52名、うち新規登録児童は3名でございます。3月9日だけの利用児童数は28名でした。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 対策本部として横断することもありますので、最後、私のほうで答えさせていただきますが、備蓄倉庫にマスクは、今確認しましたところ2,500強はあるということであります。今、まだ非常時としては出してはおりませんが、その蓄えはあります。ただ、アルコールの消毒につきましては、もう期限切れではありますが300どれだけかの備蓄はあるということです。今、福祉課長から説明がありましたが、学童保育に入れなかった子どもに関しましては、教育委員会とも相談をさせていただきまして、小学校3年生までの児童、これは学童保育にも親戚にも預けられなかった児童につきましては、学校でしばらく預かっていただくような体制も取れるようにしております。であのう、お金が必要になりますので、予備費等を使うことが出てくるかもしれませんが、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） もう時間がないので、とにかくですね、この子どもの居場所づくり、これをしっかり考えていただきたいのと、せっかくもうこれは災害と一緒に私思いますので、備蓄があるなら、そういう医療機関とか介護施設とか優先

順位を付けて、出来るだけマスクとか消毒液も放出していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（吉田美好君） これをもちまして、坂田竜義君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をします。再開を11時10分とします。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの坂田議員の一般質問の答弁内容に対しまして、宮寄総務課長より訂正の申し出がっておりますので説明を求めます。

宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 先ほど坂田議員の質問の一番最後に、備蓄品の数でアルコール消毒液360とお伝えしましたが、36の誤りでございました。お詫びして訂正申し上げます。

○議長（吉田美好君） それでは、一般質問を続けます。

次に、1番、高田美千子君の一般質問を行います。

高田美千子君。

○1番（高田美千子君） 1番、高田美千子でございます。皆様、改めましておはようございます。ただいまから一般質問を始めさせていただきます。本日の一般質問は、通告書に記載されております質問の順序を一部変更させていただきまして、新型コロナウイルスに関する質問から進めてまいりたいと思います。この点は事前に議長のほうに申し出まして、承認をいただいております。それから、質問内容につきましては、先ほどの坂田議員の質問と重複する点があるかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

今年は、56年ぶりに東京でオリンピックが開催されるという記念すべき年なんです。でも、しかもJOCの会長がお隣の山都町の出身であります山下泰弘さんということで、その開催をとっても楽しみにしているところなんです。昨今の新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受けて、果たして開催がどうなるのかなと心配をしているところでございます。1月の半ばに国内での最初の感染例が報告されました、それ以降、日を追うごとに現在も感染者数がどんどん増加している状態でございます。

先ほどもお話がありましたが、熊本県内では現在6人の方が感染されているということで、お一人の方はもう回復されて退院をされたというお話も聞いております。

マスコミの報道はですね、毎日この新型コロナのニュースでもちきりで、いろんな憶測とかデマとかも流れておりまして、一部の生活必需品の買い占め騒動なども起きております。マスクとか消毒薬とか紙製品などが一般的に手に入りにくい、そんな状況が生まれております。

そういう情勢の中で、美里町におきましては2月22日に新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されました。そして、迅速に様々な対応をしていただいているところでございます。美里町民にとりましては、町からの情報発信が一番身近で、信頼できる情報であると思います。

そこで、町の新型コロナウイルス感染症対策本部が担う役割と、これからの具体的な対策、方針についてお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 感染症法によります法的な対応の中におきましては、国と都道府県の役割がその役割を多く占めているところであります。しかしながら、町は住民に最も近い行政単位でありますために、まずは国及び県と強力に連携をし、町民や事業者等への適切な情報提供と感染予防の周知啓発を実施する役割を担わなければならないと考えております。また、このような対応策を全町的に実施するために、今回対策本部を設置いたしましたところでございます。

次に、今後の具体的な対応方針であります。感染症対策はそのときの局面、その局面局面で対応策が変わってまいります。現時点では、当面の対応策として、感染予防の周知徹底、それから町民の皆様、あるいは事業所、関係団体への積極的な情報提供を重点的に実施することといたしております。

なお、総理から要請がなされた全国の小中学校の臨時休校に対しましても、教育委員会と福祉課において、休校の取り扱いと、児童生徒及び保護者への支援策を決定するなど、町民生活にできるだけ影響がないように、迅速に各部署で対応しているところでございます。

○1番（高田美千子君） ありがとうございます。国や県の新たな対策が次々に発表され。

○議長（吉田美好君） 議長を通してください。

○1番（高田美千子君） 議長、失礼しました。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） 日々、国や県の新たな対策が発表されておりまして、また日常生活でもいろんな課題が次々に生まれている中で、大変な行政のほうも大変な状況と思いますが、今後も迅速かつ適切な対応をよろしくお願いいたします。

まだ病気の詳細が明らかなでない新型コロナウイルスですが、かなり感染力が強い

と伝えられております。先ほどからお話に出ておりますように、全国の小中高校等、特別支援学校等の一斉臨時休業につきましては、教育現場とかそれから家庭において、たくさんの課題が生れております。特にですね、小さなお子さんをお持ちの親御さん、大変ご苦勞をされていると思います。それから、医療介護の現場においても感染例が報告されておまして、感染リスクの高い方たちの身を守るためには、最大限の予防対策が必要だと思えます。美里町でも町内の病院、学校、幼稚園や保育園、介護施設などとの密な連携が必要であろうと考えます。その点、お尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永栄作君） ご説明申し上げます。

町内には病院、学校、幼稚園、保育園、介護施設に加えまして、各種公共施設、事業所などがあります。感染症対策を進めるためには、これらの施設との管理者や関係団体との連携は不可欠となります。町では所管の部署ごとにご協力をお願いしているところでございます。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） 今回の社会的な混乱自体を冷静に受け止めて、一人ひとりが落ち着いて行動するためには、私たち町民がそれぞれ正しい情報を得て、今やるべき予防対策、それを正しく、そしてしっかりと理解することが一番大事ではなかろうかと考えております。感染予防の具体策や受診の方法などについて、今後も家庭への情報伝達や啓発について、今の取り組み以上に、またどのように取り組んでいけるのかをお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永栄作君） ご説明申し上げます。

現在、感染予防の具体策や受診の方法などの情報伝達につきましては、防災行政無線、町ホームページ、テレビのデータ放送を利用した住民情報サービス「デタボン」、スマートフォン向けアプリケーション「LINE」の情報発信ツールを活用しまして情報提供しているところでございます。

また、嘱託員・嘱託補を通じたチラシ配布等、庁舎をはじめとする公共施設におきまして、啓発チラシの掲示、または設置を行うとともに、医療機関、事業所等へも感染予防の周知を行っております。なお、感染拡大の局面とそれに対応する国の対応も随時変化をしているため、編集に時間を要する町広報紙の活用はしていませんが、今後も必要に応じて適切な情報提供に努めてまいります。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） ありがとうございました。次の質問に移ります。

高齢の方で特にお一人暮らしの方や高齢夫婦のみの世帯という方たちにとりましては、不安感が講じたり生活に不便さが出て困っておられる方がおられるのではないかなと思います。終息が長引きますと風評被害が起きたり、生活用品が手に入らなかったり、楽しみにしていた行事が中止になったり、防災無線による大事な感染予防の情報などがよく聞きとれなかったりと、いろんな困りごとが出てくるのではないかなと思います。そんなときに、高齢者の相談窓口であります地域包括支援センター以外にも、身近な相談窓口を設けていただいて、高齢者に寄り添った支援はできないものかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 現在、新型コロナウイルス感染症に対する相談窓口といたしましては、保健所に設置されている帰国者接触者相談センター、それから熊本県の健康危機管理課、こちらをご案内しているところでございます。議員が今おっしゃいましたように、今後、町において特設の相談窓口が設置できないかということでございますが、今のところその設置する予定はいたしていないところでございます。ご不明な点やご不安なことがございましたら、健康保険課または福祉課におきまして、一般的なご相談には対応させていただきます。なお、これも議員ご指摘のように、この新型コロナウイルス感染症の感染拡大とその影響は、先が見えていないというような状況です。今後、町民の皆さんの生活面や心理面にも影響を及ぼすことが考えられます。対象をこれは高齢者の方々に特化したものではありませんけれども、町民の皆さんの不安を少しでも緩和できますように、相談があった場合は丁寧かつ適切な対応を心がけるようにしていきたいと思います。ですので、何かご不安な点、この新型コロナウイルスに関しましてご不安な点、あるいはその他諸々ございましたら、健康福祉課、または福祉課のほうにお電話をいただければ、相談に乗らせていただきたいと思いますと考えております。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） すみません、訂正をさせていただきます。

健康福祉課と言いましたけれども、健康保険課または福祉課でございます。訂正をさせていただきます。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） いろいろお困りごとがありましても、なかなかあのう、特に高齢者の方なんかの、どこに相談していいかわからないので、今回不安感があってもその我慢するようなこともおありかと思いますので、今の町長のご答弁聞いて、本当に困りごとを次のステップにつないでいただいだけでもとても安心されると思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問は、町の行事や地域のイベントの開催についての質問だったんですが、町では既に迅速な対応がなされておりますので、時間的に少々内容がずれてはおりますけれども、まだ終息の見通しがついておりませんので、これから行われます予定の行事とかイベントについての対応の方針をお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 町の行事やイベントにつきましては、国からイベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージというものが出されました。感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえて、開催の必要性を改めて検討するように要請があったところであります。また、熊本県におきましても、県主催の行事につきましては原則としては延期、または中止という対応となっております。

そのような状況を受けまして、美里町におきましても国の要請を踏まえた上で、行事、会議等の開催の是非について、不要不急の行事であるか等を十分に検討の上、判断していただくこととしております。また、各地区のですねイベント等に関しましては、嘱託員、嘱託補さん及び各集落の区長さん、各種団体等へ国の要請を踏まえて、開催についてご検討くださるよう要請を行っております。

また、昨日、また総理のほうから10日程の延長をというような要請も出されたところでございます。こういったことも考えながら、対応をしているところでございます。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） ありがとうございます。近代科学や医学がこれほど進んだ今日ですけれども、本当に短期間で世界を混乱させるという目に見えないウイルスの脅威というものを実感しております。教育をめぐる課題とか経済への影響とか、その他もろもろ、まだまだ状況の予測が誰にもできませんが、一日も早い事態の終息を祈るばかりです。美里町ではその道しるべとなるような、迅速で住民サイドに立った取り組みを今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

さて、熊本地震から早くも4年が経過しようとしております。これまでの復旧・復興の道のりは、被災者の方たちにとってはもとより、町にとっても地域にとっても本当に困難な日々であったと思います。町が示されていますように、オール美里で再スタート、再チャレンジのスローガンで取り組まれてきた、復旧・復興実施計画も最終年度を迎えます。これまでの実施計画の進捗状況の総括と、残りの事業における本年度の重点課題についてお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 平成28年4月の熊本地震、それから同年6月の豪雨災害の発

生から4年が経過をしようとしております。令和2年度は、復旧・復興計画最終年度となります。その進捗につきましては、計画目標を着実に実現していくために、復旧・復興計画実施計画の中で、復興に向けて取り組む具体的な事業スケジュール等を明らかにし、毎年度進捗管理に取り組んできたところでございます。

今日までの具体的な進捗率につきましては、住まいと暮らしの再建が約90%、社会生活基盤の整備が約79%、地域経済の復興が約89%、防災力の強化が約93%となっており、令和2年度が本計画の最終年度となるため、復旧・復興の総点検、総仕上げを重点課題と位置づけ、それぞれの事業目標において100%完了を目指したいと考えているところでございます。

なお、災害時の情報伝達手段の充実等、今後も検討が必要な事業や継続して取り組む事業につきましては、令和2年度に策定いたします美里町第二次振興計画後期基本計画に盛り込んで、引き続き継続して対応していく予定としております。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） 被災者の方々の努力や行政の支援、そして多くの人の支えがあって創造的復興を遂げつつある熊本県であり美里町です。被災された全ての方たちの安心・安全な生活の再建が、文字通り実現しますように、最後のお一人まで被災者に寄り添った支援をお願いしたいと思います。

次に、防災・減災についての質問に入ります。

前回の質問に重ねて、今なぜこの質問をしますかと言いますと、きょうは東日本大震災からちょうど9年を迎える日なんですね。きょうも朝から報道を見ておりますと、被災された方々が今なお、とてもご苦労をされているようなことを聞きまして、お見舞いの気持ちと一緒にこういう災害は二度と起きてほしくないという思いを強くしております。

また、今回の新型コロナウイルスをめぐりますこういった非常事態を見ましても、災害はいつ誰に訪れるか予測できないものだなということを改めて実感している。そこで、今回の質問をさせていただきます。

町が作成しておりますハザードマップには、各地域のレッドゾーンやイエローゾーンが示されておりますが、さらに進んだ災害予防、減災の視点から、地域の隠れた危険箇所の把握が必要ではないかと考えております。集落の主要な道路に崩落の危険予想箇所はないでしょうか。集落内に緊急車両の走行が困難な狭い道はないでしょうか。その把握はなされているかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎幸仁君） ご説明申し上げます。

町内の各地域の危険箇所につきましては、その主なものを町地域防災計画の災害

危険箇所一覧に掲載し、防災会議等の折にお示しをいたしております。また、現況につきましても、数箇所ではございますが、年1回行っております防災訓練時に宇城警察署及び北消防署、美里分署、町消防団と合同で巡視し確認を行っております。

その他、身近な危険箇所につきましては、各地区から提出されました要望書等を基に、交通防犯関係は総務課、道路や河川は建設課等、関係課におきましてそれぞれ把握をしているところでございます。

ただ、その対応としましては予算の制約もあり、緊急性の高いものから順次、安全確保のための対策を行っているところでございます。

○議長（吉田美好君） 長井建設課長。

○建設課長（長井寿浩君） 狭あい道路について、ご説明いたします。

狭あい道路の把握につきましては、町道と認定されている路線につきましては、道路台帳及び現況平面図において、延長、幅員及び路面の状況などを把握している状況です。しかし、集落内等の道路で町道と認定されていない道路につきましては、把握していない状況です。この路線につきましては、地区からの要望等があり、現場の確認等が必要であれば現場に出向いて調査をしていきたいと思っております。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） 今後とも地域の方たちの情報なども活かしていただいて、危険箇所解消の取り組みをよろしくお願いいたします。

次に、災害に重要な避難経路であり運搬車両の経路となる大切な橋梁についてお尋ねをいたします。

主要な橋梁の耐震検査とか耐震工事の進捗の状況はどうなっておりますでしょうか。

○議長（吉田美好君） 長井建設課長。

○建設課長（長井寿浩君） ご説明いたします。

ご質問の橋梁の耐震検査や耐震工事の進捗状況ということですが、現在、橋梁の管理につきましては、道路法による道路の維持または修繕の技術的基準により、5年に1回の頻度で定期点検を行うこととなっております。この定期点検の結果を基に健全度の判定を行い、その結果を基に補修を行っていくということとなっております。本町では、平成26年度から平成30年度の5年間で、町が管理する橋梁195橋の第1回目の点検が完了しております。現在、この点検の結果を基に、長寿命化計画を策定しているところです。また、令和2年度より第2回目の定期点検を5年間で行う予定としております。また、補修工事につきましては、195橋のうち早期に措置を講ずる必要とあると判定された橋梁が22橋で、そのうち改修済みが3橋、改修中が3橋となっております。残りの橋梁につきましては、順次補修工

事を行っていく予定としております。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） ありがとうございます。今後もよろしくお願いいたします。

次の質問です。

昨年夏、中央庁舎の裏手に完成しました備蓄倉庫は、災害時の支援物資や防災グッズなどを貯蔵するための設備です。現在の備蓄内容とその整備状況についてお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

備蓄倉庫が完成し、非常時における備蓄品の備蓄環境が整うとともに、令和2年2月に町備蓄計画を策定し、令和元年度から備蓄品の購入及び整理を行っております。備蓄の目標としましては、熊本地震発生時の最大3日間の合計避難者数3,982人を基に、想定避難者数を4,000人とし、備蓄品目としましては、想定避難者数の3食分の食料及び飲料水、毛布や敷きマット等の生活必需品、発電機や灯光器等の資機材を4年間で確保することといたしております。令和元年度におきましては、食料及び飲料水として、目標数の25%にあたる乾パン3,000個、及び保存水3,000本を購入いたしております。現在の備蓄状況といたしましては、計画記載品目のうち、生活必需品では、毛布940枚、敷きマット44枚、マスク2,552枚、資機材では、簡易トイレ252台、トイレ用簡易テント130張りとなっております。なお、計画記載以外の品目につきましても備蓄をしており、備蓄品管理一覧表により整理をいたしております。

今後、計画に沿って整備を進めることとしておりますが、社会の状況や情勢等の変化に応じ、適宜計画を見直しつつ各種災害に対応できる備蓄体制の充実を図ってまいりたいと思います。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） 災害はあつてはなりませんが、常にいざというときの備えは必要です。今後ともさらなる備品内容の充実、整備をよろしくお願いいたします。

次に、町は年度ごとの自主防災組織の目標指数を掲げておられ、令和元年度は61という数字が掲げてありますが、これまでの自主防災組織の体制づくりの推移と、また昨年、白石野地区で実施されましたような地域の防災訓練を今年も計画をされておりますでしょうか。その点についてお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

本町の自主防災組織につきましては、平成25年度から組織化が行われており、

その設立の実績としましては、平成25年度3組織、26年度14組織、27年度27組織、28年度2組織、29年度3組織、30年度7組織、令和元年度3組織となっており、令和2年2月末で59組織が設立されております。今後は令和6年度までに86組織の設立を目指しているところでございます。

活動状況につきましては、設立年次から3年間は補助金の交付が受けられ、その申請には活動計画や実績の提出が必要ですので、これにより主なものについては把握をいたしております。現在、いくつかの組織につきましては、情報伝達訓練や消火訓練、避難訓練、炊き出し訓練等の防災訓練を行っておられ、他の組織への波及も期待しているところでございます。

全部の組織の活動状況については把握をいたしておりませんが、組織の活性化や活動内容の充実を図っていくためには、その活動状況を把握し、他の組織活動の状況提供やアドバイスをを行うことは有効であり、研修会等の機会に実施をしていきたいと思っております。

また、町の防災訓練につきましては、消防団の五つの分団内で1地区において順次実施をしてまいりましたが、令和元年度の白石野地区で一巡をいたしました。令和2年度につきましても、新たな地区選定を行い実施したいと考えているところでございます。また、独自の防災訓練につきましても、各地域で実施を期待しているところでございます。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） みんなの防災意識を高めて、自助・共助の精神を地域に根付かせるためにも、みんなで参加できる防災訓練の意義は大きいと思います。ぜひほかの地域でも実施していけるように、支援をお願いしたいと思います。

1年前の一般質問で、防災士の育成と組織化についてお尋ねをいたしました。そのとき、火の国防災塾への参加を進めていくということと、また、町の防災士会の設立も検討するというようなお答えをいただいておりますが、その後の経過と今後の計画についてお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

防災士に関しましては、議員おっしゃるとおり昨年の第1回定例会でご質問をいただき、検討するといったしておりましたが、実情といたしましては、防災士の育成及び組織づくりは進んでいない状況でございます。ただ、各地区に自主防災組織を設立していただいております、元年度に各組織の代表者等にお集まりをいただき、設立や活動についての研修会を行いました。その中で、防災士に興味を持っておられる方もおられましたので、先ほど言われました火の国防災塾をはじめ、資格を取得す

るための講座等の開催状況を提供し、育成につなげていきたいと思っております。

また、NPO法人日本防災士機構のデータによれば、令和2年2月末で熊本県内の防災士は2,771名となっております。現在、町内における資格取得者の把握はできておりませんが、何らかの方法で情報の収集を行い、防災士の組織化やその支援策について、今後検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） 近隣の町でも防災士の方たちがですね、地域で防災講話をしたり、防災教室を開いたり、地域の防災マップづくりをしたり、防災訓練などにも取り組んでおられるということを聞いております。地域の防災力向上のためにも、防災士が果たす役割は大きいと思います。また、今後は女性防災士も必要ではなかろうかなと思っております。美里町でも防災士の方が活躍できる環境づくりに取り組まれることを期待しております。

次に、緑川ダム周辺の環境整備と美化について質問をいたします。

緑川ダム周辺一帯は、砥用東部地区のいわばおもてなしの玄関口ともいえます。今年は今回の新型コロナウイルスの感染拡大予防ということがありまして、残念ながらさくら健康フェスタが開催されませんことになっておりますが、年々このフェスタの参加者っていうのは、千人を超す状況で増えてきております。緑川ダム周辺の景観は、それほど人を引きつける魅力があるということだろうと思います。ダムの桜は特に観光客を引きつける大切な観光資源でございますが、樹齢40年以上の木にはてんぐ巣病が発生しておりますし、カビなどもたくさん発生しておりまして、自然に枝が枯れて落ちているような状況です。町では、昨年も脇瀬橋付近の老木伐採と植樹を、桜の木の植樹をなされました。ありがたいことだと思っております。きっとこの桜はまた将来の美里町の観光資源になるだろうと思っております。今後、ダム地内の植樹については、ダムの管理事務所との調整も必要であろうかと思いますが、早い時期での植え替えが望まれます。

そこで、てんぐ巣病対策と今後の植樹計画についてお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明いたします。

緑川湖周辺には、ソメイヨシノの桜が多く植栽されております。この品種は成長が非常に早くてんぐ巣病にかかりやすい品種でございます。川沿いなど湿気の多い場所や日当たり、風通しの悪い場所で多く発生しております。対策といたしまして、病気にかかった枝を切除し伝染源を失くすことと、また桜の木の間隔を広く、適正な除伐を行い、樹勢の回復に努めるということになります。

植樹計画については、本年度はありましたが、来年度については具体的な計画は

ございません。しかし、昨日のことですが、緑川ダム管理事務所より樹木診断の報告書が届きました。この内容をちょっとご説明しますと、補助ダム周辺が管理所が管理しておりますが、291本の桜の中で幹回りが60センチ以上の228本を対象に実施されております。これは4段階評価でされて、要注意が134本、危険木が34本、全体の74%が下の、下段の評価がされております。また、全本数の291本のうち撤去が望ましいというのが42本、危険部位の除去、先ほどてんぐ巢病にかかった枝等がですね8本、剪定が必要とされるもの163本と多くの木々で手立てが必要と判断されております。

今後は大量のこういう木々がございますので、更新、剪定というのが必要という結果が出ておりますが、予算等もございますので、ダム所の管理者と明確に分けながら、桜の名所回復に努めてまいります。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） ダム周辺の景観を保つためにも、今後とも取り組みをよろしくお願いいたします。

次の質問です。

ダムの堰堤の周辺に、最近イノシシやシカなどの野生動物が出没しておりまして、ダム広場周辺の草地には動物の排泄物とかも見られます。周辺には子ども連れで散歩をされたり、ウォーキングをされる方もおられますので、安全のためにも実態を把握されて対策を検討されてはどうか。お尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明いたします。

ご質問の中で、野生動物の実態とございましたけど、ニホンジカ以外はですね、生息の状況調査というのが行われておりません。しかしながら、実際緑川ダム周辺地域にはですね、被害等も報告され、イノシシ等、タヌキ類とかですねサルが生息しているということはもうわかっております。今後はその減少対策というのも確かに必要だと思いますので、鳥獣被害防止対策事業等がまあ経済課のほうでされておりますが、その中で頭数の駆除助成金、防護柵や罠の対策等をですね、地域ぐるみで行われております。耕作地のですね増加というのがイノシシ等の発生にも非常に大きく影響しておりますので、今後はですね、どうしても里山で発生する、被害が発生するということが非常に多くなりますので、銃によるですね捕獲というのは非常に難しくなります。非常に観光客も非常におられますのでですね、その点でこうまあ罠による捕獲というのが今後重要されると思っております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） 最後の質問になります。

ダム周辺は、本当に景観が優れた素晴らしい場所なんですけれども、その絶景地にあります、通称で申し上げますとやまびこの家の現状と利活用についてお尋ねをいたします。

やまびこの家は、本来は農産品加工の施設ですが、ほとんど有効活用がなされておられません。地域の多くの人たちがせつかくの施設がこのままではもったいないという思いを持っております。年間の利用がほとんどなくて、閉まっていることの多いやまびこの家ですが、それというのも、中の設備が不十分なために、利用したくてもできないということが上げられます。現在、この施設は指定管理がなされておりますが、管理者の方たちも活用の方法が限られておりますので、多面的な利用ができないという実情があるようです。内部の設備を整えて、加工施設としての機能を取り戻すことはできないだろうかと思えます。やまびこの家が創造的に再生できれば、観光面でも地域の活性化の面でも、大いに活用ができると考えます。町の今後の取り組みについて、お考えをお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 下田企画情報課長。

○企画情報課長（下田幸輔君） ご説明申し上げます。

ご質問の件ですが、当該施設につきましては、昭和63年に農産物加工施設として設置し、地域の農産物を利用した生産加工団体へ貸し出しを行っておりました。そのときに、先ほどおっしゃったようにやまびこの家と命名され、その名称が現在に至っているものでございます。平成25年に東部地域の活性化を目的として設置しました物産館、通称よんなっせですが、これを指定管理による運営として委託するにあたり、老朽化した農産物加工施設、やまびこの家でございますが、これを一部改修しまして、この施設を併せた管理運営を東部地区の方々に構成された団体に、指定管理により委託し、運営されているところでございます。農産物加工施設には、指定管理施設とするときに、地域の方々が農林産物の加工、乾燥を行い、物産館等で販売することで、地域の活性化につなげることを目的としまして、食品乾燥機が設置され、利用効果を高めるよう現在努めているところでございます。

また、ダム周辺でのイベント開催時には、協力隊の協力を得まして、よんなっせの事業として、縁側出店方式で、コーヒーの提供やラズベリーシェイクアイスなどのテスト販売なども行っております。

ご質問のように、町おこし協力隊を介した情報として、地域の方々から活用の相談がきております。町としましては、指定管理者運営のさらなる利用を促進するためにも、建物内の既存の老朽化した食品加工機材の撤去や、配管設備などの修繕を令和2年度にて計画をしているところでございます。

今後は、周辺の類似施設との競合などで、周辺施設利用への影響などを検証しながら、また緑川ダム湖周辺の活性化につなげるよう、指定管理者とともに地域の方々を巻き込んだ利活用や、まちづくりに取り組みを進めていくところで検討しているところでございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） これからの町の取り組みに、大いに期待を寄せるところでございます。

先頃、地元の女性グループが将来的な構想を持った加工所、百姓庵を立ち上げたという記事が、熊日新聞に掲載されておりました。地元にとっては大いに励まされるニュースでありまして、私たちも元気をもらいました。東部地区においては、6次化に取り組もうという女性グループはほかにもございまして、地域おこしの機運が高まりつつあります。新しい施設をつくるのではなく、既存の施設を有効に活かして、住民の力で地域を盛り上げていけたらなという思いでおります。

今はですね、新型コロナウイルスで社会が混乱しておりますが、事態が終息したときには、人々の健康意識も変わるのではないかなと思います。今まで以上に自然の大切さが見直されるそんな時代になっていくのではないかなと思っております。

美里町の過疎がまちづくりの戦略になる、そういうことを信じて、今日の私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（吉田美好君） これをもちまして、高田美千子君の一般質問を終わります。

以上で、通告されておりました一般質問は全部終了をいたしました。これで一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を午後1時とします。

—————○—————

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

—————○—————

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

日程第2 議案第19号 令和2年度美里町一般会計予算

日程第3 議案第20号 令和2年度美里町国民健康保険特別会計予算

日程第4 議案第21号 令和2年度美里町土地取得特別会計予算

日程第5 議案第22号 令和2年度美里町介護保険特別会計予算

日程第6 議案第23号 令和2年度美里町生活排水特別会計予算

日程第 7 議案第 24 号 令和 2 年度美里町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 8 議案第 25 号 令和 2 年度美里町簡易水道事業特別会計予算

○議長（吉田美好君） お諮りします。日程第 2、議案第 19 号、令和 2 年度美里町一般会計予算から、日程第 8、議案第 25 号、令和 2 年度美里町簡易水道事業特別会計予算までの 7 案件についてを一括して議題としまして、本日は内容説明のみ行い、質疑、討論、採決は最終日に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第 2、議案第 19 号から、日程第 8、議案第 25 号までの 7 案件を一括して議題とし、本日は内容説明のみを行い、質疑、討論、採決は最終日に行うことに決定をいたしました。

それでは、日程第 2、議案第 19 号から日程第 8、議案第 25 号までを一括して議題とします。

まず、議案第 19 号、令和 2 年度美里町一般会計予算の内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 議案第 19 号について、ご説明申し上げます。

別冊の一般会計予算書の 1 ページをお開き願います。

議案第 19 号、令和 2 年度美里町一般会計予算

令和 2 年度美里町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 69 億 8,700 万円と定める。第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為、第 2 条、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

地方債、第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

一時借入金、第 4 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12 億円と定める。

歳出予算の流用、第 5 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第 1 号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間

の流用。

令和2年3月10日提出 美里町長 上田泰弘

7ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為でございます。

戸籍総合システム機器リース料（令和2年度機器更改分）、期間、令和3年度から令和7年度まで、限度額1,739万3,000円。中間サーバー接続ネットワーク機器リース料（令和2年度機器更改分）、期間、令和3年度から令和7年度まで、限度額535万5,000円。学校ICT機器購入費、期間、令和3年度から令和3年度まで、限度額4,500万円。以上、3事項につきまして、債務負担行為を設定いたしております。

次に、8ページをご覧ください。

第3表、地方債でございます。

臨時財政対策債から、次のページ、9ページの過年発生公共土木施設等補助災害復旧事業まで、計20事業、限度額の総額8億5,000万円の地方債を予定しております。目的ごとの限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

12ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書の2、歳入でございます。

はじめに、款の1町税、項の1町民税でございますが、令和元年10月以後に開始する事業年度から、法人事業税が引き下げられたことにより805万円の減収を見込み、前年度比219万円減の3億271万1,000円を計上いたしております。項の2固定資産税につきましては、前年度比343万5,000円増の4億3,702万7,000円を計上いたしております。

13ページをお開き願います。

一番下の枠、款の2地方譲与税、項の3森林環境譲与税につきましては、今年2年目となりますが、国からの配分が2倍程度になることから、総務省から提示された資産譲与基準を基に前年度比936万6,000円増の1,769万1,000円を計上いたしております。充当先については、説明欄に記載しております。

14ページをご覧ください。

四つ目の枠、法人事業税交付金につきましては新しく創設されたもので294万円を計上いたしております。その下、地方消費税につきましては、前年度比878万円増の1億9,531万1,000円を計上いたしております。こちらも充当先につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

15ページをお開き願います。

二つ目の枠、環境性能割交付金につきましては、これも今年度2年目となりますが、前年度比1,013万4,000円増の1,747万5,000円を計上いたしております。その下、地方特例交付金につきましては、減収補てん特例交付金（住宅借入金等分）、（自動車税分）、（軽自動車税分）、合わせまして317万円を計上いたしております。その下、地方交付税につきましては、普通交付税27億8,674万8,000円、特別交付税1億3,000万円、それぞれ計上いたしております。

次の16ページをご覧ください。

二つ目の枠、款の12分担金及び負担金、目の1民生費負担金におきましては、幼児教育・保育の無償化の影響により、保育所保護者負担金（現年度分）において、前年度比1,656万8,000円減の940万8,000円を計上いたしております。

17ページをお開き願います。

款の13使用料及び手数料、目の4観光使用料につきましては、森林体験公園施設の管理運営が指定管理者へ移行することに伴い5,260万4,000円の減となっております。

19ページをお開き願います。

二つ目の枠、款の14国庫支出金、目の4災害復旧費国庫負担金におきましては、公共土木施設災害復旧費負担金（H30災害分）として3,285万3,000円を計上いたしております。その下、国庫支出金、目の1総務費国庫補助金におきましては、地方創生推進交付金（観光誘客連携による地域活性化事業）分994万3,000円を計上いたしております。

その次のページ、目の4土木費国庫補助金におきましては、社会資本整備総合交付金の道路橋梁関係分2億3,782万1,000円、道整備交付金4,000万円を計上し、目の5教育費国庫補助金におきましては、GIGAスクール構想関連で、ICT機器購入に充てる公立学校情報機器整備補助金621万円を計上いたしております。

22ページをお開き願います。

款の15県支出金、目の1総務費補助金におきましては、平成28年熊本地震復興基金交付金1,986万8,000円、一番下の今年2年目となります熊本県企業局水力発電所地元振興支援事業交付金1,000万円を計上いたしております。目の2民生費補助金におきましては、節の社会福祉補助金において、地域支え合いセンター設置・運営事業補助金508万3,000円、節の4児童福祉費補助金において、次のページ、23ページをお開き願います。

幼児教育・保育無償化実施円滑化事業補助金 242万4,000円、幼児教育・保育無償化システム改修等事業補助金 73万9,000円を計上いたしております。

24ページの農業費補助金におきまして、農用地等災害復旧事業補助金（R1災）2,210万5,000円、ため池ハザードマップ作成補助金 4,000万円を計上いたしております。

25ページをお開き願います。

上の枠、説明欄の4行目です。国勢調査委託金 511万3,000円を計上いたしております。

27ページをお開き願います。

二つ目の枠、款の17寄附金、目の1一般寄附金におきまして、ふるさと応援寄附金 1,500万円を計上いたしております。

三つ目の枠、款の18繰入金、目の1基金繰入金につきましては、財政調整基金繰入金 3億8,200万円から、次のページの地域振興基金繰入金 400万円まで、合わせて 4億4,704万9,000円を計上いたしております。

30ページをお開き願います。

款の20諸収入、項の5雑入におきましては、説明欄の4行目、フォレストアドベンチャー・美里指定管理者利益還元金 1,069万円を計上いたしております。

31ページをお開き願います。

町債につきましては、総額で前年度比 2億733万円減の 8億5,000万円を借り入れる予定といたしております。

33ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書の3、歳出でございます。

議会費におきましては、2,061万3,000円の減額となっておりますが、前年度議場音響設備改修工事分の減が主な要因となっております。節の1報酬におきまして、会計年度職員の報酬を上げておりますが、制度改正により技能労務職以外の会計年度職員について、これまでの賃金から組み替えることとなったものでございます。また、節の3職員手当におきまして、会計年度職員の期末手当を計上しておりますが、職員手当の会計年度職員の期末手当につきましては、本年度0.845月分を支給することとして予算計上をいたしております。

35ページをお開き願います。

款の2総務費、項の1総務管理費、節の7報償費で、嘱託員・嘱託補報償費につきましては、これも制度改正により報酬から組み替えになったものでございます。

37ページをお開き願います。

節の12委託料におきまして、出張法律相談業務委託料 18万円を計上いたして

おりますが、年度後半に専門家による相談機会の提供を行うためのものでございます。

39ページをお開き願います。

目の3財政管理費、節の24積立金におきまして、地域振興基金積立金1億円を計上いたしております。

43ページをお開き願います。

節の7報償費におきまして、ふるさと応援寄附金返礼金450万円を計上しております。以下、役務費、委託料等にもふるさと応援関連の部分がありますが、ふるさと応援寄附事業の事務の移行により、財政管理費から企画費へ組み替えしたものでございます。

44ページをご覧ください。

節の12委託料におきまして、産業連携促進業務委託料730万4,000円を計上いたしておりますが、地方創生交付金を充てるものでございます。

49ページをお開き願います。

目の12特定目的基金におきましては、ふるさと応援基金積立金1,500万円、森林環境譲与税基金積立金350万円をそれぞれ計上いたしております。

54ページをお開き願います。

項の4選挙費におきましては、11月執行予定の町長選挙費845万円を計上いたしております。

55ページをお開き願います。

項の5統計調査費におきましては、国勢調査委員報酬335万5,000円を計上いたしております。本年度実施します国勢調査の経費を計上しているところでございます。

61ページをお開き願います。62ページでございます、すみません。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の5介護保険事務費におきまして、節の27繰出金で介護保険特別会計繰出金2億9,728万3,000円を計上いたしております。

64ページをお開き願います。

目の8プレミアム付商品券事業費におきましては、プレミアム付商品券事業補助金返還金として、事業完了により超過となった分855万6,000円を計上いたしております。

66ページをお開き願います。

一つ目の枠、項の3児童福祉費、目の2児童措置費におきまして、副食費補助金545万4,000円を計上いたしております。

二つ目の枠、項の４災害救助費につきましては、前年度の地域支え合いセンター委託料に代わるものとして、身近な相談拠点設置事業委託料５０８万３,０００円を計上いたしております。

７０ページをお開き願います。

二つ目の枠、款の４衛生費、項の２清掃費、目の１清掃総務費におきましては、宇城広域連合負担金（清掃施設費）５,１６１万２,０００円、目３し尿処理費におきまして、宇城広域連合負担金（し尿処理施設費）８,８６１万３,０００円を計上いたしております。

７６ページをお開き願います。

款の５農林水産業費、項の１農業費、目の６農地費におきまして、節の１２委託料で、夏水用水路頭首工管理用道路測量設計業務委託料５００万円、ため池ハザードマップ作成業務委託料４,０００万円を計上いたしております。

７７ページをお開き願います。

負担金、補助及び交付金の一番下、平成２８年豪雨災害被災農家支援補助金３００万円につきましては、平成２８年度豪雨災害で、災害復旧工事の対象となった農地で、工事が進まなかったことにより作付けができなかったものに対する補助となっております。

その下、７８ページをご覧ください。

目の７農業構造改善対策費におきまして、佐俣の湯整備工事１,９８０万円を計上いたしております。

７９ページをお開き願います。

項の２林業費、目の２林業振興費におきまして、節の１３使用料及び賃借料で、森林位置データシステムリース料５９万４,０００円を計上いたしております。

８２ページをお開き願います。

二つ目の枠、款の６商工費、項の１商工振興費、目の１商工振興費におきましては、負担金、補助及び交付金のところで、佐俣、小筵、岩野地区の街路灯ＬＥＤ化のための美里町街路灯設置補助金２２５万円を計上いたしております。

８５ページをお開き願います。

目の２観光振興費におきまして、負担金、補助及び交付金の下から３番目です。観光誘客連携共同基盤事業負担金３５６万４,０００円を計上いたしております。

８８ページをお開き願います。

款の７土木費、項の２道路橋梁費、目の３道路新設改良費におきまして、節の１４工事請負費で、社会資本整備総合交付金事業、町道路改良工事、道整備交付金事業、合わせて２億４,６００万円を計上いたしております。

８９ページをお開き願います。

目の４橋梁維持費におきまして、節の１４工事請負費で社会資本整備総合交付金事業による工事費１億２５０万円を計上いたしております。

９０ページをご覧ください。

二つ目の枠、項の４住宅費、目の１住宅管理費におきましては、節の１２委託料で大規模盛土造成地変動予測調査委託料６００万円、町営住宅改修工事調査委託料５００万円を計上いたしております。

９１ページをお開き願います。

款の８消防費、項の１消防費、目の１非常備消防費におきましては、消防団活動の安全確保のための装備品４５９万３、０００円を、節の１０消耗品の中に含んでおります。また、節の１７備品購入費で、消防車両購入費（小型ポンプ含）６、６８８万円を計上いたしておりますが、１０台のうち５台は、前年度分と同じＢ３級ポンプで、５台はポンプ車並みの性能を持つＢ１級ポンプを予定しておるところでございます。また、その下、これも団員の安全確保のための消防団設備整備備品購入費として２３７万５、０００円を計上いたしております。その下、負担金、補助及び交付金で、宇城広域連合負担金（消防費）２億１、４７２万３、０００円を計上いたしております。

また、９２ページの説明欄の下から２番目、令和２年度玉名地区で開催予定されております熊本県消防操法大会出場交付金８０万円を計上いたしております。

９３ページをお開き願います。

目の４災害対策費におきまして、節の１８負担金、補助及び交付金のところで、自主防災組織の設立等を図るため、地域防災力強化促進事業補助金（復興基金分）８０万円、被災宅地復旧支援事業補助金（復興基金分）１、２２０万円を計上いたしております。

９４ページをご覧ください。款の９教育費、項の１教育総務費、目の１教育委員会費におきましては、節の１２委託料で教育の日講演会委託料３００万円を計上いたしております。

９８ページをお開き願います。

目の２事務局費におきまして、節の１７備品購入費で、学校ＩＣＴ機器購入費４、５３０万円を計上いたしております。

１０６ページをお開き願います。

項の２小学校費、目の１学校管理費におきましては、節の１４工事請負費、合わせて７６９万円を計上いたしております。

１１２ページをお開き願います。

項の３中学校費、目の１学校管理費、節の１２委託料では、前年度購入しましたスクールバス委託料（砥用中分）６１９万１，０００円を計上いたしております。

１１６ページをお開き願います。

項の４社会教育費、目の１社会教育総務費の節の１４工事請負費におきましては、やすらぎ交流体験施設給水設備改修工事３，２００万円を計上いたしております。

１１９ページをお開き願います。

目の２公民館費におきましては、節の１８負担金、補助及び交付金で、佐保公民館の改修に係る自治公民館再建支援事業補助金（震災分）５００万円を計上し、目の３文化財保護費におきましては、節の１２委託料で堅志田城跡進入路斜面被災箇所測量設計委託料６７０万円を計上いたしております。

１２４ページをお開き願います。

項の５保健体育費、目の２体育施設費におきましては、節の１４工事請負費で前年度設計が終わりましたカントリーパークテニスコートの人工芝張替工事、半面分でございますが３，２００万円、同じくカントリーパークトイレ改修工事５００万円、総合運動公園グラウンドトイレ改修工事費７４０万円、総合運動公園グラウンド合併浄化槽設置工事２，０００万円をそれぞれ計上いたしております。

款の１０災害復旧費、項の１農林水産業施設災害復旧費、目の１農用地等災害復旧費におきましては、農用地等災害復旧工事（Ｒ２過年 Ｒ１災）４件分２，３００万円を、令和元年度から組み替えて計上いたしております。

１２５ページをお開き願います。

二つ目の枠、項の２公共土木施設災害復旧費、目の２国庫負担災害復旧費におきましては、災害復旧工事（Ｈ３０災分）４，７００万円を計上しております。

一番下の枠、公債費につきましては、町債償還元金、町債償還利子、一時借入金利子、合わせまして９億５，５２７万円を計上いたしております。

１２７ページから１４１ページまでは付属資料となっております。

以上で、議案第１９号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第１９号の内容説明を終わります。

次に、議案第２０号、令和２年度美里町国民健康保険特別会計予算の説明を求めます。松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永栄作君） 議案第２０号について、ご説明申し上げます。

別冊の議案第２０号、令和２年度美里町国民健康保険特別会計予算書の１ページをお開き願います。

議案第２０号、令和２年度美里町国民健康保険特別会計予算

令和２年度美里町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億4,020万5,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
第1号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年3月10日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により、主なものについてご説明をいたします。

7ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書の2、歳入でございます。

第1款、第1項国民健康保険税は、被保険者数及び世帯数の推計値、保険税軽減額及び徴収率の見込みを基に見積っております。第1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年課税分、滞納繰越分を合わせまして2億1,449万9,000円を計上しております。第2目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、退職者医療制度の廃止に伴う経過措置による退職被保険者はいなくなりますが、現年課税分につきましては、過年度分の税額構成がある場合もあり、滞納繰越分につきましては、現時点で滞納額が確定しておりませんので、座のみ計上したものでございます。

次に、8ページをご覧ください。

上から四つ目の枠になります。第4款、第1項県負担金の第1目保険給付費等交付金につきましては、第1節普通交付金で10億5,670万7,000円を計上しております。保険給付費に必要な費用を県が全額負担するものでございます。第2節におきまして、特別交付金として3,882万9,000円を計上しております。説明の欄をご覧ください。内訳としまして、保険者努力支援分を594万3,000円、特別調整交付金分（市町村分）を756万4,000円、都道府県繰入金（2号分）を2,027万6,000円、特定健康診査等負担金を504万6,000円としております。

次に、9ページをお開き願います。

一番上の枠になります。第6款、第1項他会計繰入金の第1目一般会計繰入金につきましては、第1節事務費繰入金から第4節財政安定化支援事業繰入金まで、計

1億634万5,000円を計上しております。

次に、11ページをお開き願います。

3、歳出でございます。

まず、第1款、第1項総務管理費につきましては、国民健康保険事業の一般的な管理運営費用でございますが、第1目一般管理費と第2目連合会負担金で、計885万1,000円を計上しております。

次に、12ページをご覧ください。

三つ目の枠になります。第2款保険給付費、第1項療養諸費につきましては、医療の給付に要する経費になりますが、令和元年度における実績等によりそれぞれの区分ごとに推計し、第1目一般被保険者療養給付費から第5目審査支払手数料まで、計9億840万8,000円を計上しております。なお、退職被保険者につきましては、退職者医療制度の廃止に伴う経過措置による退職被保険者はいなくなります。が、本年3月分の療養給付費と4月以降に支給決定をする療養費を支払う必要がありますので、所用の経費を計上しているものでございます。

次に、13ページをお開き願います。

一番上の枠になります。第2項、高額療養費につきましては、第1項療養諸費と同様の方法により見積り、第1項から第4項まで、計1億5,113万5,000円を計上しております。

失礼しました、第1目から第4目まで、計1億5,113万5,000円を計上しております。

次に、同ページの一番下の枠になります。第4項出産育児一時金につきましては、4人の出産を見込みまして、支払手数料と合わせて168万1,000円を計上しております。

次に、14ページをご覧ください。

二番目の枠でございます。第3款国民健康保険事業納付金、第1項医療給付費分につきましては、医療の給付に係る県への納付金になりますが、県の算定により第1目と第2目、合わせまして2億5,141万8,000円を計上しております。

次の枠でございますが、第2項後期高齢者支援金等分につきましては、後期高齢者医療の支援金に係る県への納付金になりますが、県の算定により第1目と第2目、合わせまして6,377万5,000円を計上しております。

15ページをお開き願います。

一番上の枠でございます。第3款、第3項介護納付金につきましては、介護納付金に係る県への納付金になりますが、県の算定により2,276万1,000円を計上しております。

次に、同ページの一番下の枠でございます。第5款、第1項特定健康診査等事業費につきましては、受診率目標を62%と設定した上で見積り1,053万3,000円を計上しております。

16ページをご覧ください。

第5款、第2項保健事業費につきましては、第2目疾病予防費におきまして、未受診者の訪問指導及び特定保健指導に従事する管理栄養士等の会計年度任用職員に係る費用をはじめとする疾病予防に関する諸費用を952万8,000円計上しております。なお、本事業に係る特定財源として、特別調整交付金（市町村分）に含まれますヘルスアップ事業の助成金600万円を見込んでおります。

18ページをお開き願います。

予備費につきましては878万8,000円を計上しております。

19ページ以降につきましては、予算に関する説明書でございます。

以上で、議案第20号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第20号の内容説明を終わります。

次に、議案第21号、令和2年度美里町土地取得特別会計予算の説明を求めます。
宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 議案第21号について、ご説明申し上げます。

別冊の土地取得特別会計予算書の1ページをお開き願います。

議案第21号、令和2年度美里町土地取得特別会計予算

令和2年度美里町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月10日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書、2、歳入でございます。

款の1財産収入におきましては、土地開発基金利子5,000円、款の2繰越金におきましては、前年度繰越金1,000円を計上いたしております。

次に、3、歳出でございます。

款の1諸支出金におきましては、土地開発基金利子繰出金5,000円。

款の2予備費におきましては、予備費1,000円を計上いたしております。

以上で、議案第21号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第21号の内容説明を終わります。

次に、議案第22号、令和2年度美里町介護保険特別会計予算の説明を求めます。

中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） 議案第22号について、ご説明申し上げます。

別冊、令和2年度美里町介護保険特別会計予算書、1ページをお開きください。

議案第22号、令和2年度美里町介護保険特別会計予算

令和2年度美里町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億522万4,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年3月10日提出 美里町長 上田泰弘

6ページをお願いいたします。

2の歳入について、ご説明申し上げます。

款1保険料です。項1、目1第1号被保険者保険料3億84万6,000円を計上しております。節1第1号被保険者特別徴収保険料について2億8,112万4,000円、節2第1号被保険者普通徴収保険料については1,922万2,000円、節3滞納繰越分普通徴収保険料50万円を計上しております。

3段目の枠をお願いいたします。款3国庫支出金です。項1国庫負担金、目1介護給付費負担金3億880万1,000円を計上しております。主に、介護サービス等給付費等の事業を行うための交付金です。

次の枠をお願いします。同じく、款3国庫支出金です。主に介護サービス等給付、介護予防事業及び包括的支援事業等を行うための国庫支出金です。項2、目1調整交付金1億8,271万円、同じく、目2地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）1,559万5,000円、同じく、目3地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）1,549万1,000円、同じく、目4保険者機能強化推進交付金168万3,000円を計上しております。この交付金は、高齢者の自立、重度化防止等に関する取り組みを支援するための交付金です。

7ページをお願いいたします。

款4支払基金交付金です。項1、目1介護給付費交付金4億7,355万4,000円、同じく、目2地域支援事業交付金1,684万2,000円を計上しております。

す。主に、介護サービス等給付及び介護予防等の事業を行うための交付金です。

次の枠をお願いいたします。

款5県支出金です。項1、目1介護給付費負担金2億6,121万8,000円を計上しております。主に、介護サービス等給付等の事業を行うための県支出金です。

次の枠をお願いいたします。同じく、款5県支出金です。項2、目1地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）779万7,000円、目2地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）774万5,000円をそれぞれ計上しております。主に、介護サービス等給付、介護予防事業及び包括的支援事業を行うための県支出金です。

最後の枠をお願いいたします。款7繰入金です。項1、目1介護給付費繰入金2億1,923万9,000円、同じく、目2地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）779万8,000円を計上しております。主に、介護給付費等を行うための繰入金です。

8ページをお願いいたします。

同じく、款7繰入金です。目3地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）3,187万8,000円を計上しております。これは、介護予防等給付及び介護予防生活支援サービス事業等を行うための繰入金です。同じく、目4低所得者保険料軽減繰入金1,605万2,000円を計上しております。これは、介護保険料第1段階の方を対象とし、基準額を軽減するための繰入金です。同じく、目5その他一般会計繰入金、節1事務費繰入金2,231万6,000円を計上しております。

次の枠をお願いいたします。同じく、款7繰入金です。項2、目1介護給付費基金繰入金1,350万円を計上しております。

最後の枠をお願いいたします。款9諸収入です。項2、目1雑入210万1,000円を計上しております。説明欄にありますとおり、食の自立支援事業、総合事業等の利用料です。

9ページをお願いいたします。

3の歳出につきまして、ご説明申し上げます。

款1総務費です。項1、目1一般管理費です。315万7,000円を計上しております。主なものとして、節12委託料67万4,000円、節13使用料及び賃貸料として168万4,000円を計上しております。なお、説明欄にあります総合行政システムASP利用料は、ソフトの利用料でございます。

10ページをお願いいたします。

同じく、款1総務費です。項2、目1賦課徴収費89万9,000円を計上して

おります。これは、介護保険料の賦課徴収に関する経費でございます。

次の枠をお願いいたします。

同じく款1総務費です。項3、目1介護認定調査費1,465万6,000円を計上しております。詳細につきましては、説明欄にありますとおり会計年度任用職員3名分の報酬、期末手当及び必要経費等を計上しております。また、節18負担金、補助及び交付金につきましては、宇城広域連合への負担金として522万7,000円を計上しております。

11ページをお願いいたします。

同じく、款1総務費です。項4計画策定委員会費、目1計画策定委員会費322万2,000円を計上しております。これは、令和3年度から第8期介護保険事業を行うため、令和2年度において計画を策定する必要があるため、予算を計上したものでございます。

款2保険給付費です。項1、目1介護サービス等給付費、節18負担金、補助及び交付金16億5,590万円を計上しております。主なものとしまして、説明欄の1行目の居宅介護サービス給付費4億5,600万円を計上しております。これは訪問介護、デイサービス等に関する費用です。次の地域密着型介護サービス給付費3億600万円につきましては、グループホーム、小規模機能型施設のサービス利用料等です。次に、施設介護サービス給付費7億4,000万円につきましては、特別老人ホームの利用料等でございます。下から2段目の居宅介護サービス計画給付費5,160万円につきましては、利用者のケアプランに対するサービス料の費用等です。最後に、特定入所者介護サービス費9,960万円につきましては、特定入居者に係る食費、居住費の一部を超えた場合に対する公費の負担分です。

次の枠をお願いいたします。同じく、款2保険給付費です。項2、目1介護サービス等給付費、節18負担金、補助及び交付金3,816万円を計上しております。主なものとしまして、説明欄1行目にあります介護予防サービス給付費2,880万円を計上しております。これは要支援者への訪問、デイサービス等の費用でございます。

12ページをお願いいたします。

同じく、款2保険給付費です。項3、目1高額介護サービス等費、節18負担金、補助及び交付金5,441万5,000円を計上しております。これは、介護サービスに係る利用者負担額月額が各段階区分による一定の上限額を越えた、高額になったときに申請により高額介護サービス費として支給するものです。目2高額医療合算介護サービス等費、節18負担金、補助及び交付金405万円を計上しております。これは、介護保険と医療保険の一部負担金が世帯以内で、年間に一定の負担限

度額を超えた場合に、申請によりその超えた分を支給するものです。

次の枠をお願いいたします。同じく款2保険給付費です。項4、目1審査支払手数料、節11役務費、審査支払手数料として138万円を計上しております。

次の枠をお願いいたします。款3地域支援事業費です。項1、目1介護予防・生活支援サービス事業費3,768万7,000円を計上しております。これは、高齢者が要介護状態とならないように、介護予防事業を行うものです。節12委託料として2,000万4,000円、説明の枠にあります訪問型サービスCは、理学療養士、看護師等の専門職による訪問サービスです。通所型サービスAは、現行の通所介護を緩和したサービスとなります。通所型サービスCは、運動機能向上等の指導をします。短時間通所サービスAは、サービスCを短時間にしたものでございます。同じく、節18負担金、補助及び交付金1,768万3,000円を計上しております。

13ページをお願いいたします。

同じく、款3地域支援事業費です。目2介護予防ケアマネジメント事業費474万円を計上しています。介護予防ケアマネジメント委託料として204万円、これはケアプランの作成を委託するものです。同じく、節18負担金、補助及び交付金、そして介護予防ケアマネジメント事業費負担金270万円を計上しております。

同じく、款3地域支援事業費です。項2、目1一般介護予防事業費4,604万4,000円を計上しております。節7報償費61万2,000円、これは通いの場サークルいいね脳いきいきサロンにおける介護予防サポート及び支援スタッフへの報償費です。節10の需用費3万6,000円、同じく節12委託料として4,521万6,000円を計上しております。主なものとして、説明の枠、三段目、高齢者生きがい活動支援通所事業委託料、通称「温泉デイ」でございまして、2,014万6,000円、次の段、介護予防サロン事業委託料1,682万6,000円等を計上しております。同じく、節18において、通いの場、新規立ち上げ予定の6カ所×1万円、継続24カ所×5,000円の補助金を計上しております。

14ページをお願いいたします。

同じく、款3地域支援事業費です。項3、目1地域包括支援センター運営費2,941万6,000円を計上しております。節12委託料2,940万円につきましては、地域包括センターの運営の委託料です。同じく、目2任意事業費80万4,000円を計上しております。これは、介護給付費、通知書作成、ケアプラン等の点検等の委託料です。

同じく、目3在宅医療・介護連携推進事業費、節12委託料249万円、同じく、目4生活支援体制整備事業費254万円、同じく、目5認知症総合支援事業費委託

料５００万３，０００円を計上しております。

１５ページをお願いいたします。

最後の枠をお願いいたします。款６ 予備費です。項１、目１、財源調整のために予備費として９万６，０００円を計上しております。

なお、１６ページ以降につきましては、予算に関する関係資料です。

以上、議案第２２号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第２２号の内容説明を終わります。

次に、議案第２３号、令和２年度美里町生活排水特別会計予算の説明を求めます。
北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） 議案第２３号について、ご説明いたします。

別冊、美里町生活排水特別会計予算書、１ページをお開き願います。

議案第２３号、令和２年度美里町生活排水特別会計予算

令和２年度美里町の生活排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億８，６４５万９，０００円と定める。第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

地方債、第２条、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表 地方債」による。

一時借入金、第３条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、７，０００万円と定める。

歳出予算の流用、第４条、地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
第１号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和２年３月１０日提出 美里町長 上田泰弘

４ページをお開き願います。

第２表、地方債でございます。

浄化槽市町村整備推進事業における起債の借入限度額は１，４９０万円とし、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりとするものでございます。

次に、６ページをお開きください。

歳入について、ご説明いたします。

まず、分担金及び負担金の浄化槽市町村整備推進事業受益者分担金につきまして

は、本年度計画40基分とし400万円、滞納繰越分1,000円の合計400万1,000円を計上いたしております。

次に、使用料及び手数料の浄化槽使用料では、現年度分を7,200万円、滞納繰越分50万円を見込み額として計上いたしております。

また、手数料につきましては、浄化槽市町村整備推進事業手数料として4万8,000円計上しております。

国庫補助金につきましては、循環型社会形成推進交付金としまして、補助対象額の2分の1、1,845万1,000円を計上しております。

次のページをご覧ください。

県補助金、浄化槽市町村整備推進事業県交付金につきましては、前年度補助対象予定額の6.5%の213万4,000円を計上いたしております。

次に、繰入金、一般会計繰入金につきましては、歳出の財源といたしまして7,392万2,000円を計上いたしております。

繰越金につきましては、昨年同様50万円を計上いたしております。

諸収入の延滞金、雑入の還付金、還付加算金につきましては、各1,000円を計上いたしております。

最後に、町債につきましては、浄化槽整備事業債として、過疎対策事業債740万円、下水道事業債750万円、合計の1,490万円を計上いたしております。

次のページをご覧ください。

歳出について、ご説明いたします。主なものにつきまして、ご説明いたします。

一般管理費につきましては、職員1名分の人件費としまして、給料226万7,000円、職員手当等に134万2,000円、共済費に65万2,000円計上しております。需用費の313万9,000円につきましては、主に浄化槽の修繕料として300万円計上いたしております。役務費の712万5,000円につきましては、主に浄化槽法定検査料で1,759基分の668万5,000円となっております。続きまして、委託料の9,372万円につきましては、主に浄化槽清掃管理委託料の9,360万1,000円でございます。使用料及び賃借料につきましては、総合行政システム利用として34万4,000円、負担金、補助及び交付金につきましては、熊本県浄化槽普及促進協議会負担金9万円を計上しております。

次のページをご覧ください。

次に、事業費の浄化槽市町村整備推進事業費におきましては、本年度40基の計画に伴い、委託料53万9,000円、工事請負費としまして5,220万7,000円を計上しております。

次に、公債費につきましては、町債償還金の元金2,116万2,000円、利子

に３２４万円、また一時借入金利子として１０万２，０００円を計上いたしております。

予備費につきましては５０万円を計上しております。

１０ページ以降につきましては、予算に関する付属資料でございます。

以上で、議案第２３号の説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第２３号の内容説明を終わります。

次に、議案第２４号、令和２年度美里町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永栄作君） 議案第２４号について、ご説明申し上げます。

別冊の議案第２４号、令和２年度美里町後期高齢者医療特別会計予算書の１ページをご覧ください。

議案第２４号、令和２年度美里町後期高齢者医療特別会計予算

令和２年度美里町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億６，５６２万１，０００円と定める。第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用、第２条、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第１号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和２年３月１０日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。

５ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書の２、歳入でございます。

第１款後期高齢者医療保険料につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合の試算により９，４８３万８，０００円を計上しております。

次に、上から三つ目の枠をご覧ください。第３款、第１項一般会計繰入金につきましては、第１目事務費繰入金は、歳出における総務費の一般管理費及び徴収費分を繰り入れるものであり２１４万５，０００円を計上しております。第２目保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分を保険基盤安定繰入金として一般会計から繰り入れるものであり６，７０２万９，０００円を計上しております。

第４款繰越金につきましては、令和元年度の繰り越し見込み額として１５０万円を計上しております。

6 ページをご覧ください。

第5款諸収入、第2項償還金及び還付加算金の第1目保険料還付金につきましては、歳出予算の保険料還付金の財源として、後期高齢者医療広域連合から同額を受け入れるものであり10万円を計上しております。

次に、7 ページをお開き願います。

3、歳出でございます。

一番上の枠になります。第1款、第1項総務管理費につきましては、一般的な管理運営費用でございますが208万5,000円を計上しております。

上から三つ目の枠をご覧ください。第2款、第1項後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者医療広域連合の医療給付の財源として納付するものでございますが、歳入の後期高齢者医療保険料保険基盤安定負担金を合わせ、端数調整した額1億6,186万8,000円を計上しております。

同ページの一番下の枠をご覧ください。第3款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金につきましては、第1目保険料還付金で、昨年度と同額の10万円を計上しております。

8 ページをご覧ください。

予備費につきましては150万7,000円を計上しております。

9 ページ以降につきましては、予算に関する説明書でございます。

以上で、議案第24号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第24号の内容説明を終わります。

次に、議案第25号、令和2年度美里町簡易水道事業特別会計予算の説明を求めます。北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） 議案第25号について、ご説明いたします。

別冊、美里町簡易水道事業特別会計予算書、1 ページをお開き願います。

議案第25号、令和2年度美里町簡易水道事業特別会計予算

令和2年度美里町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,299万5,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）

に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年3月10日提出 美里町長 上田泰弘

5ページをお開き願います。

まず、歳入についてご説明いたします。

分担金及び負担金の分担金、給水工事分担金につきましては、拡張工事の分割納付1世帯分として6,000円を計上しております。

使用料及び手数料の水道使用料につきましては、使用料現年度分として1億1,000万円、滞納繰越分100万円、水道加入金として、新規加入申し込み分50万円を歳入見込み額として計上しております。

手数料、総務手数料につきましては、督促手数料など合計23万7,000円を計上しております。

繰入金、一般会計繰入金につきましては、歳出の財源として1億92万7,000円の計上となっております。

繰越金につきましては100万円を計上しております。

次に、6ページをご覧ください。

諸収入、給水工事受託事業収入につきましては、新規加入10件分100万円を計上いたしております。

雑入につきましては、県営事業特定管布設に伴います水道布設替補償費1,822万4,000円と簡易水道協会研修負担金10万円を計上いたしております。

次に、7ページをお開きください。

歳出について、ご説明いたします。

まず、一般管理費につきましては、3名分の職員の給与、職員手当等共済費など、合計2,162万2,000円を計上いたしております。旅費につきましては、水道技術管理者資格取得、講習会受講に伴います旅費として17万3,000円を計上いたしております。需用費2,024万5,000円につきましては、主なものとしまして、薬品及び水道メーターなど消耗品費340万3,000円、光熱水費1,100万円、山出浄水場排水弁修繕及び下鶴橋排水管修繕料等に伴います修繕料536万2,000円となっております。役務費につきましては、総額485万6,000円となっており、主なものとしましては、電話料86万5,000円、水質検査手数料68万3,000円、次のページをご覧ください。膜ろ過装置薬品洗浄手数料90万7,000円、山出浄水場の水道設備点検手数料79万2,000円となっております。委託料の3,796万5,000円につきましては、主なものとしまして、電気計装設備保守点検委託料154万円、水道施設管理業務委託料1,15

0万7,000円、水道検針業務等委託料220万7,000円、水道布設替え設計業務委託料859万8,000円、簡易水道施設の長寿命化計画に伴う個別施設計画策定業務委託料995万5,000円、美里町簡易水道事業中央北校区拡張基本検討業務委託料286万円となっております。使用料及び賃借料179万3,000円につきましては、主なものとしまして、ASP総合行政システム利用料62万1,000円、ASC水道監視システム使用料101万7,000円となっております。

次のページをご覧ください。

工事請負費につきましては、新規給水工事分として100万円、県営工事特定管布設に伴います水道管布設替工事分として2,028万4,000円計上しております。原材料費におきましては、管材・継手他分として44万5,000円計上しております。負担金、補助及び交付金につきましては42万4,000円計上しておりますが、主なものとしまして、熊本県簡易水道協会負担金及び水道技術管理者資格取得講習会受講負担金となっております。公課費につきましては、消費税及び地方消費税など480万9,000円計上いたしております。

公債費につきましては、町債償還金の元金1億171万9,000円、利子1,661万円、一時借入金利子5万円を計上いたしております。

予備費につきましては100万円計上しております。

10ページ以降につきましては、予算に関する付属資料でございます。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第25号の内容説明を終わります。

以上で、本日の日程は終了をしました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

また、お諮りします。明日12日木曜日は休会とし、午前10時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会し、明日12日木曜日は休会とし、午前10時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただくことに決定をいたしました。

なお、常任委員会の会場は、総務常任委員会が委員会室、経済建設常任委員会が

第1会議室、社会文教常任委員会が第2会議室をご利用ください。

明後日13日金曜日は、午前10時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後2時18分

第 3 号

3 月 1 3 日 (金)

令和2年第1回美里町議会定例会会議録（第3号）

令和2年3月13日（金）

午前 10時00分 開会

1. 議事日程

日程第1		各常任委員会報告及び質疑 (1) 総務常任委員会委員長 (2) 経済建設常任委員会委員長 (3) 社会文教常任委員会委員長
日程第2	議案第19号	令和2年度美里町一般会計予算
日程第3	議案第20号	令和2年度美里町国民健康保険特別会計予算
日程第4	議案第21号	令和2年度美里町土地取得特別会計予算
日程第5	議案第22号	令和2年度美里町介護保険特別会計予算
日程第6	議案第23号	令和2年度美里町生活排水特別会計予算
日程第7	議案第24号	令和2年度美里町後期高齢者医療特別会計予算
日程第8	議案第25号	令和2年度美里町簡易水道事業特別会計予算
日程第9	議案第26号	宇城東部二町新町建設計画の一部変更について
日程第10	議案第27号	準用河川金木川災害復旧工事請負契約の一部変更について
日程第11	議案第28号	普通河川藤木川災害復旧工事請負契約の一部変更について
日程第12	議案第29号	町道柏川朝見線災害復旧工事請負契約の一部変更について
日程第13	議案第30号	町道柏川朝見線災害復旧工事請負契約の一部変更について
日程第14	議案第31号	森林体験公園施設スマートビレイシステム備品の売買契約の締結について
日程第15		議員派遣の件について
日程第16		各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について
日程第17		議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

2. 出席議員（11名）

1 番	高 田 美千子 君	2 番	光 井 博 幸 君
4 番	坂 田 竜 義 君	5 番	上 田 孝 君
6 番	松 永 正 憲 君	7 番	中 川 政 司 君
8 番	吉 田 起 登 君	9 番	上 村 則 幸 君
10 番	福 田 秀 憲 君	11 番	濱 田 憲 治 君
12 番	吉 田 美 好 君		

3. 欠席議員（1名）

3 番 今 田 政 行 君

4. 説明のため出席した者

町 長	上 田 泰 弘 君	副 町 長	吉 住 慎 二 君
教 育 長	吉 永 公 力 君	総 務 課 長	宮 寄 幸 仁 君
企画情報課長	下 田 幸 輔 君	税 務 課 長	田 上 和 則 君
住 民 課 長	山 田 輝 臣 君	福 祉 課 長	中 村 武 志 君
健康保険課長	松 永 栄 作 君	経 済 課 長	富 永 英 司 君
林務観光課長	高 田 浩 幸 君	建 設 課 長	長 井 寿 浩 君
水道衛生課長	北 島 浩 徳 君	会 計 課 長	池 永 英 治 君
学校教育課長	坂 村 浩 君	社会教育課長	中 川 幸 生 君

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長 倉 田 辰 実 君 書 記 津 田 里美子 君

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 各常任委員会報告及び質疑

○議長（吉田美好君） 日程第 1、各常任委員会報告及び質疑を行います。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。今田委員長が不在のため副委員長に報告を求めます。総務常任委員会副委員長、吉田起登君。

○総務常任委員会副委員長（吉田起登君） 皆さん、おはようございます。

総務常任委員会の報告をいたします。

3 月 12 日午前 10 時より、委員会室におきまして総務常任委員会を開きましたので、その報告をいたします。出席者は、議会から、濱田副議長と松永議員と私、吉田の 3 名でございます。執行部側からは宮寄総務課長、下田企画情報課長、田上税務課長、山田住民課長、池永会計課長と、今回は試験的に各課の係長の出席のもと、美里町令和 2 年度一般会計予算書の説明を受けております。

まずはじめに、下田企画情報課長より、収入の部の国勢調査委託金、ふるさと応援寄附金、地域総合整備資金貸付金元金収入（社会福祉法人）であります、の説明を受けております。支出の部では、報酬で会計年度任用職員についてとやまびこの家の不用備品の処分の説明を受けております。委員からは、未来を企画して展開する地域おこし協力隊に対して、起業家として成功させるための努力を町として応援してはどうかという意見でございました。彼らが町に根付くようにという意見が出ております。

次に、空き家バンクの現状の報告も受け、県外、県内及び町内の移住、住居定住の報告も受けたところです。

次に、美里町美里バス利用者は、特定利用ポイントをつくってから実績も右肩上がりであるとのこと。ふるさと応援寄附金についても、2 月 1 日から業務委託となり、伸びしろがあるそうでございます。

次に、宮寄総務課長より、新たに法人事業税交付金が設けられたこと、2 年目となる環境性能割交付金（自動車税）や、減収補填特例交付金と自動車税（軽自動車税分）についての説明がありました。支出については、車両購入費として消防車両 10 台の購入の説明があっております。そのうち、5 台は消防ポンプ車並みの性能があるという説明を受けております。

それから、委員さんから、県知事選挙に係る期日前投票についてと、現在の防災無線が聞き取りにくいので、しっかりとした対応をきちんとしてほしいとの意見で

ございました。

次に、山田住民課長より、通知カード、個人番号カード関連委任事務補助金についての説明があり、議員さん方にもマイナンバーカードをぜひ作成してほしいとの要望がっております。現況につきましては、1割程度だそうでございます。

次に、池永会計課長より、金利の変動で基金の利子及び配当金については減額してあるそうです。その他、データ一括伝送業務委託料と地方税共通納税サービス利用料についての説明がっております。

次に、田上税務課長より、法人税について収入の落ち込みが見られますので、法人事業税交付金での補てんを予定しているとのことでした。それから、6年生を対象とした研修会、租税教育推進協議会負担金についての説明がっております。その他、固定資産税の償却資産についての説明を受け、昼食をはさみ、2時まで説明を受けたところです。

そのあと、2時半より、新しくできた備蓄倉庫の現在の状況と、有安に建設されました40トンの耐震性貯水槽を視察いたしました。2施設とも今後非常時に備えて十分な施設であると確信をしたところであります。

2時50分に役場に帰り、閉会をいたしました。

以上、総務常任委員会の報告を終わります。

総務常任委員会副委員長、吉田起登。

以上です。

○議長（吉田美好君） 以上で、総務常任委員会委員長の報告を終わります。

他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 補足なしと認めます。

総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、各常任委員会委員長に対する質疑は、申し合わせ事項により、審査の経過と結果に対する質疑にとどめることになっておりますので申し添えます。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務常任委員会副委員長の報告を終わります。

次に、経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長、上田孝君。

○経済建設常任委員会委員長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

昨日、経済建設常任委員会を行いましたので報告いたします。

令和2年3月12日午前10時より、経済建設常任委員会を行いましたので、報告いたします。出席者は、委員会より、吉田美好委員、上村委員、光井委員、上田の4名、執行部より長井建設課長、高田林務観光課長、富永経済課長、社会文教常任委員会に出席後に、北島水道衛生課長が出席されております。

まず、令和2年度美里町一般会計予算書の説明を受けております。主なものとして、建設課では、道路維持費、道路新設改良費、橋梁維持費の工事請負費における町単独事業、社会資本整備総合交付金事業、道整備交付金事業の各々の路線について説明を受けております。大規模盛土造成地変動予測調査委託料については、町内18カ所の調査委託とのこと。また、議案第27号から30号までの工事請負契約の一部変更についても説明を受けております。

経済課では、中山間地域等直接支払い事業測量委託料、農業用機械等導入補助金、ため池ハザードマップ作成業務委託料、佐保の湯整備工事等の説明を受けております。農業費において、平成28年度豪雨災害被災農家支援補助金は、被災により作付けができなくなった農地に反当たり2万円の補助を行うものであります。

林務観光課では、林業費において林業総合センター修繕料、木造住宅建築支援事業補助金、林道早楠線、大窪線開設工事等について、商工振興費において、美里町街路灯設置補助金、観光施設修繕料、森林体験公園費等の説明を受けています。観光振興費の観光誘客連携共同基盤事業負担金は、恋人の聖地がある12の自治体で共同事業を行うための負担金であります。

水道衛生課では、簡易水道施設整備補助金等の説明を受けております。また、令和元年度に行った小筵地区の電気探査調査の結果として、水量等の詳しいことまではわからないが、水脈があることは推定できるとのことです。

昼食をはさみ、午後1時15分より現地視察を行いました。

まず、請負契約の一部変更の議案が出ている町道柏川朝見線の災害復旧工事の現場に向かいました。急峻で危険な現場ではありますが、安全に施工が進められていました。

次に、坂本地区の石段の途中にあるバイオマストイレに行きました。昨年、男子トイレで起きた不具合は、修理や男女のトイレの定期的な交換等の結果、その後は起きていないとのこと。おがくずの交換は、年に3回しているそうです。

3時半に中央庁舎に戻り、委員会を終了しました。

これで、報告は終わりますが、報告漏れがございましたら、他の委員さんからお願いたします。

○議長（吉田美好君） 以上で、経済建設常任委員会委員長の報告を終わります。

他の委員さんからの補足はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 補足なしと認めます。

経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。

以上で、経済建設常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、社会文教常任委員会委員長の報告を求めます。社会文教常任委員会委員長、坂田竜義君。

○社会文教常任委員会委員長（坂田竜義君） 社会文教常任委員会の報告をいたします。

3月12日午前10時より、第2会議室におきまして、福田議員、中川議員、高田議員、坂田、執行部より吉永教育長、坂村学校教育課長、中川社会教育課長、中村福祉課長、松永健康保険課長、北島水道衛生課長、水道衛生課長につきましては経済建設委員会出席のため途中で中座されております、の出席のもとに会議を開催いたしました。

当初予算の審議を中心に行いましたけれども、特徴的な部分について報告をいたします。

水道衛生課では、この広域連合し尿処理施設の工事進捗状況、町水道鶴木野線の進捗状況等も含めて説明がございました。

健康保険課から、新型コロナウイルス対策についてほか、骨髄移植ドナー助成金、予防接種等についての説明。

福祉課からは、副食費補助、地域支え合いセンター補助金、不妊治療扶助等について説明がありました。

学校教育課からは、政府のGIGAスクール構想に基づく学校ICT教育機器購入費、総合教育アドバイザー、小中学校の設備整備工事。

社会教育課からは、やすらぎ交流体験施設受水槽工事、文化交流センター修繕工事、カントリーパーク芝張り替え工事等について説明があり、各委員から意見がありました。

最後に、教育長から、学校の臨時休校に伴う授業時間不足の場合の対応について説明がありました。

午後は、当初予算関係で現場調査といたしまして、カントリーパーク芝張り替えの現場、「かじか」の受水槽工事予定現場、砥用中のスクールバス駐車場の工事予定現場、砥用小の玄関スロープの屋根の予定現場等を調査をいたしまして、概ね3時半に帰庁し、散会をいたしました。

以上です。

○議長（吉田美好君） 以上で、社会文教常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 補足なしと認めます。

社会文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。

以上で、社会文教常任委員会委員長の報告を終わります。

これで、委員会報告及び質疑を終わります。

—————○—————

日程第2 議案第19号 令和2年度美里町一般会計予算

○議長（吉田美好君） 日程第2、議案第19号、令和2年度美里町一般会計予算を再度上程し、議題とします。

内容説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

お諮りします。本案の質疑は、逐条としますか、一括としますか。

〔「逐条」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） それでは、本案は逐条質疑で行います。

はい、それでは、1ページ、2ページありませんか。3ページ、4ページ、5ページ、6ページ、7ページ、8ページ、9ページ、10ページ、11、12ページ、13、14ページ、15、16ページ、17、18ページ、19、20ページ。
10番、福田君。

○10番（福田秀憲君） 議案第19号について、質問をいたします。

19ページなんですが、この地方創生の推進の交付金というのが、観光誘客連携による地域活性化事業と中枢性の推進の交付金ということで1,300万ほど出ておりますけれども、具体的にですね、これをどういうふうに使っていくのか。この上のほうの活性化といいますか、観光誘客連携とまあ分けておりますけれども、どういうふうにかう事業に使っていくのか。歳出のほうでもある程度はわかりますけれども、具体的にですね教えていただければ。

○議長（吉田美好君） 高田林務観光課長

○林務観光課長（高田浩幸君） ただいまの質問について、ご説明いたします。

地方創生推進交付金、観光客誘客連携による地域活性化事業ですが、説明にもありましたとおり、全国のですね恋人の聖地12自治体において、共同申請で行われます。主なものはですね、観光商工の、ページ数は、ちょっとお待ちください。85ページになります。そっちのほうで観光誘客連携共同基盤事業負担金として35

6万4,000円を計上しております。こちらのほうが負担金として12自治体が共同ですね、定額の356万4,000円を支出しまして、事業のほうは現在美里町で行われておりますふるさとまつり、やまびこまつり、アタック・ザ・日本一、それとどんどまつり、あと佐俣の湯温泉まつり、あとそれに伴う工芸展等々の約2,100万円の今現在、あとう町の単独事業として行っております。そちらのほうの約50%、990万余りを交付金として行う事業であります。内容としましてはですね、新しい事業を行うというのは添えられておりません。で、今現在の事業を継続しながら、全国の12の自治体ですね、情報を発信しながらお互いにそのう共有しながらですね、この事業を行うことで誘客を、全国からの誘客をですね進めるということで、この事業を初めて行う事業でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 地方創生ということで、いろいろこう誘客のためにですね、やって、季節のやつをこうまあ充実していくというような話をお聞きしておりますけども、これだけの予算がついてるんで、ほかにもですねいろいろなんか考えていただければなという思いで質問をさせていただきました。

終わります。

○議長（吉田美好君） 19、20ページについてほかにありませんか。

はい、次に進みます。21、22ページ、23、24ページ。

8番、吉田君。

○8番（吉田起登君） 議案第19号の24ページの上から4段目でございます。ため池ハザードマップ作成補助金につきまして、ご説明をお願いいたしたいと思います。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

ため池ハザードマップにつきましては、平成30年に発生しました西日本豪雨災害を基にですね、防災重点ため池という設定が新たに出されております。それまでは美里町におきましては、防災重点ため池につきましては該当するため池はなかったわけですが、そのあといろんな要件が変わりまして、ため池下流に500メートル以内に人家があるというようなため池についてはですね、無条件で防災重点ため池に該当するというふうなことで、美里町にある51のため池のうち、25のため池が防災重点ため池ということで指定がされております。そのうち9のため池につきましては、平成28年度からため池ハザードマップの作成をしておりますので、既に完了がしておりますので、残りの16のため池につきまして、今年度4,000万円の事業費でハザードマップをつくるというふうな計画をしているところでございます。

以上でございます。

失礼しました。補助率につきましては、国費１００％ということになっております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 吉田起登君。

○８番（吉田起登君） 近隣ですね、どこの国道の沿いのため池についても、きちんとした対応がなされておりますけれども、今度そのため池にですね大雨が降った場合、その排水についてです、ちょっと質問をしたいと思います。排水について、ため池から流れてくるところが、水田なんかですね直角に当たりますので、そういったところですね、できればちょっと水の流れを考えてほしいと思います。このハザードマップというのは、私が質問しているのは、ハザードマップというのはそのマップを作成するのに必要なお金なんでしょうか、４，０００万円につきましては。

○議長（吉田美好君） 吉田起登議員、ここは歳入の部分ですから、支出の部分ですね、その中身については話をしてもらったらいいかと思います。

○８番（吉田起登君） はい、わかりました。

○議長（吉田美好君） 歳入の部分ですから。

吉田起登君。

○８番（吉田起登君） 今、議長のほうからお話がありますように、経済課長のほうに質問をしましたのはですね、あとで別なところでできればさせていただきたいと思います。

終わります。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

それでは、２５ページ、２６ページ、２７、２８ページ。

７番、中川議員。

○７番（中川政司君） えっと、２７ページの真ん中のところ、一般寄附金でございます。ふるさと応援寄附金１，５００万円、これ計上されております。昨年から見ますと５００万円の増であります、まあ私はですね、もう少しこの目標額をですね、上げて一つ努力をしていただきたいというふうに思っています。先日だったですかね、熊日の調査によりますと、美里町は県内の自治体、４６の自治体ありますが、下から４番目でございます、寄附金がですね、ふるさと納税が。昨年よりも、一昨年よりも下回っております、８３０万円ということで下回っておりますし、美里町と同じような自治体、県でも一番多く納税が集まったところがですね、１位が玉東町でございます、これは９億円。昨年は６億円だったのが、一昨年は、昨年は９億円、それから２番目がですね上天草市、これはまあ市でございますが、３番目が御

船町でございます。美里町とあまり人口も変わりませんが6億7,000万円。そして、その昨年は2億4,900万円ですから、大幅にアップしておりますし、4番目が南小国町でございます。これはまあ人口もですね、ずいぶん美里町の半分ぐらいのところでございますけれども、やはり6億3,600万円というふるさと納税が集まっておりますし、昨年は1億7,600万円と、非常に大幅に上がっております。こういったことですね、人口規模もあまり変わらないところで、これだけ上げております。せめてですね、31市町村の中でもまあ半分ぐらいまではなんとか努力をして上げていただきたいというふうに思っておりますが、これについてどうお考えかをお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 31、31町村ですか。

○7番（中川政司君） はい、そうです。31町村、間違っと思った。

○議長（吉田美好君） 下田企画情報課長。

○企画情報課長（下田幸輔君） ご説明申し上げます。

本来、従前の担当課になりますと総務課でございましたけれども、令和2年度より所管替えをしまして、企画情報課で取り扱うことになりましたので、私のほうからご説明をさせていただきます。

先ほどご質問のとおり、他町村でそれだけの収益が上がっているということでございますけれども、美里町の場合の過去の収益を見ますと、平成30年888万1,000円、令和元年889万6,000円、これは2月の状況でございます。ただ、しかしながら今の、今年から業務委託しておりまして、その中でいろいろな工夫をしていただくこととしておりますし、ポータルサイトのほうの発信、ふるさとチョイス等にですね計上いたしまして、この事業の振興を進めているところと考えております。令和2年度におきましては900万円程度の見込みを計上してあるところでございます。そのことからしますと、この1,500万円程度をまず最初の見込みというところで考えているところでございます。

以上です。

○7番（中川政司君） 町長、町長にお尋ねします。えっとですね、美里もこの肥後の赤牛ですかね、有名な赤牛がおりますし、ブランド品も近隣にも負けないような特産品がありますので、やはり町長自らテレビに出て、日本一の美里のこういった特産品がありますと、宣伝をするか、あるいは何ですかね、ツイッターじゃなくてSNS、ああいったところで流すか、法の改正になって非常に規制も厳しいかと思いますが、なるべくですね、私は町長自ら出てこうすれば、かなり寄附金が集まるんじゃないかというふうに考えておりますが、町長どうですか。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） あのを今回1,500万を目標にというような話でありますけども、多分私がテレビに出ても寄附金は増えないというふうに思いますし、出る放映料のほうがですね高くなるんじゃないかというふうに思いますので、それは置いておきまして、今回、今説明がありましたように、かなり発信力が強いそういう専門の業者の方に委託をします。そしてその業者に関しましては、しっかりプレゼンテーションをしてもらって選んであります。で、あのをいろんな自治体でですね、例えば熊本においても何億と上げているところにやっぱりそこが入っているとか、やっぱりそういうしっかりした業者に今度委託をすることということでありますので、今回1,500万と、まずは目標にしておりますけども、内心はですね、1億とか2億とか超えるようにですね、こう発信をしてもらいたいなと。やっぱりあのをどれだけ目につくかというのがこれは問題になってきますので、そういった意味では数字上はそういうかたちになっておりますが、内心は期待をしているということでありますので、高いところ、高いところを目指しながら、私たちもしっかりと努力はしたいというふうに思います。

○議長（吉田美好君） 中川君。

○7番（中川政司君） 玉東町あるいは御船、南小国あたりをよくですね見ていただきまして、5,000万、1億と上げるように、ひとつ精一杯頑張っていただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（吉田美好君） はい、ほかには。5番、上田君。

○5番（上田 孝君） ただいま上程中の議案第19号について質問いたします。

今、あのを7番議員からも質問がありましたが、一般寄附金、ふるさと応援寄附金の1,500万円ということで、まああのを説明でもありましたとおり500万円今回今年増えるという根拠は、先ほど申された委託の変更ということで間違いな
いか確認いたします。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

今年、今年度において、来年度からの事務委託をする業者、プロポーザルにより決めております。その分で、一般の方々から見ていただくポータルサイトも来年度一つ増やしまして、そういう受け入れ態勢といいますか、発信の態勢を整えていくということもありますので、昨年度が1,000万上げておりましたが、それより1.5倍の1,500万というところで上げているのは、そういった事務委託をすることでさらに寄附金の増が見込まれるということで上げているところでございます。

○議長（吉田美好君） 上田君。

○5番（上田 孝君） 内容はわかりましたが、まああのうふるさと応援寄附金での趣旨に沿った、まああのうよそと喧嘩せんでも、競争せんでもよかけん、善意が集まるということを期待いたしまして質問を終わります。

○議長（吉田美好君） 27、28、ほかにありませんか。

29、30ページ、31、32ページ、33、34ページ、35、36ページ、37、38ページ、39、40ページ、41ページ、42ページ、43、44ページ、45、46ページ、47、48ページ、49、50ページ、51、52ページ、53、54ページ、55、56ページ、57、58ページ、59、60ページ、61、62ページ、63、64ページ、65、66ページ、67、68ページ、69、70ページ、71、72ページ、73、74ページ、75、76ページ。

8番、吉田君。

○8番（吉田起登君） 先ほど質問いたしましたため池ハザードマップ作成業務委託料4,000万について、説明をお願いいたします。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

今回、ため池ハザードマップを作成するということにしておりますが、ハザードマップ自体はですね、ため池が満水の状態で、一気に堤防が破堤をする、壊れるというのを想定してですね、想定をいたしまして、その水がどのような範囲に、どのような深さで、どのような時間で到達するかというのを航空写真上で色分けをしまして、例えばため池の下流の家があった場合、そこには何分後に何十センチぐらいの水位で水が流れているというふうな想定をしまして、それを地図上に表示をしまして、防災避難でありますとか、避難するまでの時間とかですね、自分の家にどれぐらいまで水がくるとかというふうなことを皆さんに知っていただいて、防災意識の向上を図るというふうな目的でハザードマップを作成するということになっております。具体的にこうその壊れたときの被害の防除するための工事をどういうふうにやるとかというふうなことではなくてですね、破堤したときにどれぐらいの水量が流れるというふうな想定を図面をつくって、皆さんに防災意識の向上を図ってもらうというふうな目的でつくるのがハザードマップというようなことになるということです。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 吉田君。

○8番（吉田起登君） ハザードマップについての説明がありましたけれども、そのハザードマップでそのう崩壊の恐れが、今きちんとされてはいるんですけれども、崩壊の恐れがあるということであるところはですね、またその先のことを考えていか

なければならないと思います。この私今ちょっと防災マップをちょっと見てみますけれども、この北地区にはですね、ものすごくため池がございます。萱野のため池から馬場の新堤、萱野の山の郷ため池や山口の堤、いろんなところにたくさんありますけれども、やはりその満タンになったときのことを想定したかたちでのハザードマップであると思いますが、今現在ですね、一番私が感じていることは、一般質問で前も言ったことがありますけれども、大沢水ですね、大沢水もため池っていうのが大きいございましてですね、そこで先ほど質問をしたような感じでございましたけれども、大沢水は上から排水溝自体が水路に直角に入りますので、そういったことも想定した上でのこのハザードマップを作成する必要があるんじゃないかなろうかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

ハザードマップの被害の想定についてはですね、今本来であれば、通常はですね、洪水吐から排水が流れていくというふうなかたちになると思いますけれども、堤体自体がもう破堤をすると、壊れてしまうと。ですから、排水路じゃなくてですね、そもそものこう堤体の、一番堤頂といいますか、堤防の高さが高いところから破堤をして水が流れていくというふうな想定でですね、排水の部分、洪水吐から流れた部分からの被害の想定ではなくて、堤体からの想定と、被害の想定ということでハザードマップ自体は作成をするというようなことになっております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 吉田君。

○8番（吉田起登君） やはりこのハザードマップをつくるにあたってですね、その先のことをきちんと考えなければいけないということで、私はもうちょっと質問をしたところでございますが、そのため池自体をですね、強固なものにするということについての対応だったんじゃないかなろうかと思っておりますので、またその次のことはですね、またあとで考えて、この町全体で考えていかなければならない時期になるんじゃないかなろうかと思っております。

終わります。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

次に進みます。77、78ページ。

11番、濱田君。

○11番（濱田憲治君） お尋ねをいたします。

まず、77ページの7の農業構造改善対策費の需用費の中の農業構造改善関連施設修繕料1,000万、まずその内容をお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

農業構造改善関連施設の修繕料ということで1,000万、そのほうを計上させていただいております。内訳につきましては、佐俣の湯関係の修繕が12件ございまして、主な内容としましては、温泉の浴槽からの排水管、すみません、失礼しました。訂正させていただきます。集合棟、宿泊棟がございまして、宿泊棟の集合棟っていう部屋が4部屋ございまして、そちらのほうの集合棟のフロア、板張りの20畳を超えるようなですね、研修で使われるようなフロアがございまして、そちらのほうのエアコンが今現在効きが悪くてですね、いろんな研修をされている場合にこうちょっと支障が出ているということで、エアコンの交換、それと農産物加工施設がございまして、そちらのほうのエアコンの設置、それと農産物直売所の大型冷蔵庫の修繕などを予定をしております。そちらのほうで700万円。それと、農村婦人の家の畳の表替え、それと農村婦人の家の調理室のガス管の配管が、そちらのほうの修繕費用ということで65万円ほど計画をしております。それに加えて、その他突発的な修繕対応の費用ということで約200万円を加えて、合計の1,000万円ということで計画をしております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） 次に、78ページの、また佐俣の湯の設備工事が1,980万と備品購入というかたちで343万と予定されております。その内容をお願いしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

佐俣の湯の整備工事につきましては、佐俣の湯の温泉の浴槽の排水管の修繕工事ということで計画をしております。現在、排水管、塩ビ管のほうでそれぞれの浴槽の排水溝から施設の建物の外に流れていくというようなことになっておりますが、やはりどうしても温泉成分が固まってですね、排水管の流れが悪くなって、排水溝から引きが悪いというふうなことで洗い場などで水の引きが悪いというふうな状況になっておりますので、そちらの排水管の改修ということで、排水、今詰まっている管を取り替えまして、また新たに管を設置しまして、今回は清掃できるように、曲がりの部分であるとか、そういったところに開口部をつくりまして、清掃ができるようなかたちで改修をするというふうな計画になっております。

それと、次に佐俣の湯の内露天風呂、露天風呂がございまして、露天風呂の天井が今現在丸く開いているような状況で空が見えるというか、そういうふうなことに

なっております。ただあのう、屋根はその部分は被っておりますので、その丸い部分の柱といいますか、柱部分が腐食をしております。その部分の丸い円形部分の中に柱がずっとこう等間隔で通っている、その柱をですね、腐食が進んでその部分の改修と、撤去をして新たにこう新しい木材で、同じようなかたちにはなりますけれども改修を行うというふうな計画をしております。

それと、最後に佐俣の湯の水風呂の冷凍機ということで、サウナから出られててですね、水風呂に入られるということで水風呂のほうを設置をしておりますが、水風呂ではありますが、常温の水を一部冷やして使っているというふうな状況でございます。ただ、その冷却をするための冷凍機自体が不具合が生じておりましてなかなか水が冷えないということで、やはりお客様からのいろんな要望もございまして、そちらの部分の冷凍機の改修ということで3件、合わせまして1,980万円の改修の整備工事ということで計画をしております。

次に、備品購入費につきましては、佐俣の湯の農産物直売所がございます。そちらのほうのオープンショーケースっていうのがございます。現在使ってはおりますがなかなか冷えが悪いということで、同じオープン、今使っているショーケース自体がもう製造中止というふうなことで、なかなか修繕もできないというふうな状況でございますので、そちらのほうのショーケースの交換ということで計画をしております。同じく、農産物直売所のアイスフリーザー、冷蔵部分になると思いますけれども、そちらのほうも冷えが悪くてですね、今こうビニールあたりを使って冷気が逃げないように対応もされてはいらっしゃるんですが、なかなかそれではこう十分ではないというふうな要望もありまして、そちらのほうのアイスフリーザーの交換も計画をしております。それと併せまして、同じく農産物直売所の今度は平型、長方形の平型のオープンショーケースというのがございます。そちらのほうの交換もですね、併せてやはり冷えが悪いということで計画をしております。

それに加えて、農村婦人の家のガスコンロの本体部分の交換ということで、3台分を計画をしております。

以上4件で、合わせまして343万円ということで備品購入費のほうを計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） 内容はわかりました。佐俣の湯の配管工事というかたちでされるということでありますので、これは工事の関係で休館をされるのか、そこ1点をお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

配管工事の修繕工事につきましては、休館をするということではなくて、営業時間外の工事に対応をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○11番（濱田憲治君） 議長、終わります。

○議長（吉田美好君） はい。ほかにありませんか。

次に進みます。79、80ページ、81、82ページ、83、84ページ、85、86ページ、87、88ページ、89、90ページ、91、92ページ、93、94ページ、95、96ページ。

5番、上田君。

○5番（上田 孝君） ただいま上程中の議案第19号について質問いたします。

前のページの事務局費ですね、事務局費の一番最後、95ページの一番上の段、総合教育アドバイザーについて、大体決まった方なんでしょうけど、前の職歴とかどういった方を任用されているのか。また、具体的な仕事内容、常勤とか非常勤とかそういったことも含めてお願いいたします。

○議長（吉田美好君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） 総合教育アドバイザーの今ご質問があった中身について、ご説明をしたいと思います。

本町では、小さくてもキラリと光る美里町の教育を推進するということで、0歳から15歳までを連携して、みんなで見守っていこう、育てようという気持ちで取り組んでいるところです。現在も保・幼・小・中の連携は進めておりますけれども、それぞれ単独の担当者が連携をつないでいるということで、そこに中心となるような役割を果たす方がぜひ必要だろうというようなことで計画をしました。また、その方には社会に開かれた教育であるとか、地域人材をぜひ今は学校の中に来ていただいて、一緒にこう子どもたちを育てていくという、そういう教育になっておりますので、学校と地域をつなぐ役割ということも併せてお願いしたいと思っております。いろんなことを総合的に仕事をしていただくということで総合教育アドバイザーという名称で、一人、非常勤なんですけれども、会計年度任用職員を雇いたいということをお願いをしているところです。また、その人材につきましては、やはり学校の中に入りますので、社会地域に詳しい方でありまして、学校に入りますから、学校教育に携わっている方、それから管理職、学校の管理職を経験した方ということで今想定をして人選を進めているところでございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 上田君。

○5番（上田 孝君） はい、わかりました。終わります。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

次に進みます。97、98ページ。

11番、濱田君。

○11番（濱田憲治君） お尋ねいたします。

98ページの17の備品購入費4,656万円、書画カメラ購入費、それと学校ICTの機器というかたちで予定をされておる内容を説明をいただきたいと思います。

○議長（吉田美好君） 坂村学校教育課長。

○学校教育課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

まず、1点目の書画カメラ購入費につきましては、学習等で使います拡大実物投影機になります。現在、各学校にそれぞれ、砥用中が8台、中央中が11台、それと小学校が砥用小が11台、励徳小が7台、中央小が13台今整備を、失礼しました。これは整備後の数字になります。今回導入しますのが、13台でございます。今言った数字につきましては、各学校が授業等で使われる場合に必要とされる台数でございます。

続きまして、学校ICT機器の購入に関しまして、ご説明申し上げたいと思います。

本年4月から実施されます新学習指導要領におきましては、各学校においてコンピューターだったり、情報機器のネットワークなどの整備を進められているところでございます。俗に言いますGIGAスクール構想になるかと思えます。その中で、ソサエティ5.0を迎える子どもたちのために、教育にICTを基盤とした先進技術を活用することが求められています。国では令和元年12月13日に閣議決定されました元年度補正予算におきまして、児童、生徒向けの一人1台端末の整備が、及び高速大容量通信ネットワークを一体的に行う、先ほど言いましたけれどもGIGAスクール構想が示されたところでございます。これを受けまして、町では議会初日に令和元年度に補正予算で議決いただきました学校校内通信ネットワーク整備工事事業を繰越事業としまして、令和2年度に実施いたします。また、令和2年度から3年度におきまして、児童、生徒、教職員用の学習用端末及び電子黒板の整備を計画しておるところでございます。令和2年度では、小学校約2クラスに1クラス分の学習用端末190台の整備、中学校におきましては、3クラスに1クラス分の学習用端末で90台の整備を計画しております。また、電子黒板につきましては、小中学校とも、普通教室に26台の整備を計画しているところでございます。

令和3年度、今回債務負担の設定をさせていただきましたので、令和3年度では、

小中学校とも、残りの学習用端末２９２台の整備を計画しているところでございます。また、電子黒板につきましても、小中学校が学校で必要とされる台数２８台の整備を計画しておるところでございます。

全体総数にいきますと、総合台数につきましては、まず学習用端末のほうが小学校で３５８台になります。と、中学校のほうが２３６台になります。合計の５９４台を整備する予定でございます。

電子黒板にはディスプレイタイプとプロジェクタータイプがございますが、ディスプレイタイプにつきましては小学校の令和３年度までの合計が３３台、中学校が２６台になります、合計の５９台になります。それとプロジェクタータイプ、ホワイトボードの黒板に投影するようなタイプのプロジェクターがございますが、それにつきましては小学校が２台、中学校が１台の合計３台になっております、につきましては、申し訳ございませんが令和３年度までの合計になります。

では、今回の当初予算で４，５３０万の計上台数につきましては、台数を言いますと、令和２年度中で小学校が１９０台、中学校が９０台、合計の２８０台を令和２年度で学習用端末として購入する予定でございます。と、電子黒板につきましては、ディスプレイタイプが小学校で１６台、中学校で１０台、合計の２６台を購入する予定です。プロジェクタータイプにつきましては、令和２年度の購入は予定しておりません。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○１１番（濱田憲治君） 相当数の台数を今説明を受けましたので、ちょっと書きこなせなかった部分もございますので、よければ議長の許可を取って、今の言われた内容について資料を配付できたならばお願いしたいと思います。議長どうでしょうか。

○議長（吉田美好君） 今の件は、３年度んとも入ったですよ。まあ担当課でできますならば後日でも結構ですので、資料を出していただければと思います。

○１１番（濱田憲治君） 議長、以上です。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

次に進みます。９９、１００ページ、１０１、１０２、１０３、１０４ページ、１０５、１０６ページ、１０７、１０８ページ、１０９、１１０ページ、１１１、１１２ページ、１１３、１１４ページ、１１５、１１６ページ。

５番、上田君。

○５番（上田 孝君） ただいま上程中の議案第１９号について質問いたします。

１１６ページの工事請負費、やすらぎ交流体験施設給水設備改修工事の内容につ

いて、説明をお願いいたします。

○議長（吉田美好君） 中川社会教育課長。

○社会教育課長（中川幸生君） ご説明をいたします。

14節の工事請負費、やすらぎ交流体験施設給水設備改修工事3,200万を計上させていただいております。このやすらぎ交流体験施設「かじか」については、当施設がですね、昭和54年建築を経過しまして、まあ40年近く経過をしております。まあ給水設備の機器、例えばお風呂だったりトイレ、それから手洗い場等のですね給水設備の機器等がですね、劣化や腐食が著しいため、施設の利用者もですね、通年を通じて利用が多ございますので、安定した給水の確保や衛生管理面での救急な改修が見込まれるため、今回3,200万円ということで計画をしております。主な内容としまして、水源地に90メートルほどのですねボーリングを掘っております。そちらの水揚げのポンプの入れ替えと、今度急速ろ過器もポンプの倉庫の上のほうにありますので、そこの急速ろ過機と滅菌器、それから貯水槽も併せてですね行いたいということで考えております。

以上になります。

○議長（吉田美好君） 上田君。

○5番（上田 孝君） 給水設備の工事ということで、ポンプの入れ替え等くらいかなと思って、ちょっと金額が高かったので内容を聞いて理解いたしました。

以上、終わります。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

次に進みます。117、118ページ、119、120ページ。

11番、濱田君。

○11番（濱田憲治君） それでは、お尋ねをいたします。

119ページの12の委託料、堅志田城跡進入路斜面被災箇所測量設計委託料670万です。なかなかあのう、まあ急斜地ということでたびたびこう災害が発生しますので、その都度都度その箇所を手直しするために測量等が発生しますので、致し方ない分ということはわかりますけども、将来的にどういうふうになればそういうことが終わるのかということも含めて考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 中川社会教育課長。

○社会教育課長（中川幸生君） ご説明をいたします。

今回の節の12の委託料880万9,000円の中のですね説明書きでありましたように、堅志田城跡進入路斜面被災箇所測量設計委託料670万円、こちらのほうにつきましては、平成28年の熊本地震及び豪雨によりまして、堅志田城跡の進

入路及び斜面等が被災しております。そのため復旧工法を選定する業務であります。一応、こちらの測量設計をしたあとにですね、堅志田城跡の保存整備検討委員さんにお諮りをいたしまして、その復旧工法で承諾が得られればですね、今度あのう県の文化課、それから国の文化庁への協議ということで、とりあえずこの測量設計委託をしてみないとどうもいけません、一応あのう一部の箇所についてはですね、大型ブロックを使ったところで、一応承認はいただいております。併せまして、次のあとの箇所も併せてですね、そういった工法でできないかというような工法での、こちらのほうからのご意見というか、提案というか、そちらのほうでお願いしたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） 今回の設計委託料670万をかけて、ある程度の先を見越したようなかたちでつくっていかれるような話でしたので、もうたびたびの話になりますので、本当にもうある程度の基礎をつくるようなかたちで進めてもらいたいなと思っております。

以上です。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

次に進みます。121、122ページ、123、124ページ、125、126ページ、127、128ページ、129、130ページ、131、132ページ、133、134ページ、135、136ページ、137、138ページ、139、140ページ、141ページ。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第19号、令和2年度美里町一般会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第19号、令和2年度美里町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をいたします。再開を１１時２５分とします。

—————○—————

休憩 午前１１時１２分

再開 午前１１時２５分

—————○—————

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

日程第３ 議案第２０号 令和２年度美里町国民健康保険特別会計予算

○議長（吉田美好君） 日程第３、議案第２０号、令和２年度美里町国民健康保険特別会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。

お諮りします。令和２年度特別会計予算の質疑については、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがって、令和２年度特別会計予算の質疑は一括質疑で行います。

質疑はありませんか。

１０番、福田君。

○１０番（福田秀憲君） これはよろしいですか、これは全体ということで、全部ですか。

○議長（吉田美好君） 全部一括でということです。

○１０番（福田秀憲君） なら、水道なんかも全部ですたいね。

○議長（吉田美好君） えっと、今、福田議員の発言についてですが、逐条でいくか、一括でいくかという話だろうと思いますが、これは今、何て言いますかね、目ば書いてなかったけんわからなかったのですが、これは国民健康保険の議題ば言わないかんかったですね。失礼しました。

それじゃあ、今のやつですが、令和２年度美里町国民健康保険特別会計予算書については、一括で行いたいと思いますが、異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） はい、異議なしと認めます。

それでは、令和２年度美里町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。どなたが質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第20号、令和2年度美里町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第20号、令和2年度美里町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第4 議案第21号 令和2年度美里町土地取得特別会計予算

○議長（吉田美好君） 日程第4、議案第21号、令和2年度美里町土地取得特別会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第21号、令和2年度美里町土地取得特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第21号、令和2年度美里町土地取得特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第22号 令和2年度美里町介護保険特別会計予算

○議長（吉田美好君） 日程第5、議案第22号、令和2年度美里町介護保険特別会計

予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第22号、令和2年度美里町介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第22号、令和2年度美里町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第23号 令和2年度美里町生活排水特別会計予算

○議長（吉田美好君） 日程第6、議案第23号、令和2年度美里町生活排水特別会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第23号、令和2年度美里町生活排水特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第23号、令和2年度美里町生活排水特別会計予算は、原

案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第24号 令和2年度美里町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（吉田美好君） 日程第7、議案第24号、令和2年度美里町後期高齢者医療特別会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第24号、令和2年度美里町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第24号、令和2年度美里町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第25号 令和2年度美里町簡易水道事業特別会計予算

○議長（吉田美好君） 日程第8、議案第25号、令和2年度美里町簡易水道事業特別会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

10番、福田君。

○10番（福田秀憲君） ただいま上程中の議案第25号について、質問をいたします。

25号の8ページなのですが、ここの委託料で、簡易水道測量設計施設計画策定業務委託料ですが、委託料と、その次に美里町簡易水道事業中央北地区拡張基本検討業務委託料ということで計上をされています。町長も施政方針の中で、やっぱり北校区の水道は喫緊の課題だということで施政方針の中で述べておられます。この内容についてですね、ちょっとどういうものかお知らせいただければと。

○議長（吉田美好君） 北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） ご説明いたします。

まず、簡易水道事業個別施設計画策定業務委託につきましては、政府からインフラ長寿命化基本計画の策定を要請され、平成29年3月に美里町公共施設等マネジメント計画を策定しております。水道施設におきましても、個別施設ごとの長寿命化計画、個別施設計画を令和2年までに作成することとされております。そういったことで今回計上をいたしております。また、今後各施設の大規模改修や建て替え等、起債を利用して更新等を行う際には、各施設の個別施設計画が作成されていることが必須となっております。

以上の理由で、今回計上いたしております。

次に、美里町簡易水道事業中央北地区拡張基本検討業務委託におきましては、中央北地区の拡張に伴います水源確保が難しいことから、既存水道事業において、当初計画給水人口に対し、現在給水人口が減少していることから、既存資料と現地調査等により現地把握を行い、既存水道施設における利用可能水量の調査を行い、中央北地区の拡張整備計画（案）の作成を行うものであります。主な調査内容としましては、東部及び西部の水道を現在の配管を利用し、一部、東部と西部の接続は必要となりますが、中央地区まで配水が可能か、可能な場合、どれだけの水量が確保できるか、東部、西部の利用水量の増加は、ろ過機等の増設等により可能となるか、可能な場合、どれだけの水量が確保できるかなどの調査を行い、整備（案）を作成する業務となっております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） この水源を求めるということで、中央北地区の一つで、何ですか、砥用地区の水源利用可能かということの検討、まあそれもありますけども、その北地区のこちらのほうで、中央地区のほうでも水源を求めるといようなやつは、確か元年度の予算の中に出ていたと思いますが、そのあたりは進行状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） あのう、小筵の下で電気探査をさせていただきました。委員長報告にもありましたが、水脈はあるということでありまして、ただし、そこでの水量あるいは水質に関しましては、今後、試掘等も行わなければならない可能性もございます。そういったところで、今中央地区、この中央北地区の水源として小筵の下、電気探査をしましたが、水量、水質に関してはまだわかっていないということが1点です。それが令和元年度の予算でさせていただいたということであります。

それと、今、給水人口が美里町の簡易水道組合の給水人口がどんどん減ってきているというような状況であります。ですので、その給水人口が減った分をこちらで

使えば、それだけ水道料金も入ってくることになりますので、総合的に今考えているところです。

それと、例えば今美里町の簡易水道組合、砥用地区からこちらに持ってきたとき、もし途中で、例えば災害とかあったときもですね、やはり予備の水源というものはしっかり確保しておく必要もありますので、そういった総合的なことを鑑みて、今回いろいろ計画を、委託をさせていただくという流れでございます。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 水源を求めて荒崎地区ですか、小筵のあそこ、探索されたということですが、今度、試掘してみないとそのあれがわからないわけですね。その予算というのがまたなかったような気がするんですけども、そのあたり、もう早めになんか水源を、私調査して、早め早めに進めていったほうが私はいいんじゃないかなと思うんですが、ぜひですね、喫緊の課題にもありますので、早めに手を打っていただきたいなというふうに思います。

終わります。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第25号、令和2年度美里町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第25号、令和2年度美里町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

————○————

日程第9 議案第26号 宇城東部二町新町建設計画の一部変更について

○議長（吉田美好君） 日程第9、議案第26号、宇城東部二町新町建設計画の一部変更についてを議題とします。

内容説明を求めます。下田企画情報課長。

○企画情報課長（下田幸輔君） 議案第26号について、ご説明申し上げます。

議案第26号、宇城東部二町新町建設計画の一部変更について

宇城東部二町新町建設計画を別紙のとおり一部変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条第7項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月10日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が施行され、地方債を起こすことができる期間の特例が定められたことに伴い、新町建設計画の一部を変更するものでございます。

別紙、新旧対照表をご覧ください。

新町建設計画は、平成16年2町合併時に策定しており、合併市町村に係る地方債の特例を受けておりました。期間は10年間で、その後、東日本大震災に伴い15年に延長されておりました。今回の改正は、熊本地震等の相次ぐ大規模災害や全国的な建設需要の増大、被災市町村における人口動態の変化等により、合併市町村の建設計画の事業計画に支障を生じる状況に鑑みて、特例債の発効期間を5年間延長する特例の改正が行われております。

左が改正前、右が改正後となっております。

次のページをお開きください。

このページから5ページまでと22ページ、これにつきましては、特例期間の延長に伴い、計画期間の変更と主要仕様の見通し、統計データ等の実績数値及び推計数値を最新のデータに更新しております。決算が終了した平成16年度から平成30年度までは決算数値に、平成31年度から令和6年度までは今後の事業計画を踏まえた上で、財政シミュレーションを行った数値に更新をしております。

続きまして、6ページから21ページまでと23ページにつきましては、計画策定後の法令改正、社会情勢の変化等により、現状とあわなくっている文言等の修正と追加を行っております。推計数値に関します資料につきましては、国勢調査、令和2年以降は国立社会保障人口問題研究所（社人研）による推計値を利用しております。

なお、今回の改正内容につきましては、本計画が合併当時、合併協議会で承認されたものであり、これを尊重することに伴い、真に変更、追加、削除する必要があるもの以外の変更、追加、削除は行わないこととしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、福田君。

○10番（福田秀憲君） 議案第26号について、質問をいたします。

今、ご説明をいただきました。私もちょっと勉強不足で申し訳ないんですけども、この地方債の関係でですね、今までなんですか、合併特例債なんか認められておりましたけれども、特例債あたりも延長して認められるということで解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（吉田美好君） 下田企画情報課長。

○企画情報課長（下田幸輔君） はい、今お話のとおり、合併特例債の延長を併せて行うところで、この計画の内容変更がそれに伴って発生するというので、思っております。そういうかたちで事務を進めていきたいと思っております。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） あのう、これは地方6団体からですね、国に対して合併市町村、今これだけ災害も多くなっているということで、まだまだやはり合併特例債の需要があると、ぜひこの合併特例債の期限を延ばしてほしいという要望活動を地方6団体でやってきたところです。で、その要望が認められて、合併特例債も延びることになりました。それに併せて、ですから、その特例債が延びた根拠となるこの変更というふうに考えていただければと思います。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） やはりこの美里町にとってですね、特例債、合併特例債を使えるということは、大変なこう利点といたしますか、いいところがあるわけですので、これでよかったなという思いで質問をさせていただきました。

終わります。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第26号、宇城東部二町新町建設計画の一部変更については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第２６号、宇城東部二町新町建設計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩とします。再開を午後１時とします。

-----○-----

休憩 午前１１時４９分

再開 午後 １時００分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第１０ 議案第２７号 準用河川金木川災害復旧工事請負契約の一部変更について

○議長（吉田美好君） 日程第１０、議案第２７号、準用河川金木川災害復旧工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

内容説明を求めます。長井建設課長。

○建設課長（長井寿浩君） 議案第２７号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第２７号、準用河川金木川災害復旧工事請負契約の一部変更について

次のとおり準用河川金木川災害復旧工事請負契約の一部を変更したいので、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

令和２年３月１０日提出 美里町長 上田泰弘

１、工事番号、２８災補河第７１６２号。

２、契約金額、「９，３９６万円」を「９，８５８万６，５２５円」に変更する。

３、契約の相手方、熊本県下益城郡美里町畝野２９００番地、株式会社西村建設、代表取締役、西村潤次郎。

提案理由でございます。準用河川金木川災害復旧工事に係る請負変更契約の締結について、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

今回の変更により４６２万６，５２５円の増額を行います。変更の内容につきましては、別添資料等でご説明いたします。お配りしております議案第２７号資料をご覧ください。資料といたしまして、変更内容の主な工種、数量と図面を添付しております。

工事の内容、工事内容の変更につきましては、石積工、コンクリートブロック積

工の面積の変更で、2枚目の図面に各箇所の数量を記載しております。変更の理由といたしまして、基礎部分の露出の違いにより、基礎の形状変更によりブロック積、石積工の面積の変更、また小口止工及びすり付け工を変更したものです。また、消費税相当額の変更と石積工において、当初設計では石材を現地での採取としておりましたが、現地での石材の採取が困難により購入石材の施工を行うことになったため、請負金額の変更を行うものでございます。

以上で、第27号の説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番、高田君。

○1番（高田美千子君） ただいまご説明ありました上程中、議案第27号につきまして、準用河川金木川災害復旧工事請負契約の一部変更ということですが、変更内容の記載の中にあります説明を読んでおりましたところ、これからまた上程されます28号の藤木川の復旧工事、29号の柏川朝見線、それから30号もそうですね、柏川朝見線の災害復旧工事の変更内容の中にインフレスライドによるという記載がなされておりますけれども、金木川の場合はそれはなかったんでしょうか。今あのおう、あちこちの災害が頻発しておりまして、人手不足とか資材の高騰とかいうことが取りざたされておりますので、こちらのほうのそのう記載がなかったのがちょっと気になりましたのでお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 建設課長。

○建設課長（長井寿浩君） ご説明いたします。

インフレスライドということで、県のほうからはインフレスライドの該当ということとなっておりますけれども、平成31年の3月現時点を対象とするということで、残工事、それから残工事の部分に対応するということになっております。

それと、もう一つですけれども、受注者側からの申し出があった場合、それを行うこととなっておりますので、今回、この議案第27号の西村建設株式会社のほうからはその申し出が出ておりませんので、インフレスライドの対象はしておりません。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） はい、わかりました。復旧復興の全ての工事がですね、今後スムーズに進捗していきますように願っております。

以上です。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第 27 号、準用河川金木川災害復旧工事請負契約の一部変更については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立であります。

したがいまして、議案第 27 号、準用河川金木川災害復旧工事請負契約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 11 議案第 28 号 普通河川藤木川災害復旧工事請負契約の一部変更について

○議長（吉田美好君） 日程第 11、議案第 28 号、普通河川藤木川災害復旧工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

内容説明を求めます。長井建設課長。

○建設課長（長井寿浩君） 議案第 28 号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第 28 号、普通河川藤木川災害復旧工事請負契約の一部変更について

次のとおり普通河川藤木川災害復旧工事請負契約の一部を変更したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 3 月 10 日提出 美里町長 上田泰弘

1、工事番号、28 災補河第 7874 号。

2、契約金額、「5,336 万 2,800 円」を「5,732 万 1,976 円」に変更する。

3、契約の相手方、熊本県下益城郡美里町遠野 268 番地 1、岩田建設株式会社、代表取締役、岩田龍裕。

提案理由でございます。普通河川藤木川災害復旧工事に係る請負変更契約の締結について、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

今回の変更により 395 万 9,176 円の増額を行います。変更の内容につきましては、別添資料等でご説明いたします。お配りしております議案第 28 号資料をご覧ください。添付資料といたしまして、変更内容の主な工種、数量と図面を添付しております。

延長、主な工種、数量については変更はありませんが、消費税等相当額の変更及び美里町公共工事請負契約約款第 25 条第 6 項に規定しているインフレスライドで、工期内に賃金水準に著しい変動が生じ、請負代金額が不適当となったときに請負代金額の変更を請求できる制度で、工事費の資材、労務及び諸経費等が対象となり、変更設計を行い、変更金額の請負金額の変更を行うものでございます。

以上で、第 28 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第 28 号、普通河川藤木川災害復旧工事請負契約の一部変更については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第 28 号、普通河川藤木川災害復旧工事請負契約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 12 議案第 29 号 町道柏川朝見線災害復旧工事請負契約の一部変更について

○議長（吉田美好君） 日程第 12、議案第 29 号、町道柏川朝見線災害復旧工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

内容説明を求めます。長井建設課長。

○建設課長（長井寿浩君） 議案第 29 号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第 29 号、町道柏川朝見線災害復旧工事請負契約の一部変更について

次のとおり町道柏川朝見線災害復旧工事請負契約の一部を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和2年3月10日提出 美里町長 上田泰弘

1、工事番号、28災補道第7180号。

2、契約金額、「9,340万9,200円」を「1億2,257万6,621円」に変更する。

3、契約の相手方、熊本県下益城郡美里町遠野268番地1、岩田建設株式会社、代表取締役、岩田龍裕。

提案理由でございます。町道柏川朝見線災害復旧工事に係る請負変更契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

今回の変更により2,916万7,421円の増額を行います。変更の内容につきましては、別添資料でご説明申し上げます。お配りしております議案第29号資料をご覧ください。添付資料といたしまして、変更内容の主な工種、数量と図面を添付しております。

工事内容の変更につきましては、全体の復旧延長には変更ありませんが、1工区において、平成30年4月24日の降雨により、1工区の終点側が被災し、国・県と協議を行った結果、追加工事と認められ、1工区の延長を6メートル追加したため、軽量盛土工、グラウンドアンカー工、鉄筋挿入工、防護柵工及びコンクリート舗装工の数量の変更を行うものです。また、仮設モルタル吹付工の追加につきましては、掘削面の崩壊防止と工事施工時の作業員の安全を確保するものです。

図面をご覧ください。赤で表示してある部分が変更の箇所となっております。平面図の斜線箇所が今回被災し、追加した箇所となっております。また、消費税等相当額の変更及び美里町公共工事請負契約約款第25条第6項に規定しているインフレスライドで、工期内に賃金水準に著しい変動が生じ、請負代金額が不適当となったときは請負代金額の変更を請求できる制度で、工事の資材、労務及び諸経費が対象となり、変更設計を行い、請負金額の変更を行うものでございます。

以上で、第29号の説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第29号、町道柏川朝見線災害復旧工事請負契約の一部変更については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第29号、町道柏川朝見線災害復旧工事請負契約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第30号 町道柏川朝見線災害復旧工事請負契約の一部変更について

○議長（吉田美好君） 日程第13、議案第30号、町道柏川朝見線災害復旧工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

内容説明を求めます。長井建設課長。

○建設課長（長井寿浩君） 議案第30号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第30号、町道柏川朝見線災害復旧工事請負契約の一部変更について

次のとおり町道柏川朝見線災害復旧工事請負契約の一部を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和2年3月10日提出 美里町長 上田泰弘

1、工事番号、30災補道第472号。

2、契約金額、「6,292万800円」を「6,823万9,870円」に変更する。

3、契約の相手方、熊本県下益城郡美里町遠野268番地1、岩田建設株式会社、代表取締役、岩田龍裕。

提案理由でございます。町道柏川朝見線災害復旧工事に係る請負変更契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

今回の変更により531万9,070円の増額を行います。変更の内容につきま

しては、別添資料等でご説明いたします。お配りしております議案第30号の資料をご覧ください。添付資料といたしまして、変更内容の主な工種、数量と図面を添付しております。

工事内容の変更につきましては、当初設計の数量に変更はございませんが、追加工事といたしまして、仮設モルタル吹付工の追加をしております。

図面をご覧ください。右側の標準断面図に赤い色で記載してあります箇所に仮設モルタル工の吹付けを追加しております。軽量盛土工の施工を行うときに、掘削面の崩壊防止と工事施工時の作業員の安全を確保するためのものです。また、消費税等相当額の変更及び美里町公共工事請負契約約款第25条第6項に規定するインフレスライドで、工期内に賃金水準に著しい変動が生じ、請負代金額が不適当となったときに請負代金額の変更を請求できる制度で、工事費の資材、労務及び諸経費等が対象となり、変更設計を行い、請負金額の変更を行うものでございます。

以上で、第30号の説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第30号、町道柏川朝見線災害復旧工事請負契約の一部変更については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第30号、町道柏川朝見線災害復旧工事請負契約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第14 議案第31号 森林体験公園施設スマートビレイシステム備品の売買契約の締結について

○議長（吉田美好君） 日程第14、議案第31号、森林体験公園施設スマートビレイシステム備品の売買契約の締結についてを議題とします。

内容説明を求めます。高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） それでは、議案第３１号の内容説明をいたします。

議案第３１号、森林体験公園施設スマートビレイシステム備品の売買契約の締結について

次のとおり森林体験公園施設スマートビレイシステム備品の物品売買契約を締結したいので、地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求める。

令和２年３月１０日提出 美里町長 上田泰弘

１、物品名、安全装備一式。

２、契約の方法、随意契約。

３、契約金額、９６９万３,０５５円（内消費税、８８万１,１８７円）

４、契約の相手方、東京都渋谷区神宮前２丁目１０番２号、有限会社パシフィックネットワーク、代表取締役、金丸一郎。

提案理由でございます。森林体験公園施設スマートビレイシステムの備品購入に係る物品売買契約の締結について、地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

これは、先の１２月の定例会により承認を受けた令和２年１月２９日付けで仮契約したものでございます。

以上で、内容の説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第３１号、森林体験公園施設スマートビレイシステム備品の売買契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第31号、森林体験公園施設スマートビレイシステム備品の売買契約の締結については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第15 議員派遣の件について

○議長（吉田美好君） 日程第15、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。別紙のとおり、議員を派遣したいと思います。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たに派遣が必要となった場合等の判断は、議長に一任していただきたいと思います。が、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、別紙のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たな派遣が必要となった場合等は、議長に一任していただくことに決定をいたしました。

—————○—————

日程第16 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

日程第17 議会運営委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

○議長（吉田美好君） 日程第16、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について、及び日程第17、議会運営委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件についてを一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第16及び日程第17を一括して議題とすることに決定をいたしました。

日程第16及び日程第17を一括して議題といたします。

お諮りします。各常任委員長、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で、本定例会に上程されました案件は全部議了しました。

したがいまして、会議規則第8条の規定により、閉会したいと思います。ご異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。

閉会に先立ち、上田町長に挨拶を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

令和2年第1回の定例会、大変お疲れ様でございました。

今回も提案させていただきました議案につきましては、全てご承認をいただいたわけでございます。皆様からご審議いただいたこの令和2年度の予算、しっかりと執行して効果的な成果を上げていきたいと思っておりますので、どうぞこれからもご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、非常に今、新型コロナウイルスの影響で先行き不透明な部分もたくさんあります。こういうときだからこそ、一緒になってですね、この美里町が末永く続いていくように、また皆様からご指導、ご鞭撻を賜りますように併せてお願いを申し上げます。閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。

大変お疲れ様でございました。

○議長（吉田美好君） 以上で、町長の挨拶を終わります。

それでは、これをもちまして、本日の会議を閉じ、令和2年第1回美里町議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午後1時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名いたします。

美里町議会議員

美里町議会議員

美里町議会議員

美 里 町 議 会 会 議 録
令 和 2 年 第 1 回 定 例 会

令 和 2 年 3 月 発 行

発行人 美 里 町 議 会 議 長 吉 田 美 好
編集人 美里町議会事務局長 倉 田 辰 実
作 成 株式会社アクセス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
美 里 町 議 会 事 務 局

〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地  
電 話 (0964) 46-2111